

近畿大学
自己点検・評価報告書

平成 28 年度

近畿大学自己点検・評価委員会

目 次

基準Ⅰ	理念・目的	p.1
基準Ⅱ	教育研究組織	p.8
基準Ⅲ	教員・教員組織	p.16
基準Ⅳ-1	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	p.22
基準Ⅳ-2	教育課程・教育内容	p.29
基準Ⅳ-3	教育方法	p.34
基準Ⅳ-4	成果	p.41
基準Ⅴ	学生の受け入れ	p.47
基準Ⅵ	学生支援	p.55
基準Ⅶ	教育研究等環境	p.62
基準Ⅷ	社会連携・社会貢献	p.67
基準Ⅸ	管理運営・財務	p.81
基準Ⅹ	内部質保証	p.92

平成 29 年 11 月 1 日

平成 29 年度の自己点検評価（「平成 28 年度報告書」）の取りまとめについて

自己点検・評価委員会委員長 細井美彦

近畿大学（以下「本学」）では、平成 3 年～7 年に各学部・研究科に「自己点検・評価委員会」を設けるとともに、平成 4 年に「近畿大学における教育・研究に関する調査委員会」を設置し、点検・評価活動を開始した。平成 7 年 11 月に、上記調査委員会の中に実務委員会を設置し、各学部から提出された報告をもとに「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題」をまとめた（平成 8 年 7 月）。

その後、本学は平成 12 年に大学基準協会による相互評価を受審し、平成 13 年 3 月に相互評価認定校として認定された。この時に、本学は報告書と基準協会による相互評価認定通知替（助言および勧告を含む）を収録した「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題 第 2 号」を、全教職員に配布し改革の指針としての活用を図った（平成 13 年 7 月）。更に、大学基準協会による助言および勧告事項については、その後 3 年にわたって改善に取り組み、「近畿大学相互評価結果の改善報告書」を平成 16 年 7 月に大学基準協会に提出し、概ね良い評価を得た。

また、大学認定評価を平成 19 年度（2007 年）に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、本学は「大学基準協会の大学基準に適合している」と平成 27 年（2015 年）3 月 31 日までの認定を得た。なお、平成 19 年度の大学評価において改善が指摘された 18 点の指摘事項に対して本学は平成 23 年 7 月に改善報告書を提出した。その結果、多くの提言を受け止め、改善に取り組んでいることを評価されたが、引き続き努力が望まれる項目も残っており、継続的な努力がなされてきた。

平成 26 年度（2015 年）には、「機関別」認証評価を大学基準協会に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、「大学基準協会の大学基準に適合している」ことが、平成 27 年 3 月に認定された。なお、このとき大学評価において改善が指摘された指摘事項に対して本学は平成 30 年 7 月に改善報告を提出する予定である。

本学は、このように認定評価の受審を受け、第 1 次教育改革と第 2 次教育改革により、教学分野において着実に多くの改革を成し遂げ、自己点検・評価活動を展開してきた。平成 26 年の受審後には、法令改正に沿って、学長によるガバナンス強化を実質化する司令塔として近畿大学の戦略的自己改革をする機構を整備してきた。それは、これまで改革を担ってきた近畿大学 21 世紀教育改革委員会および教育改革推進センターに加えて、研究費制度委員会を中心に研究開発の推進力をもつワーキンググループを立ち上げ、第 3 次教育改革に向けた教育と研究のバランスの取れたアクションを起こせるシステムが出来上がった。

この全学的なアクションを打ち出す機関のアクションを有効にするためには、正確な現状の把握ができ、改善力を提示できる自己点検評価システムが有効である。

そこで自己点検評価委員会では、これまで各部局の基準で行われていた恒常的な自己点検活動を全学的な活動と関連するよう標準項目ごとに記入できるよう工夫している。さらに問題点には各部局の執行部により、大学全体のプランに沿った改善のアクションを示すことを求めている。これからの自己点検評価活動は、大学における様々な活動を検証するのみならず、その改善の方策を明示できる自己改善のサイクル、つまり PDCA システムが働くことを促す組織に育てていく必要がある。本年度の自己点検評価の取り纏めから外部評価委員会の意見を求めることもあり、平成 29 年度自己点検評価報告が、教職員一同にとって自己改善サイクルを確立する意識を刺激し、今後の大学改革への意識が高まることを期待したい。

基準 I 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開並びに大学運営の拠所としている(1-1)。ここにいう「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向するだけではなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことが、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔軟かでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育機関であろうとする事の証左にほかならない。14 学部 12 研究科の特色を生かしながらも共に手を携えて、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指そうとする本学にとって、この建学の精神及び教育の目的に沿って、「近畿大学教育方針」(1-2)を総合大学全体の教育の方向性として定めるものであり、これに基づいて各学部・研究科もその個性的な特徴に適合する教育方針を定めている。

また、『建学の精神』と『教育の目的』に基づき、学部(学科)においては、平成28年4月に新設された国際学部を含めた全学部・学科で、各学部・学科の教育・研究分野の特徴に沿って「教育研究の理念と目的」「育成する人材像」「カリキュラム編成上の特色」等を適切に定め、これを学則に記載している(1-3)。各研究科(専攻)においても、平成26年以降に新設・改組された学部・学科・研究科(総合文化研究科日本文学専攻・英語英米文学専攻・文化・社会学専攻・心理学専攻;生物理工学研究科生体システム工学専攻修士課程(以上、平成26年4月);総合理工学研究科建築デザイン専攻、産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程(以上、平成27年4月))で「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切に定め、学則に記載している(1-4)。法務研究科(法科大学院)においては、平成27年4月に「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」と題して「法科大学院の教育研究の理念と目的、育成する人材像」「法科大学院の学習・教育目標」「法科大学院のカリキュラム編成上の特色」を適切に定め、学則に記載している(1-5)。短期大学部においても「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切に定め、学則に記載している(1-6)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか。

大学・学部・研究科の理念・目的は、上述の通り近畿大学学則等にこれを掲げ、在学生及び教職員に対しては授業や研修会による教育・研修及び冊子などの配布による広報を通じて周知を

図り、併せて大学のホームページで社会に向けて公表している（1-6）。

新任教員を対象に春期と秋期に年 2 回研修会を継続的に開催している。春期研修会では新任教員向け自校学習を実施し、広島キャンパス及び福岡キャンパスの新任教員試聴用に研修会録画映像（DVD）を各部局に配布している（学生対象の正課科目である自校学習については次項で述べる）。

本学では、建学の精神及び教育の目的について、出版物の刊行や「不倒館」（創設者世耕弘一記念室、平成 21 年設立）における展示を通じて、大学構成員のみならず社会に発信している（1-8）。これらの出版物については自校学習教材（参考書）に指定する学部もある（1-8）。大学のホームページにおいても「建学の精神 / 教育の目的」及び「近畿大学教育方針」を掲出しており、大学構成員のみならず社会に対する公表にも配慮しているほか、平成 27 年には、本学と社会との関わりについて社会貢献も含めて解説したリーフレット（1-9）を制作し、主に官公庁向けに配布した。

学生ができる限り早い段階から、本学の建学の精神並びに教育の目的及び方針を理解し、本学において自ら学ぶ意欲を高めて、その主体的な学修の嚆矢とすることを企図して、いずれの学部も学生に対して次に掲げるように教育課程内外で、建学の精神等を説明し、更に、在学生・卒業生の学内外での活躍の紹介等を通じて本学の教育成果に関する共通認識を涵養することに努めている。

- ① 大学の入学式において、建学の精神並びに教育の目的及び方針を、創設者のエピソードなどを交えつつ、映像を用いて紹介している。
- ② 授業開始までに、全学部において新入生を対象にオリエンテーションを開催し、教育課程の概要や単位履修の仕組み等と併せて近畿大学及び学部・学科・コース等の教育研究の理念と目的を説明し、学修の心構えを説いている。
- ③ 共通教養科目に「自校学習」（経営学部は「基礎ゼミ I II」）を設け、新入生を対象として、大学・学部・学科の歴史と展望及び教育理念等について授業すると共に、図書館等大学の施設及び各学部・学科等の附置機関について説明している。また、自校学習映像教材として映像教材 2 編を作成・配布し、創設者の本学建学の理念、今日の教育目標等について、本学の歴史や近年の研究トピックス等と共に説明し、更に教育の成果である卒業生の優れた社会的業績を紹介している（1-10）。本科目の運用は各学部・学科の裁量に委ねられているが、設置にあたっては全学共通教育機構において大枠を定めたものである。
- ④ 教学責任者による建学の精神及び教育の目的等に関する説明は、平成 24 年度以降継続して実施されている（1-11）。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

建学の精神及び教育の目的に基づいた教育・研究上の目的については、カリキュラムの改定や入学試験制度の変更などの検討に際して、全学的な観点から大学協議会及び大学院委員会が、その整合性を検討してきたところであるが、平成 27 年度から、全学の自己点検・評価委員会と

各学部・研究科の自己点検・評価委員会が PDCA サイクルの点検・評価に継続的に携わることで、定期的な検証システムが整備されている。例えば、生物理工学部及び生物理工学研究科では、Check 機能を学部・研究科の自己点検評価委員会が果たし、学部長（研究科長）が Plan し、関連各種委員会並びに教授会（研究科委員会）が Do、Action を行うことが明確化されている（1-12）。しかし、一部の学部、研究科では、検証システムが運用されていない。

また、平成 22 年 4 月の「近畿大学教育方針」制定に際して 21 世紀教育改革委員会（学士力強化検討委員会）が主導的な役割を果たした経緯に鑑みて、大学・学部・研究科等の教育研究の理念と目的の適切性に関する検証に際しても、同委員会が全学の推進にあたることとなる。自己点検・評価委員会及び学士力強化検討委員会を中心として、今後も引き続いて大学の教育研究の理念と目的との整合性を図りつつ教育・研究の改善活動を進め、理念・目的の妥当性についての点検・評価を実施する。

教育目的・人材育成目標の妥当性を検討する資料として、本学では平成 26 年度のホームカミングデーで実施した卒業後 4 年を経た者を対象とした状況調査がある。その他、全国経済産業リーダーズクラブと提携した新卒業生歓迎会においても同種の調査を行っている（1-13）。なお、平成 26 年以降、農学部・生物理工学部（以上、平成 26 年 4 月）、法学部・経営学部・総合社会学部・農学部（以上、平成 27 年 4 月）において、教育研究の理念と目的等の改定を含む学則変更があり、いずれも公表している。

2. 点検・評価

基準 1 の充足状況については、以下のとおりである。

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神に掲げ、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的としており、このことは学則に明文で定めると共に、履修要項、授業計画に記し、履修指導などの機会を利用して学生に説明し周知を図り、更にホームページを通じて社会に対しても公開・発信している（1-7）。その上で知識基盤社会に転換しつつある 21 世紀の日本において必要とされる知識と思考力の育成を目指し、総合大学として実践的学問の発展に努めるという教育方針を建て、これに基づいて教育及び研究の活動に取り組んでいる。各学部・研究科も独自の教育の理念・目的を設定し、これに基づく教育方針のもと、大学としての活動に従事している（1-3）（1-4）（1-5）（1-6）。この点において、本学の理念・目的は、高等教育機関及び学術文化の研究機関としてあるべき大学にとって適切な内容を有するものである。

本学の建学の精神、教育理念及び教育・研究の目的については、大学・大学院共に全学的な観点から手続きに則って責任ある機関によって検証されている。従来からカリキュラムの改定や入学試験制度の変更等の検討に際して学士力強化検討委員会が検証を行っていたが、更に全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会が PDCA サイクルの点検・評価に継続的に携わるシステムが確立され、定期的な検証が実施されている。各学部・研究科においても独自の PDCA サイクルによる検証システムが確立されている。

(1) 効果が上がっている事項

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として設立され、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的に定め、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、クリティカル・シンキングやチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を社会的使命として教育や研究に取り組んできた。

大学の教育理念に基づいて、各学部・研究科も教育の理念・目的及び方針等を適切に定め、その内容は学則別記に記載されている(1-3)(1-4)(1-5)(1-6)。これらは、履修要項、授業計画、パンフレットや、大学・学部・研究科のホームページに掲載され、学生及び教職員に周知すると共に広く社会にも公表している(1-7)。更に学部では新入生対象のガイダンス、オリエンテーション等の学部行事や自校学習、基礎ゼミなどの正課授業を通じて学生にこれらを説明している。自校学習を開講し、映像教材も作成・配布したことで、本学の建学の精神及び教育の目的等についての学生に周知している。

理念・目的の適切性を検証するシステムの構築が全学的に整備され、多くの学部等にて、既に定期的な検証が行われている。

理念・目的等の策定・点検にあたって、学部・研究科等各部局が責任をもって検討することはもちろん、21世紀教育改革委員会（学士力強化検討委員会）がこれらの適切性について学部・学科・研究科と連携して全学的な見地から検討する体制が整えられ、斉一性のとれた理念・目的・教育方針等の策定と公開が実施されている。また、この全学的取り組みによって、教育理念・目的・方針等についての認識及びこれらに則した教育研究活動の必要性についての認識を全学的に共有することができた。

新任教員研修会では、全新任教員が本学の建学の精神と教育の目的等について正しい知識を持ち、本学の教育・研究の目標・課題を認識できるように、教員向け自校学習の機会を設け、当日の内容を収録したDVDも各学部等に配布している。

理工学部が技術者育成のための日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けるなど、各学部がそれぞれ専門機関からの認定を受け、自己点検に関しても高い評価を得ているが、全学部とも実学教育を共通の指標としている。研究科においても、教育・研究目的の深化に取り組み、幅広い分野で貢献できる高い能力を備えた人材の育成や高度な研究の国際的な展開を図り、その成果として平成20年度以降、継続的に戦略的研究基盤形成支援事業に採択されてきた(1-15)。

(2) 改善すべき事項

大学の建学の精神及び教育の目的は適切に策定され、大学構成員及び社会への公表が図られているが、現状では全学的規模における定期的な点検・評価のための改善と検証の主体・サイクル・方式の運用が継続して実施される体制が整ったが、学部・研究科単位で見ると点検・評価にあたるPDCAサイクルの構築・運用が実施されていない学部がある。各学部で教育の目的・人材育成目標が適切に遂行されているかを定期的に調査し、評価することは重要である。また、講義アンケートや修了生アンケートに加え、企業への聞き取りに加え、社会での活躍が目まじしい卒

業生への追跡調査やヒアリング等を適宜実施し、教育にフィードバックできる体制を確立しなければならない。

シラバスが Web 公開され、学生は携帯端末等を使って随時、確認を行っているが、教育研究の理念、目的及び方針、カリキュラム編成の特色等のページを閲覧する機会が減少している。また、教職員・学生の目に触れる機会も減った。オリエンテーション、ガイダンス等の機会を通してこれらを周知するように努めなければならない。

また、本学のホームページは日本語中心となっているが、グローバル化推進を考慮すると、教育研究の理念と目的を国際的に発信する必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

本学は、教育研究目的及び教育方針を制定しこれを社会に発信することに努めてきたが、今後もこれを深化・実質化していくことと点検・改善を継続することが重要である。ホームページや大学案内等による情報発信に加えて、活発な広報活動の効果は大きいと考えられるので、これを引き続いて遂行する。更に、高校生向けイベントや一般向けイベントを通じて積極的に語りかける方法も取り入れる。

自己点検・評価委員会による教育・研究活動に対する教育・研究の理念・目的や教育方針の適切性を定期的に検証するための PDCA サイクルが全学的に機能している。この基盤整備・体制作りを引き続き進展させる。

教育方針の策定・改定と教育目標を含めた全学的な検証は、学士力強化検討委員会を中心に進められてもおり、法学部や文芸学部などの改組・新設した学科において新しく教育研究の理念と目的、育成する人材像が改定され、これらはいずれも学則に適切に反映されている。更に、平成 29 年度に改組が計画されている生物理工学部においてもポリシーの修正が既に実施されており、検証体制は着実に定着したといえる。

ホームページや大学案内等による情報発信に加えて、活発な広報活動の効果は大きいと考えられるので、これを引き続いて遂行する。更に、高校生向けイベントや一般向けイベントを通じて積極的に語りかける方法も取り入れる。履修要項・授業計画及びこれらを活用したガイダンス等による周知と併せて、ホームページ、オープンキャンパス、高校説明会、近大フェア（保護者懇談会）など多様なチャネルを用いて多面的・多層的な教育理念・目的についての広報活動を展開する。研究科においては、ホームページや広報媒体に関して定期的な検証を行ない、広報活動を充実させる。

(2) 改善すべき事項

全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCA サイクルの点検・評価が継続的に実施され、平成 28 年度からはいくつかの学部で独自の検証体制が

確立された。今後は本学の教育の理念、目的及び方針の適切性について定期的な検証システムが効果的に機能しているかを更に検証しながら、持続的・継続的な改善に努め、教育課程や入口・出口の改革等に際しても必ずこれらの改善・検証を行う必要がある。

新任教員研修会については、研修会の記録映像に基づいて各学部・研究科等における既存教員のリカレント研修にも役立てるように働きかけることを検討する。

卒業生の状況及び企業等の就職先の本学に対する満足度に関する調査を実施し、教育の理念・目的や人材育成目標等の成果について検証し、改善に結びつける。

また、積極的に本学の建学の精神及び教育の目的を海外に発信することによって、グローバル化を推進し、本学の国際的競争力を高めるために、英語によるホームページの内容及び大学・学部・研究科案内パンフレットを充実させる。

4. 根拠資料

- 1-1 近畿大学学則
- 1-2 近畿大学学則別記 (1)「近畿大学教育方針」
近畿大学 HP 教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 1-3 近畿大学学則別記 (2)「近畿大学 学部・学科の教育・研究の目的について」
- 1-4 近畿大学大学院学則別記「近畿大学大学院 研究科・専攻の教育・研究の目的について」
- 1-5 近畿大学法科大学院学則別記「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」
- 1-6 近畿大学短期大学部学則別記 (2)「近畿大学短期大学部の教育・研究の目的について」
- 1-7 近畿大学ホームページ
<https://www.kindai.ac.jp/>
各学部および研究科履修要項・授業計画 (シラバス)
- 1-8 「我が生、難行苦行ナレドモ我が志、近畿大学トナレリ炎の人生評伝・世耕弘一先生」田島一郎 (著)、近畿大学世耕弘一先生建学史料室 (編) (近畿大学世耕弘一先生建学史料室)、近畿大学世耕弘一先生建学史料室 (編)「学ぶこころー近畿大学建学者・世耕弘一」 (日本図書センター)、「山は動かず〜世耕弘一伝〜」 (近畿大学) 世耕弘昭 (原案) いわみせいじ (漫画)
- 1-9 平成 28 年度自校学習 (基礎ゼミ) シラバス (経済・理工・文芸・総合社会・農学部)
KindaiWeb Syllabus 2016 年度シラバス
- 1-10 「近大発 地域創生」
- 1-11 近畿大学自校学習映像 2016「大学のあゆみ・発展史編」、近畿大学自校学習映像 2016「卒業生編」
- 1-12 「薬学概論 塩崎学長特別講義」「薬学概論レポート」「21 世紀の社会科学シラバス」

- 1-13 生物理工学部 教授会議事録・研究科議事録・自己点検評価委員会議事録
- 1-14 「新卒業生歓迎会について」
- 1-15 戦略的研究基盤支援事業 年度推移表

基準Ⅱ 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、近畿大学学則第4条において学部・学科・研究科などの設置を定めているが(2-1)、これらの編制原理の根底には、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を掲げた創設者の「学びたい者に学ばせたい」との思いがある(2-2)。

この目的を達成するために、本学は、現在、14学部49学科、法科大学院、大学院11研究科を擁する総合大学としての組織を備えるに至っている。(2-3)。

本学は、社会的課題・要請や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組んできた。また、大学・学部・学科(専攻)、大学院各研究科・専攻それぞれに教育理念を定め、入学者受入れ、教育課程の編成、卒業認定・学位授与の「3つのポリシー」に基づいて教育活動を展開している(2-4)、(2-5)。

更に、本学には、学部・学科・研究科とは別に、「実学教育」と「人格の陶冶」に則して未来志向の実践的学問を追求するため、多様な研究所・センター組織が設置されており、大学院・学部とも協働しつつ活動している(2-6)。特に、水産研究所の研究成果は広く社会に還元され、バイオコックス研究所の研究には社会から大きな期待が寄せられている(2-7)(2-8)。

平成28年度には、社会の要請に応える本学の理念を踏まえた教育研究組織改革が実施された。法学部では、(旧)法律学科と政策法学科を融合し、法律学科1学科体制となった(2-9)。文芸学部では、文化デザイン学科を設置した(2-10)。また、新たに設置された国際学部は、グローバル化の進む転換期を生き抜き社会に貢献できる人材の養成を目的としている(2-11)。

長い歴史をもつ学部も機敏な組織的対応をしている。例えば、本学創立時の商学部を源流としている経済学部と経営学部、そして創立時より存在した理工学部は、建学の精神を色濃く反映した組織となっているが、特に、理工学部は、建学の精神である「実学教育」を実現するために、教育研究組織に企業の現場技術者を含んでいる。また、平成27年度には「ステューデントフォーラム」を開催し、理工学部の全教員・全学生が一同に会する機会を設けている。平成28年度にも、継続的に第2回理工ステューデントフォーラムが開催された。これらのことから、各学科・コース間の連携が活発化している。また、理工学部執行部全体会議が年2回程度開催され、各種委員会の連携強化がはかられている(2-12)。

先述したように、本学は社会的課題・要請や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組んできた。理工学部から分離して設置された建築学部は、時代の変化に順応し、建築の工学的側面だけでなく、次世代に引き継がれ発展する建築を生み出す創造力を生み出すことを目的とする我が国最初の建築学部であり、現在、教育研究体制の拡充が行われている。また、総合社会学部は、多様な視点から現代社会の複雑な問題を理解するため視点の異なる学問分野を連携させた教育・研究を行うことを目的として、文芸学部より関連分野を分離させ新たな分野を拡充したものである。(2-13) また、平成28年度設置の国際学部も、グローバル

化という時代の要請に応えるため、文芸学部より英語コミュニケーション学科の教育分野を分離し、新たな分野を拡充して設置されたものである。

更に、時代の要請に応えるために独自の特徴を持った教育研究組織を有する学部も多い。例えば、薬学部は、創薬研究や生命科学研究に従事できる人材と医療に貢献できる薬剤師の育成の2つの目的を達成するために、6年制の医療薬学科と4年制の創薬科学科の2学科を設置している。また、薬学総合研究所、アンチエイジングセンターを併設しており、学部や研究科との研究教育活動と連携し、幅広い教育・研究を展開している。また、農学部は、「環境」「生命・健康」「食糧」というキーワードで現代の諸問題に対応し、得られた技術・知識を人間社会のために活用するという学部の理念・目的に沿った6学科による教育研究体制となっている(2-14)。また、連携研究所として、水産研究所を有し、数多くの輝かしい業績を挙げている。医学部は、講座制を基本とし、臨床系講座については、附属病院の診療科とほぼ一体をなしており、このような医学部の組織編成は、チーム医療や複数研究者間の共同作業が重視される医学部においては、理念・目的の実現のために適切であり、概ね有効に機能している(2-15)。

その他にも、社会の要請に応じて対応している例として、生物理工学部は、建学の精神に則って、平成27年4月に教育研究組織に関わる諸規程が改正・施行されている(2-16)。工学部では、21世紀の技術革新に必要な生命、エネルギー、ロボット及び電気の分野を新たに導入し、社会の要請に応えることができるよう平成25年4月に改組を行っている(2-17)。また、産業理工学部は、理系4学科、文系1学科からなり、その編成原理は本学建学の精神を踏まえた人間主義の工学であり、文理融合を实践すべく教育研究組織を編成しているが(2-18)、2014(平成26)年には、「産業理工学部ミッション2014」を作成し、研究、教育、地域貢献の3つの分野ごとに方向性を定めた。

大学院においても、建学の精神に則って時代の要請に応えるための特徴をもつ例として、次のようなものが挙げられる。

商学研究科においては、実践的な学問の修得という実学重視の考え方に則って、商学、経営学、会計学、ITビジネス、キャリア・マネジメント、スポーツ・マネジメントの6つの研究分野から構成され、企業等の組織体の活動から生じる諸問題について、当該研究分野の研究方法に従って理論的・歴史的に解析していく研究能力を養成するように組織されている。また、経済研究科は、現実の経済社会が直面する課題を解決しうる研究者の育成と、高度な専門知識を持つ職業人の養成をめざしている。

薬学研究科においては、創薬科学科の上に薬科学専攻の博士前期課程と後期課程、医療薬学科の上に薬学専攻の博士課程を設置し、特に後者において臨床に精通した薬学研究者の観点をもって多様な薬学領域で活躍できる人材の育成を目指している(2-19)。

従来の文芸学研究科を改組した総合文化研究科は4専攻10コースからなり、多彩な専門教育と同時に、各専門領域を横断する共通科目と担当教員を置くなどして、研究科の理念・目的に則った教育研究体制を構築している(2-20)。

医学研究科では、専攻分野間の壁を超えた共同研究や集団的な指導をしやすいするために、平

成 20 年度から 5 専攻を 1 専攻に集約している。同時に、それまで学部の講座名と同名であった専攻分野の名称を、各分野の教育・研究内容を表現した名称に変更すると共に、一部再編して 44 分野とした。再編された医学系専攻は、それぞれの専攻分野名に独創性のある研究課題を明示しており、研究科の理念・目的を適切に反映している (2-21)。

システム工学研究科は、建学の精神に即した理念・目的を実現すべく、博士後期課程並びに 4 つのクラスタからなる博士前期課程により組織されており、メディアセンターと次世代基盤研究所も研究科の理念・目的に合わせて連携協力している (2-22)。また、研究科を構成する 4 クラスタが、学部 6 学科の上部組織として 1 : 1 の関係になかったため、学部との継続性を満たすべく、平成 29 年度から 6 コースへの改編を行う計画である。

産業理工学研究科は、「ハードサイエンスとソフトサイエンスの融合のもと、社会に信頼され地球環境に調和する産業科学技術の展開を図り、持続可能な循環型知識基盤社会の発展に貢献する」ことを教育研究の理念に掲げ、3 コースからなる 1 専攻に統合・再編された (2-23)。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

教育理念・目的及び教育方針並びに教育研究組織の設置及び運営の適切性について、学部間で協議するための組織として学部長会議があるが、検証体制は確立されていない。また、東大阪キャンパスにおいては、文系・理系間での横断的な取り組みについて情報交換に努めている。

更に、21 世紀教育改革委員会・学士力強化検討委員会と連携しつつ、各学部は定期的に大学・学部・研究科の理念・目的に照らして教育課程を見直すと共に、教育研究組織の適切性について、主に自己点検・評価委員会が主体となって検証にあたり、これに基づいて教授会や研究科委員会において、学部・学科、研究科・専攻などの改組や名称変更などを適宜行っている (2-24)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

本学の教育研究組織は、14 学部 49 学科、法科大学院、大学院 10 研究科を擁するが、これらの編制原理は、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」と教育研究の理念である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」と照らして、適切なものである。また、教育研究組織における適切性を全学及び各学部、研究科等で検証を行っている。

全体を通して、「実学教育」と「人格の陶冶」といった建学の精神に鑑みて、現状の教育研究組織は全般に活発に機能しており、建学の精神を具現化した各学部の特徴づけが明確に意識されている。例えば、法学部では社会の中で実用される批判精神を発揮できる人格の陶冶を目的とし、文芸学部では本学における文学・文化・芸術に関する教育と研究の中心として、自由闊達な気風が伝統となっている。

実学教育の具体化の例としては、総合理工学研究科では、「モノづくり専攻」において大学教授と企業の技術者が連携して院生を指導している (2-25)。また、平成 27 年度より、金型産業に

地域貢献する金型プロジェクトが「近大ものづくり工房」へと発展した（2-26）。

薬学専攻博士課程では、大阪府内で薬剤師レジデント制度を設置している国立循環器病研究センターと市立堺病院に連携講座を設置し、レジデントとして臨床業務と臨床薬学研究を並行して行うプログラムが実施されている（2-27）。

また、農学部では、平成18年度に里山修復事業が「現代的ニーズ取組支援プログラム」に採択され、環境教育に貢献しつつある（2-28）。更に、農学部・農学研究科及び水産研究所とのコラボレーションによる21世紀グローバルCOE（2-29）や複数の私大戦略的研究基盤形成事業などの大型プロジェクトが採択され、学科や専攻を跨いだ研究活動が効果的に実施されている（2-30）。

医学部では、大講座制への移行が特に外科系において良く機能し、人事や情報の交換が活発化し、チーム医療でも貢献している。また、医学部共同研究施設については、同施設運営委員会において泉ヶ丘への移転を視野に組織の再編が検討されている。更に、関連研究所である東洋医学研究所及び腫瘍免疫等研究所と医学部との関係の再検討や、これら2研究所の人事に関する医学部教授会の権限の検討を議論しはじめている。

（2）改善すべき事項

総合大学として、特色のある教育研究組織を有しているが、これらの学部・研究科等の組織を建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」や教育研究の理念である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」と更に強く合致させるために、各学科・専攻間の連携、学術分野間の連携、文理融合などの推進が必要である。

法学部では、「政策法学の位置づけが曖昧であり、理念やカリキュラムで抜本的に改善されたとはいえない」、理工学部、総合理工学研究科では、「各学科・専攻間の連携が不十分」、文芸学部では、「文系の学部創設に伴って、学部間・学部内の再編を余儀なくされ、学部再編に多大な労力を払ってきたが、文化デザイン学科の新設により、学部内外の超ジャンルを更に進める必要性がある」、農学部・農学研究科では、「学部と研究科の垂直・縦断的な連携は効果的に実施されているが、水平・横断的な連携が少ない」、医学部では、「大講座制への移行が形式的なものに留まっている分野もある」、産業理工学部では、「各専門分野での基礎知識が身につくまででないと文理融合は進めにくい」「研究分野をつなぐコーディネーターが不可欠だが、確保が難しい」、総合文化研究科では、「複数の学部に関わる研究科として、その特質にふさわしい専攻・コースの編成方針がまだ十分に検討されていない」、などが改善すべき事項として挙げられた。

各学部・研究科で共通する部分としては、文理融合や分野間の連携で課題を残している。

3. 将来に向けた方策

（1）効果が上がっている事項

今後も、「実学教育」と「人格の陶冶」といった建学の精神に鑑みて、各学部等から様々な提

案が挙げられている。これらの多様な取り組みを大学全体として統合して、現状の教育研究組織を更に活性化して行く。例えば「全体会議参加が若手教員の研究・教育時間を害することのないように電子会議・電子資料の導入により会議運営の円滑化を図る」（法学部）、「継続的な自己点検・評価に加え、将来構想委員会を開催し平成 26 年度に設置した「経済心理学コース」の発展と改善のため「将来構想委員会」で検討する」（経済学部）、また、「活発な議論と自由闊達な雰囲気は伝統となっている文芸学部の長所について、現在の方向性を維持し「超ジャンル」に力を入れる」（文芸学部）、「経済学部の将来構想委員会と共同で経済学研究科の長期的ビジョンを策定する」（経済学研究科）、「教員が属する複数の学部間の連絡、連携を緊密に行う」（総合文化研究科）などの方策が見込まれている。また、すでに多くの組織で取り組んでいる学部内・学科間での連携や各種委員会等の活発化、教育研究の質の向上を目指した外部評価などの更なる発展を進めること等が必要で、このような視点では「JABEE 等、外部機関による審査」「学部全体でのイベント等の継続的な開催」（理工学部）（2-31）、「人事計画の適切性の維持や連携講座の増加」（薬学部・薬学研究科）、「できるだけ立地を生かした地域連携型の教育・研究を更に発展させる」（農学部・農学研究科）（2-32）、「今後とも講座制を維持し、時代の要請に応じて大講座への再編や講座の新設、名称変更を行っていく」（医学部）、「教養・基礎教育部門の専任教員と兼任教員が学科横断的に連携して教養・基礎教育を推進するための委員会組織を設置する」（産業理工学部）、「遺伝カウンセラー養成課程などの取り組みに対する外部評価の検討」（総合理工学研究科）、などが望まれる。

（2）改善を要する事項

大学全体の教育研究組織の適切性を検証する体制を確立して、各学部や研究科での教育研究組織に関する諸課題に対し、自己点検活動を通して問題点を明らかにし、それを改善するための方策を各種委員会で検討の上、大学全体を視野に入れて各組織の整備を進めて行く必要がある。

例えば、「法律学と政策法学のバランスについて（カリキュラムも含めて）再検討」（法学部）、「経済・社会の諸問題は時代によって変わる可能性を踏まえて大学・学部の理念に適合した教育研究組織であるために継続的な検証が必要」（経済学部）、「定員を充足させるために、具体的な取り組みが必要」（経済学研究科）、「教育研究組織の再編成に向けて、その適切性を検証するための明確な体制を整え、それがサイクルとして機能するようにする」（総合文化研究科）、「より実践的なデザインと設計力の向上を目指した教育を実現させる組織編成に向けた方策を策定」（建築学部）（2-33）、「新学科の組織とカリキュラム安定を早期に図る」（文芸学部）、「改組に際して掲げられた教育研究の理念に合致した、専門分野を超えた領域横断的アプローチが可能な教育研究を産業理工学部と一体で進める」（産業理工学研究科）、「大講座制への移行に伴って、教員の採用が主任教授の研究領域に偏り、学生教育に支障が生じつつある講座については、学生の声や同僚評価を含む授業評価の結果を参考に、教員配置の是正」（医学部）、「東洋医学研究所や腫瘍免疫等研究所などの関連研究所の人事・組織上の位置付けの明確化」（医学部）なども引き続き課題として挙げられる。

また、社会的ニーズの変化や入試状況などに対応した教育研究組織の検証は各学部や研究科において共通の課題となっている。このような課題に対して、各学部・研究科では具体的な対策を講じており、例えば、産業理工学部では平成 28 年度に「学部改革実行委員会」が設置された。農学部でも、「将来構想検討委員会」が組織され、議論が行われているが(2-34)、現状では学部全体へは浸透していないため、更に広い議論が望まれる。更に、全学的に関連研究所との連携強化なども各学部・研究科に共通した課題と言える。

研究科の組織としての課題では、各種委員会が学部とは独立し、大学院の常設委員会の設置や効率化が望まれる。この点に関しては、総合理工学研究科や農学研究科、総合文化研究科等、いくつかの研究科では対応済みであるが、まだ対応が不十分な研究科もあり、改善が望まれる。

4. 根拠資料

- 2-1 近畿大学学則第 4 条
- 2-2 近畿大学 HP 近畿大学教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 2-3 近畿大学 HP 学部・大学院
<http://www.kindai.ac.jp/academics/index.html>
- 2-4 近畿大学 HP 学部・学科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 2-5 近畿大学 HP 法科大学院・大学院研究科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>
- 2-6 近畿大学 HP 研究所・センター等
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/index.html>
- 2-7 近畿大学 HP 水産研究所
<http://kindaifish.com/>
- 2-8 近畿大学 HP 理工学部・総合理工学研究科 研究所・センター
http://www.kindai.ac.jp/sci/research/research_center.html
- 2-9 近畿大学 HP 法学部・法学研究科
- 2-10 近畿大学 HP 文芸学部
<http://www.kindai.ac.jp/bungei/>
- 2-11 近畿大学 HP 国際学部
<http://int-studies.kindai.ac.jp/>
- 2-12 近畿大学 HP 理工学部
<http://www.kindai.ac.jp/sci/>
http://www.kindai.ac.jp/graduate/courses/science_and_engineering_research.html

- 2-13 近畿大学 HP 総合社会学部
<http://www.kindai.ac.jp/sociology/>
- 2-14 農学部・農学研究科改組資料
- 2-15 近畿大学医学部 HP/講座紹介
<http://www.med.kindai.ac.jp/course/lecture.html>
- 2-16 生物理工学部運営委員会規定
生物理工学部教授会運営内規
生物理工学部各種委員会規定
生物理工学部各種委員会運営規則
- 2-17 近畿大学工学部 HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 2-18 近畿大学産業理工学部 HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 2-19 薬学研究科履修要項
- 2-20 大学院総合文化研究科内規
- 2-21 大学院医学研究科便覧
- 2-22 近畿大学システム工学研究科ホームページ
<http://www.hiro.kindai.ac.jp/faculty/graduate-f/>
- 2-23 産業理工学研究科ホームページ
<http://www.fuk.kindai.ac.jp/postgraduate/>
- 2-24 近畿大学 HP 21世紀教育改革委員会
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html>
- 2-25 総合理工学研究科 東大阪モノづくり専攻ホームページ
http://www.kindai.ac.jp/sci/department/graduate_school_innovative_engineering.html
- 2-26 近畿大学理工学部「近大ものづくり工房」誕生！
<http://www.kindai.ac.jp/sci/news/009893.html>
- 2-27 薬学専攻博士課程－特色
<http://www.phar.kindai.ac.jp/dept/major/feature.html>
- 2-28 里山修復プロジェクト
<http://nara-kindai.univ.jp/05project/satoyama/main.html>
- 2-29 近畿大学グローバル COE プログラム HP
<http://www.flku.jp/gcoe/>
- 2-30 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（農学部）
<http://nara-kindai.univ.jp/05project/index-mext.html>
- 2-31 近畿大学 HP 理工学部/教育/学部教育の特色/技術者教育
<http://www.kindai.ac.jp/sci/education/feature/expert.html>

- 2-32 ニュースリリース（奈良県と近畿大学が包括的連携協定を締結）
<http://www.news2u.net/releases/148666>
- 2-33 建築学部教室会議議事録 2015. 11. 12
建築学部教務委員会議事録 2015. 11. 19
- 2-34 農学部将来構想検討委員会議事録 2015. 11. 6

基準Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

本学が求める教員像は、直接にそれを明示するものは有していない。しかし、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、①専門分野に関する高度な知識と優れた研究能力を有していること、②「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すという本学の教育方針を熱心に追行できること、すなわち、「現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向する」という教育方針（3-1）を熱心に追行できる教員を大学が求める教員像としている。この教員像に基づき、各学部及び研究科で教員の編成方針の策定が進められている。また、「近畿大学国際化ビジョン」に基づき、平成26年度、21世紀教育改革委員会において「教育の国際化・グローバル化」が教育の新たな方針に追加され（3-2）、グローバル推進検討委員会が設置された。現在は、この委員会の審議内容に応じて新たに「求める教員像」の検討を行っている（3-3）。

教員組織の編成に関しては、全学及び各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂行するために、各学部長等により構成される審議機関として大学協議会が学長のもとに設置されている（3-4）。また学部では、学部長が教授会を開催し、教員組織の編成に関する事項に関して審議を行い（3-4）、学科では、学科長は、学科会議やクラスタ会議などを開催し、教員組織の編成に関する審議する。

教員組織の編成方針については、9学部で学部内規（3-5）～（3-11）に明記されている。編成方針が明文化されていない学部においても、教員の採用・昇格の際には、人事委員会や教授会での慎重な審議を経て人事計画が策定されており、編成方針は十分明確になっている。

大学院の教員組織の編成方針については、大学院部長が統轄している（3-5）。各研究科では、研究科長が研究科委員会を開催し、教員組織の編成方針について審議する（3-5）。学長は大学院委員会（大学院部長、各研究科長及び各研究科委員会の若干名の委員で構成）を開催し、教員組織の編成方針について審議・決定する。

全専任教員は、「教員業績評価自己申告表」（3-14）として教育、研究、管理・運営、社会活動の各項目の年次ごとの報告が義務づけられている。

研究科は学部 비해、「求める教員像」、「教員組織の編成方針」の明文化は進んでいない。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

各学部・研究科とも、それぞれの教育理念や目的に応じた責任ある教育を行うために、大学設置基準で定められた必要教員数を超える専任教員を配置し、そのカリキュラムポリシーに適した教育の質の確保に努めている。職位ごとの専任教員数、性別及び年齢構成については、各学部・研究科の単位で調整するように指導されている。また、外国語や教養科目については、各学部の教育方針に基づいて全学共通教育機構が教員配置についての調整等を行っている。

女性教員の割合が文芸学部、総合社会学部、国際学部で30%を、社会科学系の法学部、経済学

部でも 20%を超えている。(3-15)

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

本学の各学部では、学部毎の規程と、詳細に関して明文化された内規や申し合わせに基づいて、透明性のある教員の採用及び昇任手続きが実施されている。教員の新規採用に関しては、全ての学部で公募を原則としている。

多くの学部で、学科や科目グループごと、教授会で承認された選考委員会等の協議に基づいて教員新規採用の根拠と採用予定教員の専門分野・人数・職位等が提案され、人事委員会、学部運営協議会等で、教員組織編成方針に基づいて当該採用計画の適切性を審議した後、教授会で審議・承認の上、学長の許可を得て教員の公募を行っている(3-5)～(3-11)。応募者に対しては人事委員会、審査委員会、選考委員会等による書類審査後、面接・模擬授業を経て教授会で投票などにより順位付けまたは採用候補者の決定を行う。また、昇格についても学部内規等(3-5)～(3-11)に定められた基準を満たす者に応募を促し、人事委員会、審査委員会、選考委員会等による審査の上、教授会の議を経て学長に上申している。

特色ある取り組みとして、建築学部で、採用予定者の決定に際し、学部教員全員が参加する面接を実施している(3-8)。

一方、各研究科の教員は、原則として全て学部の専任教員であることから、研究科のみで教員の採用人事は行っていない。何れの研究科でも、基盤となる学部の専任教員採用・昇格人事に合わせ、大学院担当の可否について、研究科委員会で資格審査を行っている。大半の研究科では、資格審査の基準が内規或いは申し合わせ事項として明文化されている(3-12)が、総合理工学研究科では明文化されていない。総合理工学研究科における教員の採用は、各専攻が申請を行い、人事委員会で資格を審査し、研究科運営委員会の議を経て研究科委員会で承認するとしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、全学で実施するFD研修会に加え、各学部が独自にFD研修会または研修会を開催し(3-16)(3-17)(3-18)(3-19)(3-20)(3-21)、全学部で学生による授業評価を実施している。また、教員業績自己評価及び個人研究費のインセンティブ運用を大学全体で実施しており、平成26年度から、Read & Researchmapによる教員業績の公開が行われている。

特色ある取り組みとして、経営学部の学部教育改善プロジェクト(3-16)、建築学部のピア・レビューを通じた教員の資質向上への取り組み(3-17)、総合社会学部の専攻を横断して同じテーマについて話し合う「専攻横断談話会」(3-22)などがある。

一方、研究科では、これまで基盤となる学部と共催でFD研修会を行ってきた例が多かったが、平成26年度の認証評価において指摘を受けて以降、大半の研究科がそれぞれ独自のFD研修会を年1回以上開催している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

本学が求める教員像は、「専門分野に関する高度な知識と優れた研究能力を有していること」、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すという本学の教育方針を熱心に追行できること」、すなわち、「現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向する」という教育方針を熱心に追行できる教員を求めるとしており、この教員像に基づき、各学部及び研究科で教員の編成方針の策定が進められている。教員組織の編成に関して、最終的な審議・決定を行う機関として大学協議会が学長のもとに設置されている。

多くの学部・研究科での「求める教員像」の策定において、本学では、人事は公募を基本としていることから、より明確かつ厳格な教員採用人事が実施されている。また、各学部・研究科の教員組織の編成方針に年齢構成や男女比が考慮され、より公正でバランスのとれた組織が確立されつつある。例えば、女性教員の割合は、文芸学部、総合社会学部、国際学部で30%を、社会科学系の法学部、経済学部でも20%を超えている(3-15)。建築学部では教員全員で採用候補者を面接するなど、審査過程の透明性が高い。また、教員の資質向上を図るため、建築学部ではピア・レビューを積極的に導入し(3-17)、文芸学部では毎年の文芸フェスタ、総合社会学部では専攻横断談話会を行っている(3-22)(3-23)。

講座制を採る医学部を除き、多くの学部で教員組織編成方針に基づいて年度毎の人事計画を予め策定し、計画的に教員の新規採用や昇任手続きを進めている。また、全ての学部で新規採用は原則として公募によるとしており、そのほとんどは、公募情報を科学技術振興機構研究者人材データベース(JREC-IN)に掲載しており、産業理工学部では義務付けている。

更に、経済学部、経営学部では、海外の学会発表や国際ジャーナルへの掲載など国際的に評価される研究を行っている教員が増えている。

(2) 改善すべき事項

大学全体として、求める教員像が直接、明示されていない。

一部の学部・研究科において求める教員像、また教員組織の編成方針が明文化されていないため、内規等に明記する必要がある。

法学部では、学部教育の性格上私募もしくは招聘の形式による新規採用人事を行うこともあり得るので、これに対応した人事内規を整備する必要がある。薬学部では、すべての職位で新規採用者は公募することとなったが、複数教員間の共同研究が求められる現代の薬学研究においては、公募により採用された教員間で研究室運営に軋轢を生じる場面も懸念されている。

一方、大学院においては、総合理工学研究科では、MO合教員などの大学院指導資格基準が明文化されていない。農学研究科では資格基準が明文化されているが、各専攻で異なるため、可能な限り統一した方が良い。産業理工学研究科には、理工系、芸術系、社会科学系と、専門分野の

異なる教員が所属しているため、大学院担当教員資格審査の際の根拠となる業績評価に統一的な基準の設定が困難であり、各教員の専門分野の事情に配慮した基準が必要となっている。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

教員像や教員の教員組織の編成方針の策定が各学部や研究科で強力に推し進められており、更に、大学全体の統括に依り、教員の年齢構成、男女比、カリキュラムポリシーなどを明確にして、公募における採用基準に反映されて、バランスのとれた学部・研究科運営が実現していく。

FD 活動については、今後も参加を呼びかけると共に、ピア・レビューや先行横断談話会等の導入を促進する。

全学的に海外での学会発表や評価の高い国際査読誌への論文掲載など、高いレベルの研究を行っている教員が増えており、海外出張や在外研究等をはじめとする研究環境の整備を更に進める。

研究科においては、今後も一層 FD 活動を推進し、研究と教育の質を高めることに努める。また紀要等の研究発表の場の活用 (3-24) (3-25)、学外の研究誌等への執筆を奨励していく。

(2) 改善すべき事項

大学全体として、求める教員像が直接、明示する必要がある。また、全学部・研究科においても、求める教員像と教員組織の編成方針を明文化して、内規等に明記する必要がある。

なお、平成 28 年度は教育の国際化・グローバル化を踏まえて、グローバル推進検討委員会が設置され、教育改革が諮られようとしている。「求める教員像」もこれらに呼応し、対応を進める必要がある。

教員の採用・昇格については選考基準を明瞭にし、公正な教員組織編成を目指す必要がある。また年齢構成に偏りがみられる学部があり、今後の是正が必要である。

総合理工学研究科では、研究科運営委員会においてMO合教員等の資格基準を検討し、これを明文化する必要がある。

システム工学研究科では、大学基準協会から指摘されている研究科独自の FD 活動が実施出来ていないので、これが必要である。平成 29 年度中に第 1 回研究科 FD 教員研修会を実施する。

4. 根拠資料

3-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindaipolicy/>

3-2 第三次教育改革の基本方針

3-3 近畿大学教員選考基準

3-4 近畿大学学則

- 3-5 法学部の求める教員像及び教員組織の編成方針（2013 年 7 月 8 日）
- 3-6 経済学部運営運営協議会運営に関する内規
 経済学部教授会運営に関する内規
 経済学部人事委員会規程
 経済学部専任教員資格選考基準
 経済学部研究業績評価指標
 経済学部研究業績評価指標の教授会申し合わせ事項
 経済学部専任教員資格選考に関する内規
 経済学部教員公募に関する内規
 近畿大学経営学部教員人事に関する内規
 経営学部採用又は昇任に必要な研究業績の換算
- 3-7 文芸学部・総合社会学部人事委員会議事録
 文芸学部教員人事計画案（平成 26 年度～平成 30 年度）
- 3-8 建築学部専任教員等の資格選考基準
 建築学部専任教員資格選考委員会規程
 建築学部専任教員昇任業績評価指標
- 3-9 近畿大学農学部教員昇任及び任用基準
 近畿大学農学部専任教員選考に係わる内規
 農学部における教養・語学教員の採用人事に関する内規
- 3-10 医学部教員の採用・昇任要件に関する申し合わせ
 医学部主任教授の選考に関する内規
 医学部臨床教授の選考に関する内規
- 3-11 工学部専任教員の資格選考基準
 工学部専任教員の資格選考に係わる内規
 工学部専任教員資格審査基準表
 平成 27 年度工学部運営方針資料
- 3-12 大学院教員任用等の基準規定の適用に関する商学研究科内規
 生物理工学研究科昇格基準
 生物理工学研究科昇格に関する諒解事項
 大学院システム工学研究科教員人事に関する内規
- 3-13 近畿大学大学院学則
- 3-14 教員業績評価自己申告表（大学・短大・高専等教員用）
- 3-15 専任教員 職位・性別・年齢構成
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/download-data/teachers/teacher-h28.pdf>
- 3-16 経済学部 FD 研修会資料、経済学部講演会開催資料
 経営学部 FD 研修会資料

- 経営学部教育改善プロジェクト及び学部重点プロジェクト（公募一式）
- 3-17 平成 27 年度第 1 回建築学部 FD 研修会
平成 27 年度ピア・レビュー報告書（設計演習 I、静定構造力学演習）
- 3-18 平成 27 年度医学部 FD 開催記録
- 3-19 農学部第 14 回 FD フォーラム参加報告会開催のご案内
農学部第 15 回 FD フォーラム・全学 FD 研修会並びに ICT による教育改善研究発表会
参加報告会開催のご案内
農学部第 16 回 FD フォーラム並びに平成 22 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム
参加報告会開催のご案内
平成 23 年度近畿大学農学部 FD 委員会ミニシンポジウム「私の授業」開催案内
- 3-20 平成 27 年度工学部・システム工学研究科 FD 研修会資料
平成 27 年度工学部「特別予算」申請について（ご案内）
- 3-21 医学研究科平成 27 年度第 1 回 FD ポスター
医学研究科平成 27 年度第 2 回 FD ポスター
- 3-22 総合社会学部「専攻横断談話会」
英語授業改善研究会
- 3-23 文芸学部「ブンゲイフェスタ」
<http://www.kindai.ac.jp/bungei/event/20151113011859.html>
文芸学部授業評価アンケート資料
リフレクションペーパー資料
- 3-24 大学院研究紀要「渾沌」
- 3-25 文芸学部研究紀要「文学・芸術・文化」
総合社会学部研究紀要「総社る」

基準Ⅳ 教育内容・方法・成果

Ⅳ―1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<大学全体の教育目標>

本学は、未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げ、総合大学として各学部の特色を生かしながら、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指している(4-1-1)。これからの時代に、自主独往の気概に満ち、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志をもつ学生を社会に送り出すことが本学の使命であると考え、「学生を大切に作る大学づくり」及び「教員の教育力の向上と自己刷新」を目標に、平成18年2月に「21世紀教育改革委員会」を発足させ、教育改革を進めている(4-1-2)。

平成21年10月からは、「学士力強化検討」、「学修・学生生活支援検討」そして「大学院教育改革検討」の3つの行動目標を掲げ、授業と学習行動の質の向上、更に大学院の充実を目指した取り組みを行ってきた。また、国際化強化並びに企業が求めるグローバルに活躍できる人材育成への取り組み強化を目的として、平成26年6月より「グローバル推進検討委員会」を設置、教育改革を推進してきた(4-1-2)。

現在、近畿大学未来戦略機構のもと、総合大学としてのスケールメリットを生かした、各学部間の有機的連携による高効率な教育体制を確立し、教育プログラム策定・教育力向上・教育グローバル化を推進、支援している。

<学部・研究科における「教育目標」及び「学位授与方針」の設定>

大学の教育理念に掲げた人材の育成を達成するため、各学部では学部及び学科ごとに、人材育成の目的を近畿大学学則第1条2項の別記(2)(4-1-3)に定め、これに基づき各学部・研究科では学位授与方針(ディプロマポリシー)を定め、公開している(4-1-1)。学部のディプロマポリシーは履修要項において、学科、専攻のディプロマポリシーは、それぞれの授業計画(シラバス)において記載し、近畿大学HPで閲覧することができる(4-1-5)(4-1-6)(4-1-7)。

学部の学位授与方針は、「建学の精神」と「教育理念」に基づき、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生の育成」が確認できることにあり、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。なお、学生には卒業までに身に付けるべき資質を、本学の教育方針である学位授与方針(ディプロマポリシー)に記している。

大学院では各研究科の学位授与方針については、研究科ごとに「研究科の教育研究の理念と目的、育成する人材像」と「学習・教育目的」により明示している。しかしながら、平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「各研究科における学位授与方針は、

研究科ごとに設定しているが、その内容は修了要件が示されるにとどまり、修得しておくべき学習成果が明確に示されていないため、改善が望まれる。また、一部の研究科においては教育課程の編成・実施方針において内容の不備が見られるため、改善が望まれる」との指摘があり、修得に必要な学習成果の再検討が課題となった(4-1-8)。その後の各研究科で学位授与方針の改善がなされたが、一部の研究科では、改善が済んでいない。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<教育課程の編成・実施方針の明示>

大学全体の教育理念・目的及び育成する人材像を受け、教育目標及び各学部・各研究科の学位授与方針に沿って、学部・研究科ごとに教育理念・目的及び育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与並びにこれを達成するために適切な教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)を定め公開している(4-1-1)。

共通教育科目である共通教養科目については、「近畿大学の教養教育の目的と目標」、同じく外国語科目については「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」「外国語教育マニフェスト」に基づいてカリキュラムが編成されている(4-1-9)(4-1-10)(4-1-11)。

専門科目については、学位授与方針(ディプロマポリシー)に掲げられた能力を着実に修得できるように、科目を基幹科目、展開科目、発展科目、演習科目等に分類して配置し、それらの科目の位置づけ、育成する能力をカリキュラムポリシーにおいて明記している(4-1-1)。

更に、学部・研究科だけに留まらず、各々の学科・専攻のカリキュラムポリシーも、近畿大学学則第1条2項別記(2)に定めたそれぞれの教育目標、並びに学部・研究科のカリキュラムポリシーに則って適切に定め、公開されている(4-1-1)。なお、学部・研究科のカリキュラポリシーは履修要項において、学科・専攻のカリキュラムポリシーは、それぞれの授業計画(シラバス)において記載している。履修要項は入学時に新入生全員に配布している。授業計画(シラバス)は近畿大学HPで閲覧することができる(4-1-6)。

<学生がキャリアの形成を実現するための科目の編成・実施方針>

本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神のもと、これからの時代に貢献できる人材を育成するため、学部では共通教養科目に「キャリアデザイン」を開講している。また、ボランティア、インターンシップ、各種資格取得講座などのプログラムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援している。更には、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会も提供している(4-1-12)。

また大学院では、キャリア形成のための実践的な科目を用意している。例えば、産業理工学研究科等では実務能力を養成する科目として「技術文書作成演習」「実践英語演習」を、産業界の現状と踏まえた「産業技術特論」を研究科の必修共通科目として開講している(4-1-13)。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

大学の教育の目的及び教育方針である入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針は、ホームページにより大学構成員に周知され、社会に公表されている（4-1-1）。

また、本学の教育方針も「履修要項」に記載し学生に配布することで、その認知度及び理解度の向上を図っている。教員については、各学部教授会、各研究科委員会にて毎年度見直しを行うことから、これらの目的や方針を共有する機会となっている（4-1-14～28）。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、大学全体の場合は責任主体となる自己点検・評価委員会が担っている。実際の改訂作業は21世紀教育改革検討委員会の学士力強化検討委員会で平成27年度から本格的に開始され、平成28年度に3つのポリシーの全面改定がなされた。

各学部・研究科における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、各学部の自己点検・評価委員会、及びそれと連携する教務委員会（或いは教務委員会に相当する委員会）等が担い、各研究科の場合は大学院運営委員会及び教務委員会等が担っている。検証の頻度については、基本的にカリキュラム改訂の必要性が生じたときなどに適宜検討するという形態であり、特に時期を決めて行ってはいないところが見受けられる。しかし、今後は全学での検証が毎年定期的に行われることとなっており、これに伴い各学部・研究科での検証が実施される見込みである。なお、理系学部の中には第三者評価であるJABEE（日本技術者教育認定機構）、並びにJABPE（薬学教育評価機構）の審査を定期的に受審することで、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を担保している。

なお、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を含めた3つのポリシーに関しては、平成27年7月21日付の学士力強化検討委員会、教育改革推進センター連名による文書において、各学部・研究科へ現状、並びに今後の変化に対応した見直しが求められ（4-1-29）、平成28年度において全面改定がなされた。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<本学の教育の理念・教育目標に基づき、大学全体及び各学部・研究科の「3つのポリシー」を制定し検証を行ったこと>

本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、及び「人に愛され、信頼され、尊敬される人の育成」という教育目的に照らし、大学全体の「教育目標」、「教育内容」、「学位授与方針」を明確化した。これを受け各学部・研究科が教育目標（育成する人材像）を定め、それ

らの実現のために「3つのポリシー」を制定し公表することで、教育内容、学位授与にいたる道程等を学生に示すことができている。

＜各学部、各学科・専攻の「3つのポリシー」の見直しが始まったこと＞

各学部、及び各学科・専攻で制定した学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）の見直しが指示され、それぞれの所管においてその検討が開始された。PDCA サイクルの確立が遅れた学部も、これを機に検証・評価が始められ、今後十分に機能するものと期待される。

（2）改善すべき事項

＜教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知に関して＞

共に学部と研究科における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知は、概ね良好であるが、一部の学部や研究科において、周知方法の不備の指摘がある。

＜各学部における評価・検証の状況に格差が見られること＞

大学全体として、教育目標やディプロマポリシーの有効性・適切性を検証する具体的体制が十分でなく、また、具体的な検証方法が確立されていない。第三者評価機関である日本技術者教育認定機構（JABEE）等の認定を受けている学部・研究科では、教育の質保証に対する PDCA サイクルが機能しているが、大学全体の自己点検評価活動としては、点検・評価体制の整備、活動が緒についたばかりであり、PDCA サイクルの確立が必要な学部もある。

＜学位授与方針における記載内容に具体性が欠落していること＞

平成 27 年度に実施された大学基準協会の評価結果で指摘されているように、大学院研究科における学位授与方針は制定され修了要件が提示されているものの、学生が修得すべき学修成果が明確になっていなかった点は、平成 28 年度に各研究科で見直した結果、学生が修得すべき具体的な学修成果が記載されるように改善されたが、一部の研究科では、改善が済んでいない。

3. 将来に向けた方策

（1）効果が上がっている事項

＜本学の教育の理念・教育目標に基づき、大学全体と各学部の「3つのポリシー」を制定・周知＞

大学全体及び各学部・研究科で制定した教育目標や学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー）の定期的な検証を通じて、これらに対する学生の理解度を確認しその認識を高めると共に、FD 及び SD 活動による大学構成員（学生及び教職員）への周知活動を継続して、その理解の深化を、大学の専任教員のみならず、非常勤の教員をも対象とすることが求められる。

<学部、各学科・専攻の「3つのポリシー」の見直しを開始>

各学部学科で制定した学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー）の見直しが指示され、それぞれの所管においてその検討が開始された。PDCA サイクルの確立が遅れた学部も、これを機に検証・評価が始められ、今後十分に機能するものと期待される。

各研究科、専攻で制定した学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針（ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー）の見直しが指示され、それぞれの所管において教育成果の達成目標の具体的な記述を盛り込んだ新しい教育方針が制定された。また、21世紀教育改革委員会の号令のもと、平成27年度からは毎年研究科ごとにPDCAサイクルシートの作成が実施され、年度ごとの自己点検評価報告書が作成されるようになったので、実効をあげるものと期待される。

（2）改善すべき事項

<教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知に関して>

単にこれらをHPに掲載し、公開するだけでなく、学内構成員における認知率についてもアンケートを実施し、把握することが望まれる。今後、更なる情報公開へと歩みを進める必要がある。各研究科のホームページから教育目標、学位授与方針へのリンクが不十分な部署が多いので改善に取り組む必要がある。

<各学部における評価・検証の状況に格差が見られること>

各学部、研究科において、教育目標や教育方針の有効性・適切性を検証することのできる体制を整備すると共に、確実に検証作業を実施して行く。また、授業評価アンケートや卒業アンケートなどから寄せられた学生の意見を最大限活用するために、リフレクションペーパー以外の形式による有効な活用方法も考案する必要がある。研究科では、平成28年度より授業評価アンケート、同リフレクションペーパー作成が一部の研究科で実施されるので、その内容を踏まえて、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証する予定である。そして、評価指標結果をどのように教育目標・教育方針の改善へと繋げていくのかを組織的に検討し明らかにしておく。

<学位授与方針における記載内容に具体性が欠落していること>

大学院研究科における学位授与方針で、学生が修得すべき学修成果が明確になっていない研究科においては、早急に改善して、ホームページにて公開する必要がある。

4. 根拠資料

4-1-1 近畿大学 HP「近畿大学教育方針」

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>

- 4-1-2 近畿大学 HP 「21 世紀教育改革委員会 第三次教育改革」
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/download-data/innovation/third-order-01.pdf>
- 4-1-3 近畿大学学則第 1 条別記
- 4-1-4 近畿大学大学院学則第 1 条別記
- 4-1-5 各学部履修要項 2016
- 4-1-6 各学部授業計画（シラバス）2016
- 4-1-7 各研究科履修要項・授業計画（シラバス）2016
- 4-1-8 近畿大学に対する大学評価（認証評価）結果 平成 27 年 3 月（公益財団法人 大学基準協会）
- 4-1-9 近畿大学の教養教育の目的と目標
- 4-1-10 近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標
- 4-1-11 外国語教育マニフェスト」
- 4-1-12 近畿大学公開講座 等 <http://www.kindai.ac.jp/rd/kouza/index.html>
- 4-1-13 産業理工学研究科授業概要
- 4-1-13 法学部：近畿大学法学部教務委員会規程・近畿大学法学部各種委員会規程・近畿大学法学改革本部規程
- 4-1-14 経営学部：平成 27 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録、平成 27 年度第 8 回教授会議事録
- 4-1-15 建築学部：建築学部教務委員会議事録、建築学部 F D 研究集会議事録、建築学部教室会議議事録
- 4-1-16 薬学部：自己評価書
<http://www.phar.kindai.ac.jp/faculty/pdf/hyoka21.pdf>
- 4-1-17 文芸学部：自己点検・評価委員会進行表、文芸学部教務委員会議事録
- 4-1-18 農学部：農学部教務委員会規程、農学部 F D・教育研究評価委員会規程、平成 25 年度農学部（農学研究科）委員会一覧表
- 4-1-19 医学部：分野別評価ワーキンググループ名簿、医学部委員会名簿
- 4-1-20 生物理工学部：生物理工学部運営委員会規程、生物理工学部教授会運営内規、生物理工学部各種委員会規程、生物理工学部各種委員会運営規則、生物理工学部/研究科自己点検評価報告書
- 4-1-21 工学部：工学部・大学院自己点検評価委員会規程、工学部教務委員会内規、工学部教育推進センター規程、工学部における内部質保証システム（図）
- 4-1-22 薬学研究科：自己点検書
http://www.phar.kindai.ac.jp/tenken/daigakuin_tenkenH24.html
- 4-1-23 総合文化研究科：大学院修了生アンケート、平成 26 年度第 1 回総合文化研究科委員会議事録

- 4-1-24 農学研究科：平成 23 年度農学研究科教授会議事録（平成 23 年 7 月 12 日）、平成 25 年度農学部（農学研究科）委員会一覧表、大学院教務検討委員会議事録（平成 27 年 11 月 11 日）、大学院 F D 委員会議事録（平成 27 年 11 月 11 日）
- 4-1-25 生物理工学研究科：生物理工学研究科委員会規定、生物理工学研究科委員会運営内規、生物理工学研究科各種委員会規定、生物理工学研究科各種委員会運営規則、生物理工学研究科委員会議事録、生物理工学部/研究科自己点検評価報告書
- 4-1-26 システム工学研究科：平成 25 年度第 1 回大学院システム工学研究科教務委員会議事録
- 4-1-27 産業理工学研究科：産業理工学研究科幹事会内規
- 4-1-28 近畿大学 21 世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会・教育改革推進センター 「3 つのポリシー」の見直しについて

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

全ての学部・研究科において、学位授与方針（ディプロマポリシー）、及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づいて開講科目を決定している。授業科目は各学年及び各セメスターで順次性を確保して開講している（4-2-1）。また、開講されている授業科目の体系や適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会・教授会・研究科委員会等で定期的に検証・改善している（4-2-2）（4-2-3）。

【学部】

学部のカリキュラムは共通教養科目、外国語科目、専門科目（一部の学部は専門基礎科目も含む）から構成され、そして高い専門性を養う編成となっている。

本学では、「近畿大学の教養教育の目的と目標」で「近畿大学の教養教育は、幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間関係と確かな主体を確立する」ことを目標として掲げており、21世紀教育改革委員会及び全学共通教育機構の教学ガバナンスの下で、共通教養科目を全学で統一して整備している（4-2-1）（4-2-4）。平成24年度に共通教養科目の見直しが提言され、平成25年度からは学部教育に相応しい教育内容を保証するため、開講科目を全学共通開講科目と学部開講科目に分けて提供することとした。

外国語科目に関しては、「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標、英語教育の共通基本目標」及び「第二外国語教育の共通基本目標」に基づき、順次性を図りながら授業を開講している（4-2-5）（4-2-6）。

専門科目は、専門につながる基礎科目を主に1学年に担当し、学年が上がるにつれて基礎から応用へと科目を担当して専門知識を体系的に修得させる体系としている。また、4学年に卒業研究や総合演習科目を配置し、課題解決能力、論理的思考力、プレゼンテーション、ディスカッション能力などを能動的に引き出しつつ、これまで培ってきた専門知識や技術を総合化する工夫をしている（4-2-1）。

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力については、基礎ゼミやキャリアデザイン科目、インターンシップ実習などで高めると共に、専門科目の中でも専門知識の教授の際に卒業後の進路について触れながら講義を行うことで能力向上につなげている。また、薬学部では企業との連携による演習、医学部では地域医療演習、を取り入れるなど実務者教育に関わる連携等も推進している（4-2-7）（4-2-8）。

こうした体系的な科目配置を明示するため、各学部では開講科目とディプロマポリシーの関係をマトリクス表記したカリキュラムマップ及び科目ナンバリングを行っている。更に、これに学年配当を組み合わせたカリキュラムツリーも作成し、履修要項・カリキュラムガイドブック等で開示する等、学生への周知に努めている（4-2-1）。

【大学院】

博士前期課程では、コースワークに重きを置きながら、修士論文作成・発表を最終目標とするリサーチワークとのバランスに配慮した構成としている(4-2-1)。コースワークでは、主専攻科目を核としつつ幅広い選択科目を履修できるよう授業科目を開設しており、また複数教員による分野横断的な科目や専門英語力の強化を視野に入れた英語科目なども多く配置している(4-2-1)。これらのカリキュラムを通して幅広い基礎的教養と先端的知識を併せ持つ職業人の育成を図っている。

一方、博士後期課程では前期課程の内容を更に発展させ、研究の計画力と実施能力、データの理解力と判断力を修得するためのリサーチワークに重心を移し、博士論文の作成・口頭発表と専門学術雑誌での公表を最終成果として、高度の専門的知識を有する研究者、技術者の育成を目指すカリキュラムとなっている。

コースワークの導入に伴って、学位授与方針などの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目は開設されているが、履修モデル・カリキュラムマップ・カリキュラムツリーなどの順次性のある科目配置に関する説明が学生に周知されていない。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程にふさわしい教育内容を提供しているか。

教育内容についても、全ての学部・研究科において、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づいて、学士課程、大学院の修士課程・博士前期課程・博士後期課程の各課程に相応しい教育内容が検討され、その提供が的確に行われている。全学的には、21世紀教育改革委員会・教育改革推進センター・全学共通教育機構が核になって、また各学部・研究科では教務委員会を柱として、教育内容の点検・評価・改善を行っている(4-2-2)(4-2-3)(4-2-9)(4-2-10)。

【学部】

共通教養科目は、「人間性・社会性」、「地域性・国際性」、「課題設定・問題解決」、「スポーツ・表現活動」の4科目群からなり、幅広い教養と豊かな人間性を育むため科目群ごとに修得単位数の下限を設定し、バランス良い履修を促している。(4-2-1)。また、全学部共通で1年次に開講される「基礎ゼミ」は、必修で少人数のゼミ形式とし、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション能力の育成を行うと共に、学年ごとの目標と目標達成のための実行計画を記載させる『My Campus Plan』を活用し、自律的に学習に取り組む動機付けを行い、卒業後の社会的・職業的自立にも結びつけている(4-2-11)(4-2-12)。

外国語教育については、英語教育の共通基本目標及び第二外国語教育の共通基本目標に基づいて、各課程に相応しい教育内容を提供している。また、英語科目で「英語演習」「オーラル・イングリッシュ」を配置するなど、「読む・書く・聞く・話す」の四技能のバランスのとれたコミュニケーション能力の育成を行っている。更に、専門に関わる外国語能力の養成のために専門教育科目として英語科目を配置している(4-2-1)。

専門科目の教育内容は、各学部の教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し、知識を教授する講義だけでなく、チームで課題解決や探求を行う演習・実習なども交えながら、学生が自律的に学習に取り組むための教育内容としている。(4-2-1)

社会が求める教育内容の質の確保という点では、理系学部で日本技術者教育認定機構(JABEE)や薬学教育評価機構(JABPE)等の認定によって、外部機関による評価による質的保証を行っている。

初年次教育や高大連携に配慮した教育内容については、1年生の必修科目である「基礎ゼミ」で、学びの動機付けとその習慣形成を促す教育プログラムを提供している。また、高大連携として、附属高校推薦入試・指定校推薦入試等の入試制度合格者に対する入学前リメディアル教育(「e-Learning」学習システムの利用、プレエントランス講義、小論文添削指導、入学前スクーリング、入学前ガイダンスなど)を実施している(4-2-13)。更に、入学後のリメディアル教育は、一部の理系学部で物理を未履修で入学した学生に対して学習支援室を開室する等、各学部で高・大の教育的接続性に則して実施している。

【大学院】

大学院では、講義、演習、研究を交えながら、各専門分野が求める高度な内容と共に幅広い知識を身につける教育内容を提供しているが、本学では更に以下の工夫も行っている。

修士論文の作成指導では、指導教員によるきめ細かな指導を柱としつつ、中間発表会の開催やインターンシップ研修、複数の教員により指導を行うセカンドメジャー制(システム工学研究科、産業理工学研究科、総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻)、修士1年次と2年次で指導教員が変更可能な制度(総合文化研究科)等、多様な視点から指導が受けられる体制づくりに務めている(4-2-1)。

また、総合大学の利点を生かし、多様な視点を持ち高度な専門性を有する職業人を育成するため、研究科の枠を越えた「教員養成プログラム」、「知的財産管理プログラム」、「現代都市政策プログラム」、「税務会計プログラム」を開講している(4-2-14)。更に、本学の大学院生が各研究科の垣根を越えて集い、各自の研究内容について活発な論議を繰り広げる「近畿大学サイエンスネットワーク院生サミット」「近畿大学大学院文系院生サミット」を毎年開催してきたが、平成27年度からはこれらを融合し、全研究科による「院生サミット」を開催している。これは、多様な価値観を育むと共に、より広い観点から自分の研究内容を見つめ直す貴重な機会となっている(4-2-15)。

研究科における大学院教育の教育課程の適切性を検証する組織的なシステムは未だ整備されていない。全学レベルで大学院教育課程編成の適切性について検証するプロセスを整備する必要がある。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

【学部】

カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーの作成によって、教育課程の体系が明確になり、教員・学生が共有化できた。また、各学部において、専門教育科目の開設状況と順次性のある体系的配置について定期的に検討を行うようになった。

【大学院】

総合大学の強みを活かし、4つの学際教育プログラムの設置や研究科横断の「院生サミット」の開催によって、文理融合の幅広い視野の育成が図られている。また、中間報告会やセカンドメジャー制の導入などによって、多様な視点から指導が受けられる体制づくりを行っている。

(2) 改善すべき事項

【学部】

社会的及び職業的自立のための能力育成を図るためにも、学生の自律的な取り組みを促す教育課程・教育内容の充実が求められる。また、限定的に実施しているリメディアル教育の拡充が必要である。

【大学院】

平成26年度に行われた大学基準協会の大学評価で指摘された大学院シラバスの精査と組織的な内容検証は実施できたが、更なる学位授与方針などの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目について、履修モデル・カリキュラムマップ・カリキュラムツリーなどの順次性のある科目配置の整備と学生への周知が必要である。

研究科における大学院教育の教育課程の適切性を検証する組織的なシステムは未だ整備されていない。全学レベルで大学院教育課程編成の適切性について検証するプロセスを整備する必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

【学部】

カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーは導入できたが、その公開方法が限定的である学部が一部あり、今後、公開の徹底とその周知を進める。

【大学院】

院生サミットについては始まったばかりであり、効果検証も行いながら充実を図る。また、多

様な視点からの指導体制も、研究科相互の情報交換を行い、充実を図っていく。

(2) 改善すべき事項

【学部】

学生の自律的な取り組みを促す点については、教育課程・教育内容・教育方法の面から総合的に検討していく。教育方法ではアクティブ・ラーニングの導入を進める必要があるが、それを柱とした教育課程を構築することを検討する。また、リメディアル教育については、検証が必要で現状の精査を行った上で、具体的な補完方策を検討する。

【大学院】

大学院授業科目における、履修モデル・カリキュラムマップ・カリキュラムツリーの作成は、大学院全体の課題であり、これらの検討により、教育課程における順次性のある科目配置を整備して、学生への周知を徹底する必要がある。

全学レベルで大学院教育課程編成の適切性について検証するプロセスを整備するために、21世紀教育改革委員会と大学院教育改革委員会からの基本モデルの提示が必要である。

4. 根拠資料

- 4-2-1 各学部・研究科履修要項 2016
- 4-2-2 全学共通教育機構規程
- 4-2-3 各学部規程・内規
- 4-2-4 近畿大学の教養教育の目的と目標
- 4-2-5 近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標
- 4-2-6 外国語教育マニフェスト
- 4-2-7 薬学部履修要項
- 4-2-8 医学部教育要綱
- 4-2-9 21世紀教育改革委員会規程
- 4-2-10 教育改革推進センター規程
- 4-2-11 シラバス
<http://www.kindai.ac.jp/campus-life/syllabus/index.html>
- 4-2-12 各学部『My Campus Plan』
- 4-2-13 プレエントランスガイダンス案内書
- 4-2-14 近畿大学大学院 HP「教育プログラム」
<http://www.kindai.ac.jp/graduate/about/education.html>
- 4-2-15 大学院院生サミット
http://www.kindai.ac.jp/graduate/news/2015/0706_01.html

IV-3. 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学修指導は適切か。

本学の建学の精神及び教育の目的に従い、各学部・学科・研究科・専攻等は、カリキュラムポリシーを定め(4-3-1)、これに基づいて講義・演習・実習等の方法により学修指導を行っている。

設置科目の授業形態(講義、演習、実験等)を学則に明確に定め、履修要項及びは授業計画(シラバス)で学生に周知している。教学ポータル Universal Passport (UNIPA)を導入し、Web上のシラバス確認と履修登録によって科目の履修が適切に行われるよう配慮している。

【学部】

学生に対する学修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、授業計画を用いて単位制の概要、授業科目の選択とWEB履修登録、試験、進級条件、卒業要件を周知すると共に、カリキュラムポリシーに則った履修指導を実施している。また、各学部では、単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている。

学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法の開発と展開に努めている。特に少人数教育の重要性に鑑みて、講義の方法による授業であっても、クラスの分割等によりクラスサイズの適正化を図り、学生と教員とのコミュニケーションを密にするよう努めている。更に、ゼミナールを必修科目に指定し(初年次の基礎ゼミ等及び高学年次のゼミナール(呼称・配当学年は学部・学科によって異なる))、議論を通じて学びを深める場を提供している(4-3-2)。外国語科目についても、少人数・習熟度別クラス編制を行い、複数の担当者による場合であっても評価・出席管理等について合意形成した上でシラバスに従った授業運営にあたり、学年/クラス別の担任教員(アドバイザー)を定め、きめ細かな学習指導にあたる学部が多数である。

単位制度の趣旨及び教育効果の観点に照らして、CAP制を導入して単位期間(学年もしくは学期)内に履修できる単位数を制限する履修制限を設けている(除外科目を置く学部もある)。また、学修行動及びその成果の可視化のためにGPAを全学に導入している(4-3-3)。

全学部でオフィスアワーを設定し、学修相談や履修指導(他に生活指導や就職指導にあたることも多い)に応じる体制を構築している。オフィスアワー時間帯は、UNIPA等で周知し学生の便宜に供している(4-3-2)。部局によって対象学年は異なるものの、年度初めに履修ガイダンスまたはオリエンテーションを行うほか、ゼミナール等担当教員も、My Campus Planや大学生基礎力調査を利用して、振り返りを踏まえた勉学と学生生活の支援にあたっている(4-3-4)(4-3-5)。

【研究科】

研究科は、確かな学識とこれに裏付けられた独創的で実用的な研究活動を自立して行う研究者と、高度技術者の育成という目標を達成するため、研究者として自立するために必要な基本的な知識・技術・態度を確立することを目指して、専修科目の講義・演習及び研究指導とその他の科

目を組み合わせ、博士前期課程では2年間、博士後期課程では3年間で研究を完成し学位論文を作成するように教育・指導を行っている。更に、幅広い学識の獲得や関連分野の知識・技能吸収のために多くの選択科目を配置している。

研究指導計画に基づく研究指導が、各研究科で実施されているが、検証システムの確立が課題である。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

各学部・研究科とも、大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成している。共通書式については教育改革推進センターが「良い記入例」「悪い記入例」等も併記した「授業計画（シラバス）記入上の留意事項」を毎年度作成し全教員に配布し、各部局の教務委員会や自己点検・評価委員会等シラバス所管委員会等が原稿・校正等の点検にあたり、適切な記載を各教員に指示するなどしている。教育改革推進センターは、「留意事項」の点検・改善に取り組んでおり、平成28年度は学位授与方針（ディプロマポリシー）との連関、フィードバック、授業外学修について新たに記載事項に指定する改訂がなされた（4-3-9）。部局によっては、事前点検に加えて、刊行後の事後点検として、訂正・補完等の追跡調査・集約を図り、授業評価アンケートでシラバスに沿った授業が行われていたか確認し、またピア・レビューによって授業内容と授業計画との整合性の確認と助言を行っている。シラバスは本学のホームページもしくは各部局のサイトから個別科目のシラバス並びに授業計画冊子を閲覧することができるほか、Amazon上で印刷物を発注することもできる。

多くの研究科では学部と異なった様式の授業評価アンケートによっているため、上述のことはそのままではあてはまらないものの、学部と同等の授業評価アンケートを実施している場合は、シラバスに基づいた授業の実施について検証することも可能である。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

いずれの学部・研究科においても、学則及び大学院学則並びに大学設置基準及び大学院設置基準に従い、厳格な単位認定を行っている（全科目を必修とし、単位制も導入していない医学部を除く）。学則・大学院学則において1単位の修得のために授業外学修を含む45時間の学修を要する旨を定め（4-3-6）（4-3-7）、履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の授業内容と時間外学習内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している（4-3-2）（4-3-8）。

成績評価基準としては、試験・レポート・授業中課題への取組みなど、各科目の内容・方式に応じた基準を合計が100%となるよう教員の裁量において用い（4-3-2）、予めシラバスにおいてこれを明示している。成績評価に際して出席点及びこれに相当するものを算入しないことは、教育改革推進センター通知によって周知徹底が図られている。

【学部】

成績評価は100点満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の5段階を定めるほか（平成25年以前入学生について秀評価はない）、平成26年度入学生からGPAを全学導入し、学修行動・成果の可視化を図っている（4-3-3）。

編入学生について、入学する以前の大学または短期大学等における学修を単位認定することは、学則に定められており、必要に応じて当該学校の履修要項やシラバスも参照しつつ教務委員会の審議に基づいて、個別認定もしくは一括認定の方法に基づいて行われている。また、海外大学と提携している学部等の場合、提携大学における学修についても、同様に教務委員会等がこれを認定している。この場合は、学部内規により、当該授業内容を精査し単位認定している。

【研究科】

大学院学則第9条に基づき、授業の方式（講義・演習・実験等）を考慮して各科目2単位から6単位を設定し、大学院履修要項を用いて学生に周知した上で、シラバス記載の方法と基準に基づいて厳格な成績評価を行っている。厳格な成績評価については、各教員は留意事項に従って成績評価方法と成績評価基準を設定し、シラバスを通じて学生に明示している。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果の可視化に関連してGPAやポートフォリオが教育改革推進センター主催の全学FD研究集会（年2回開催）の全体テーマに取り上げられてきた（4-3-10）。加えて各学部・研究科等でも教育方法・内容などの改善を図るための組織的研修の機会としてFD研修を実施している。

【学部】

教育改善のPDCAサイクルは、教育の内容・方法及びその成果について教務委員会等で検討し、必要に応じてカリキュラム検討委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会とも連携して改善案を教授会上程し（P）、各学部の教務委員会で規則に則り授業改善の取組みが遂行され（D）、その成果を授業アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化し（C）、問題点に対しては教員・委員会が検討にあたる（A）という流れで、機能している。

【研究科】

大学院においても、全研究科を対象としたFD研修会を年に1回実施しており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立っている。

大学院委員会は、平成27年度に授業評価アンケート及びリフレクションの実施を各研究科に呼びかけ、これに基づいて授業評価アンケートを授業に反映させている研究科が増えてきた（4-3-11）。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

学部においても大学院においても、少人数教育、アクティブ・ラーニング等自律的で主体的な学修を誘う教育方法を探求している。年度始めのガイダンス等により、学生と履修科目とのミスマッチを極力少なくするよう学修指導に努めている。学修成果の評価に関しても、大学・大学院共に単位制度の趣旨に従い、明確な成績評価基準に依拠した厳格な成績評価に基づいて行われている。これらの取組みを支えるものがシラバスとその実質化であり、学部教育においては CAP 制とも合わさって学修時間の確保と自律的で主体的な学修の誘いに貢献している。

シラバスの意義に関する教員の共通理解も深まり、全学共通書式・留意事項を遵守はもとより、シラバスに基づく授業遂行の重要性についても認識が共有されつつある。UNIPA 上でのシラバス公開によって授業形態・到達目標・成績評価基準なども確認できる（ユニット制のもと学年別教育要綱を用いてきた医学部においても平成 29 年度から全学共通書式に移行する予定である）。

平成 29 年度シラバスから①学位授与方針（ディプロマポリシー） ②フィードバック及び③授業外学修が新たに要記入項目に指定された。それぞれ①ディプロマポリシーに掲げられた学位授与・卒業認定に必要な素養・知識・技能等のうち当該科目を学修することによって学生が到達しうべきものを意識した学修、②課題への取組みに対して教員が作成するフィードバック（学生一人ひとりに対する個別的なものもしくは受講者全員に向けた集合的のもの）を通じて学修の達成度を認識した学修並びに③毎授業計画における予習復習内容と標準学修時間を示すことによって授業外学修への誘い及び単位制度に見合った学修時間の確保に資することが期待される（4-3-9）。

ピア・レビュー、授業評価アンケート、FD 研修会等が、教員の教育資質・能力の向上、シラバスの適切な作成等に貢献している。授業評価アンケート（期末実施）に加えて、新たに学期半ばに授業改善のための中間アンケートを実施することが教育改革推進センター運営委員会で決定されており、準備の整った部局から順次実施していくものとされている（4-3-12）。

【研究科】

授業内容・方法と授業計画（シラバス）との整合性に関する検証は、全研究科で統一された授業評価アンケートは実施していないものの、研究科・専攻単位でアンケートを実施し検証に活用している部局もある（4-3-14）ほか、教員が独自にアンケートを実施する例もある。

全研究科を対象とした FD 研修会が年に 1 回実施されている他に、各研究科においても、FD 研修会を開催する機会が増えており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立っている。

(2) 改善すべき事項

授業評価アンケートは、受講者数の多寡にかかわらずまた専任・兼任の区別もしくは全学共通・専門の別なく実施しているものの、完全実施に至らない学部・研究科がある。またリフレク

ションも、教育改革推進センター及び大学院委員会が全学的実施を指示して間もないため、完全実施できておらず学生への周知も必ずしも十分に徹底されていない。

入学前の既修得単位及び留学先での学修に対する単位認定（読替え）はいずれも学則に則って実施されているものの、単位認定等の方法・範囲等について明確な基準がない。

シラバスの作成について検証体制が確立されつつあるのに対して、これに基づいた授業の遂行については多くの部局で確立されていない。実際の授業展開は教員の裁量が大きく、組織的な運用に引き上げることが困難であるのも一因であるが、組織的な点検を行うとしても教務委員や自己点検・評価委員などの過度の負担が懸念されている。全学共通書式の負の側面として、そこで拾いきれない部局固有の記載項目の問題があり、共通書式移行予定の医学部では、講義回数等が他学部と異なるため複数回の講義をまとめて記入するなど、却って現実に沿わない状況も伺える。

【学部】

GPA 制度については、成績表に併記するにとどまっており、積極的活用が図られていない。

ゼミナールは、学生と教員の距離を密にし専門知識を深化させるために重要な科目であるが、少人数クラスであるがゆえに教員・科目と学生との間にミスマッチがあった場合、時には学修の放棄にもいたるような深刻な問題も生じることが懸念される。

【研究科】

学部と同様、全学統一形式でシラバスが作成されているが、その内容の検証を担当教員に一任する部局もあり、組織的な取組みの体制が全学的に構築されているとはいえない。

授業評価アンケートの統一的な実施に際して、各授業の履修学生が少なく、アンケート実施方法、結果の反映方法など課題が多い。

研究指導計画に基づく研究指導が、各研究科で実施されているが、研究指導の検証システムを確立して行く必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

教育方法及び学修指導の適切性を担保するために、少人数授業やアクティブ・ラーニングを効果的な配置・展開し、自律的で主体的な学修に誘う取組みを引き続き続ける。また、平成 29 年版シラバス新規記載項目の効果について検証し、更なる展開・活用の途を探る他、シラバスに基づいて授業が展開されているかについて点検し改善を図る取組みを恒常化する。

【学部】

シラバスによる授業外学修の規定を実効的なものとするために、成績に応じて CAP を変動させるような柔軟な対応の検討に取りかかる。

ピア・レビュー及び授業評価アンケートとそのリフレクションによる教育改善をよりよく担保するために多角的・多元的な実施方法を探る。例えばピア・レビューの拡充・深化については映像レビューなど ICT の活用が有用であり、授業評価アンケートについても新規導入が決まっている授業改善のための中間アンケートの実施も速やかに全学的実施が望まれる。

GPA 制度を深化するために、卒業生の GPA と社会での活動についての分析が俟たれる。

【研究科】

いずれの研究科においても段階を踏んだ研究指導、学位審査を組織的に行っている。理系研究科においては、研究計画書（1 年次年初）、中間報告会（1 年次年度末）、修士研究進捗状況報告書（2 年時年初）を経て学位審査を行い、文系研究科においても、研究計画書や修士論文構想・中間発表会を実施し、研究指導方針及び研究進捗状況の把握と指導に努めている。

全研究科を対象とした FD 研修会の開催を継続すると共に、各研究科における FD 研修会の開催を推奨して、更に、教育成果の検証と教育内容・方法の改善を進める。

（2）改善すべき事項

平成 29 年版シラバスの新規記載事項とりわけシラバスへの毎回授業計画における予習復習内容とその標準学習時間の記載について、授業外学修の習慣化にどの程度貢献したか検証することが緊要である。シラバスの精粗を解消するため、点検・監査について授業担当教員個人の判断・評価に任せるのではなく、各部局が責任主体となった点検体制の構築に取り組み、長期的には学部・学科・研究科・専攻等が作成にも積極的に関与する体制も視野に入れる必要がある。

シラバスの共通書式化は記載事項の精粗解消に一定の効果を上げてきたところであるが、その柔軟な運用の可能性に向けても検討を始める必要がある。前掲の医学部における従前の教育要綱は、学年別に作成・配布され、常時授業に携帯し予習・復習に用いてきたもので学生からの評価も高かったことから、これに劣らない程度の書式も可能とするような改善も必要である。

更に、シラバスに基づいた授業の遂行についての検証体制の確立が急がれる。この点、教育改革推進センターが平成 26 年 3 月に全学部に通達した成績分布の平準化に関する指針は、シラバスの記載内容（特に到達目標）の適正性の検証に役立つものであるといえる。シラバスの点検・監査における教務委員会や自己点検・評価委員会の負荷に対する疑義を払拭するためにも、明確な規準のもとに教員組織と事務組織が連携してこれに取り組むことが重要である。

入学前の既修得科目及び留学先での学修に対する単位認定等の方法・範囲を教育方針に照らして適正に定める必要がある。

中間アンケートについては UNIPA の活用が指針として示されているが、授業評価アンケートについても紙、ウェブあるいはその併用等多彩な実施方法を模索することが望まれる。

【学部】

GPA の活用一面談資料や顕彰基準など履修要項の改正を要しない程度から CAP 値の調整や進

級・卒業判定基準などこれらの改正を要する程度まで強弱はあるもの一に向けて検討する。
オープンゼミ、説明会等を一層活用してゼミナールのミスマッチが生じないように注意を払う。

【研究科】

FD 活動により、教育方法・内容の改善に対する教員の意識改革と共に、組織的なシラバス点検体制の整備が求められる。予習・復習や自主学習を促すようなシラバスの記載方法の改訂とその運用は、学生の主体的に学ぶ力を涵養する上でも重要であり、組織的な課題である。

統一的な成績評価の構築、授業アンケートとその結果の反映について検討が必要である。研究指導計画に基づく研究指導の検証システムを確立し、研究の質的保証を確保して行く必要がある。

4. 根拠資料

- 4-3-1 近畿大学 HP「近畿大学教育方針」
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 4-3-2 各学部授業計画（シラバス）2016
- 4-3-3 各学部履修要項 2016
- 4-3-4 マイキャンパスプラン（My Campus Plan）
- 4-3-5 自己発見レポート
- 4-3-6 近畿大学学則
- 4-3-7 近畿大学院学則
- 4-3-8 各研究科履修要項・授業計画（シラバス）2015
- 4-3-9 平成 29 年度シラバス作成の留意事項
- 4-3-10 全学 FD 研究集会実施記録
- 4-3-11 農学研究科教授会議事録 28-6（平成 28 年 11 月 22 日）
- 4-3-12 授業評価中間アンケート実施要領（案）（平成 28 年 10 月 1 日）

IV-4. 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

平成 25 年度の自己点検・評価から、KINDAI 戦略構想における全学的な教育研究推進体制の整備と拡充のなか(4-4-1)、教育目標の達成基盤となる教育改善の PDCA サイクルがほぼ確立した。21 世紀教育改革委員会（教学系 IR 策定）（Action）の下部組織として、「学士力強化検討委員会」、「学修・学生生活支援検討委員会」、「大学院教育改革検討委員会」、「グローバル推進検討委員会」（Plan）を、教育改革推進センター（Do）の下部組織に「学士力強化部会」、「学修・学生生活支援部会」、「大学院教育改革推進部会」、「グローバル推進部会」、及び「教育改善部会」を設置した。これらの活動を、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会が点検・支援する体制となっている。教育改革推進センターを中心とした全学的な取り組みとして、各学部・研究科の年間教学活動の振り返り、実施状況把握、その教育効果を測定する様々な方策の策定等、教育改善に関する PDCA 活動が定常化している。全学的な教育研究推進体制の整備・拡充が実施され(4-4-1)、教育改善の PDCA サイクルが確立されている。

その一翼を担う教育改革推進センター運営委員会では、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングの再整備や改善と WEB 公開等の高い達成度で教育改善が進んでいる(4-4-2)。平成 28 年度に 21 世紀教育改革委員会により、指針に沿った学部、研究科の 3 つのポリシーの修正・更新及び点検が実施され、より教育目標に沿った 3 つのポリシーが公開された(4-4-3)。また、前後期 Semester 毎に全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、更に各学年での学生生活の目標を設定し、年度毎の点検から自身の成長を評価する「マイキャンパスプラン (MyCampusPlan)」の実施を継続しており、入手情報の解析から、各学部で実効的な活動に繋がっている。平成 26 年度に正式導入された GPA 制度は、教育改革推進センターを中心に、全学的あるいは各学部独自の活用の検討が進められている。11 学部（法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部）で実施される「学業優秀者対象特待生制度」は学生自身の学修成果の把握及び学修活動へのインセンティブを与えている (4-4-4)。

大学院委員会において、学位取得の学習プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が、各研究科で整備された(4-4-5)。更に一部の研究科では、「授業評価アンケート」が実施され、教育目標に沿った学習成果の測定、教育改善に利用されている(4-4-6)。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

平成 25 年度の自己点検・評価後も、学部、研究科の学位授与は、学則並びに学位規程に従って策定した学位授与方針（ディプロマポリシー）を踏まえて厳格に運用されており(4-4-3)、規定に則り、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している。卒業・修了の要件と論文審査合格基準を学位規程に定め(4-4-7)(4-4-8)、学位論文提出手続き、審査体制及び審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修

ガイダンス、WEB ページ等で周知している (4-4-9) (4-4-10)。

学位授与に係る活動は、各学部での卒業研究 (卒業制作、卒業研究に係る公演) の従前よりの数値評価や多重審査体制等の厳格化が進むなかで、運用が続けられている。

新設の国際学部では、4年次に完成させる「卒業プロジェクト」には論文の他にも多様な発表形態を認める予定であるが、その形態に応じて、評価が客観的に行われるように、基準を設け、それをあらかじめ学生に明示するための準備を平成 29 年度中に完了させる予定である (4-4-11)。

大学院では、平成 26 年度大学評価 (認証評価) 結果において、「満期退学者 (博士課程または博士後期課程において修了に要する単位を取得後、退学した者) が、学位論文を提出することによって「課程博士」として学位認定することは適切でない」との指摘を受けたため、平成 27 年度より、再入学しなければ学位認定しないように改正した (4-4-8)。

また各研究科では「学位論文の審査及び最終試験」によって学修成果を評価している (4-4-8) (4-4-9)。ほとんどの研究科において「学会発表や学会賞」などによっても学修成果を評価している (4-4-8) (4-4-9)。医学研究科では、平成 26 年度大学評価 (認証評価) 結果において指摘された、客観性、公平性に欠点を持つ主査が主導教授である点について、主査は指導教授以外の研究科教授とすること、学位論文の共著者は副主査または副査としないことに改善した (4-4-12)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

21 世紀教育改革委員会及び教育改革推進センターの下部組織の設置と教学ガバナンス強化により、教育改善の PDCA サイクルの実効化が進展している。平成 28 年度には、学部、研究科の 3 つのポリシーの修正・更新及び点検が実施され、より教育目標に沿った 3 つのポリシーが公開された (4-4-3)。また複数回の授業評価アンケートの実施や WEB 機能利用によるペーパーレス化、学生評価の時短等に向けた WEB アンケートの実施等への活動がある。

学生の学修を測定する評価指標として、「マイキャンパスプラン」、「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待制度」の全学レベルでの実施は、評価の精密化や学生の学修活動へのインセンティブを高める活動として、教員のピア・サポート等を実施しつつ精密化と活用の幅を拡げつつある。卒業認定は、各学部で継続的に厳格に実施されているのみならず卒業認定での重要項目である卒業論文等に対して数値化も視野に入れた評価基準策定といった精密化が進んでいる。GPA 制度の導入から 3 年が経過し、学修の質を客観的によりよく可視化する仕組みが浸透し定着してきている。また、My Campus Plan の実施により、学生自身が自らの学修を自己評価し、短期目標の設定、行動計画の策定、自己点検の実施、次セメスターの行動計画への反映を実行する、学修の PDCA サイクルの確立が図られている。国家試験を学習成果の指標とする薬学部医療薬学科では、高い合格率を維持し (4-4-13)、医学部では、全国医学部・医科大学中の中位を保った (4-4-14)。

各研究科では、FD 委員会の設置、FD の実施、授業評価アンケート、修了者アンケートの実施

の整備が行われ、それらを指標とした教育改善が着実に進行しており、平成 28 年度には、より教育目標に沿った 3 つのポリシーに改訂された (4-4-3)。明確な研究教育目標の設定により、大学院生の習得レベルは向上し、権威ある学術雑誌への論文掲載、学会論文賞等の受賞も増加し、確実にそのクオリティーが向上している。医学研究科では主査は指導教授以外の研究科教授とすること、学位論文の共著者は副主査または副査としないことを明記し、また平成 28 年度に、学位論文は原則として英文学術雑誌として更に水準を高めた (4-4-12)。商学研究科では、教育方針が改定され学位授与に具体的な審査基準を明示した (4-4-15)。生物理工学研究科では、教育・研究の成果指標として、学会発表、学術雑誌等への論文発表、公聴会における質疑等をスコア化することにより、学修成果を可視化できるようにした (4-4-16)。システム工学研究科では、論文審査担当主査を MO 合教員に広げ幅広い専門分野からの論文審査を可能とした (4-4-17)。法学研究科では、修士論文の評価に当たり、その「評価ルーブリック」を策定し、それを点数化することによって、修士論文の質的な評価を測る指標とした (4-4-18)。

(2) 改善すべき事項

多くの学部、研究科において、「マイキャンパスプラン」、「授業評価アンケート」、「卒業生アンケート」、「修了者アンケート」等による学習成果の評価が行われつつあるものの、学習成果を数値化して測定する等の明確な評価指標が整備されておらず、今後の検討が急がれる。

GPA の活用については、GPA 活用の前提である成績評価の正規化・標準化が充分でなく、科目・教員等によって偏りが見られるという問題が存在する。理工学部・建築学部・工学部などの卒業研究実施における評価についても、教員間格差の問題が存在し、審査基準の内容については、定期的な検証が必要である。医学部では、成績評価の厳格化、適正化と共に留年者数が増加しており、各学年における成績評価・進級判定基準を教育内容・方法と連動させて検証していく必要がある。

平成 25 年度自己点検・評価時に課題とした卒業・修了後の一定期間経過した卒業生・修了生の評価や、卒業生・修了生が就職した会社・組織における評価について、実施している学部・研究科が限定的であり、検証の評価指標の整備には未着手である。改善項目として規定した情報の収集と評価指標の策定が急がれる。卒業・修了評価アンケートの検証に関しては、卒業・修了後の学生・大学院生の状況をできる限り調査・把握し、それと照らし合わせることで、更に適切な活用を図る。また一部の研究科では、授業評価アンケート、修了者アンケートを実施していないため改善が必要である。

授業評価アンケートは各教員による学習成果の測定、教育内容や方法の改善に役立っているが、学部や学科レベルにおける教育目標・教育内容・教育方法の改善にあまり利用されていないのが現状であり、その利用法を改良する必要がある。

「マイキャンパスプラン」により、学生自身による自己評価と行動計画を促しているが、意識の低い学生においては形式的に記載するだけで自己の現状認識と改善努力に結びつかない傾向が散見される。

文芸学部や産業理工学部の一部の学科では、卒業判定・学位授与に至る具体的な手順を明文化したものが存在しない。学習成果を測定するための評価指標の開発が必要であり、卒業判定の客観性及び更なる厳格性を確保するために改善が望まれる。

工学部など一部の学部で、セメスター制の導入により9月卒業が可能となっているが、9月卒業に関する情報が学生に対して明示されていないため、具体的な対応が必要である。

平成26年度大学評価（認証評価）結果において指摘された、客観性、公平性に欠点を持つ査が指導教授である点は、医学研究科以外で改善されていないため、対応が必要である。

なお、学位論文審査基準の策定は、学生への明示が徹底しているとは言い難い。全学的な整備を進める必要がある。例えば、システム工学研究科では、修学ガイドラインの説明時に明文化した学位授与基準を配布して説明して周知させる必要がある。他に、学位授与基準を学位授与方針の中で定めるている場合や、内規としている研究科があり、学位授与基準の整備と学生への明示を再検証する必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

21世紀教育改革委員会及び教育改革推進センターの教学ガバナンスの強化、整備と拡充が継続して実施され、教育改善のPDCAサイクルが確立し、将来に向け改革が継続されている。これらの方策により学生の学修評価を測定するための評価指標や複数回の「学生による授業評価アンケート」の運用等が進んでおり、情報収集によって、リフレクションペーパー記載事項の改善活動が、教員個人及び組織として実質化すると考えられる。

GPA制度について学生・教員共にその趣旨を的確に理解し、互いに学修の質を高めるように努める仕掛けを探る。「マイキャンパスプラン」を電子化し、可視性・可用性を高め、個別の活用ノウハウを組織的に蓄積し、学部全体で一段と有効活用する手法を考えることが期待される。

各研究科では、教務委員会、FD委員会等の設置に伴い、各研究科でのFDの実施や、学位審査基準及び手続きの検証、責任体制の整備、教育成果を高める努力が継続されつつある。

(2) 改善すべき事項

Action、Plan段階からDo段階への様に、各学部の教育活動ガバナンスの強化は図られているものの改善活動の実質化が求められる。

一部の学部、研究科を除き、学生・大学院生の学習成果を測定するための評価指標の検討が不十分であり、今後ルーブリック評価も取り入れた学習成果評価指標の開発が必要と考えられる。

学修の質を高める方法となりうるGPA制度について学生・教員の双方で相互理解し、有効活用する必要がある。GPA活用の前提である成績評価の正規化・平準化のために、成績評価の状況について教員の共有を図る。GPAや卒業・企業アンケートの結果を精査してそれらの有効な活用法を検討する組織を明確にし、その活用について、教育を評価する各委員会から提示する。

学生による授業評価アンケート結果について、教育を評価する委員会で分析し、学習成果の評価指標としての有効性を検証すると共に、学部の教育目標・教育内容・教育方法を改善する。卒業後一定期間が経過した卒業生が行う卒業後アンケート、同窓会組織あるいは学生が就職した企業と連携した卒業後アンケートの導入が課題であり、全学的な取り組みが必要である。これらのアンケートや成績と卒業後の進路等の分析により、卒業生及び大学の教育内容・方法に関する評価を得て検証するための評価指標整備、コース・専攻分けのシステムの適切性を継続的に検討していく必要がある。

学生が教育目標を認識して学修に取り組むためのガイダンス等での説明を継続し、留年者を最小とするため、成績不振学生への個人指導の徹底、多留年生へのフォローアップ体制の一層の充実を図るなどのピア・サポート型活動の継続も必要である。

学位授与の責任体制については、カリキュラムの実施のPDCAサイクルに基づいて、科目配当学年の適切性、科目履修の体系的性、並びにGPAによる学修成果の可視化の必要がある。建築学部、工学部、文芸学部では、学位授与基準の明確化と厳格化を保持するため組織的な検証が必要となる。

学位授与の判定における卒業要件については、卒業要件の明示と周知徹底を継続するために適切な施策の実施が多くの学部で行われているが、文芸学部では、昨年度、学位授与に関する規定を盛り込む計画が提示されたが、規則集改訂にまで至らなかったため、中長期的対応として継続して審議を行なう。農学部では、卒業論文・研究の内容及び実施方法の適切性の検討が必要である（4-4-19）。

4. 根拠資料

- 4-4-1 平成 27 年度 第 1 回教育改革推進センター運営委員会資料 1～3
- 4-4-2 平成 26 年度 第 3 回教育改革推進センター議事録
- 4-4-3 学部・学科の教育方針
法科大学院・研究科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/>
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/>
- 4-4-4 学業成績優秀者特待生制度 概要
- 4-4-5 大学院研究指導計画
- 4-4-6 大学院授業評価アンケートおよびリフレクションペーパー
- 4-4-7 近畿大学 学則
- 4-4-8 近畿大学大学院 学則
- 4-4-9 各研究科 履修要項
- 4-4-10 大学院ホームページ 学位論文審査
http://www.kindai.ac.jp/graduate/about/thesis_examination.html

- 4-4-11 国際学部設置の趣旨等を記載した書類（文部科学省提出書類）：④教育課程の編成の考え方及び特色。Pp. 6-12
- 4-4-12 医学研究科便覧
- 4-4-13 第 102 回薬剤師国家試験 大学別合格者数（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-Iyakushokuhinkyoku_Soumuka/0000157910.pdf
- 4-4-14 第 111 回医師国家試験 学校別合格率
<http://www.tecomgroup.jp/igaku/topics/111.asp>
- 4-4-15 商学研究科 学位授与審査基準
- 4-4-16 生物理工学研究科 学術成果を可視化するためのスコア基準
- 4-4-17 システム工学研究科 論文担当主査一覧（MO号教員を含む）
- 4-4-18 法学研究科 修士論文のルーブリック評価に関する資料
- 4-4-19 農学部戦略会議議事録（平成 28 年 1 月 28 日）

基準Ⅴ 学生の受入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受入れ方針を明示しているか。

1) 求める学生像の明示

本学は、未来志向の「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げて、学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）を定めている（5-1）。更に、学部・研究科共に建学の精神と教育理念をふまえて、学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）を大学ホームページ（5-2）、（5-3）で明示・公表している。また「近畿大学入学試験要項」（5-4）、「近畿大学大学院学生募集要項・大学院研究科概要」（5-5）においても高校生や受験生並びに保護者が理解しやすいように明示し公開している。

2) 当該学部に入學するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準等の明示

学部・研究科の入学試験要項・募集要項において、入学試験方式ごとに出願資格を設定している。入学するにあたっての必要な知識・水準については各学部のアドミッションポリシーで明示している。また、入学前学習の支援については、リーフレット（5-6）などで周知している。

3) 障がいのある学生の受入れ方針の明示

本学における障がいのある学生の受入れについては、近畿大学障がい学生支援委員会規程（5-7）に則って適切に対応している。特に入学試験要項（5-4）において、身体の機能に障がいのある人で、受験時及び入学後の就学に特別の配慮を必要とする場合は、出願前に入学センターに申し出ていただくよう明記して、受験生及び保護者に対して周知している。

(2) 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

1) 学部における学生募集及び入学者選抜の適切性

本学の入学者選抜においては、アドミッションポリシーに適合する学生を確保するために、様々な入試制度改革を行ってきた。入試制度は、入試ガイドや大学ホームページなどに掲載することで広く受験生に告知している。

本学における学部学生の受入れは、全学統一的に実施する一般入試や推薦入試（一般公募）などに加えて、文化・芸術活動に優れた学生を受入れるための推薦入試や、高等学校長の推薦により学力及び人物共に優れた学生を受入れる指定校推薦入試、21世紀パートナーシップ協定を締結した協定校や附属高等学校7校から受入れる推薦入試など、多様な入試制度によって行っている。各入学試験の実施前には、全ての監督者と事務担当者が一堂に会し、全体打合せを行う。この場において、監督要領や、前年度の入学試験で発生したトラブルなどのケーススタディ、不正行為への対応など特に注意を要する事項について説明し、合わせて入学試験実施本部長からの訓示も行い、入学試験の厳正な実施を担当者に依頼している。

本学で統一的に実施している入試制度には、推薦入試（一般公募）、一般入学試験として一般

入試・前期（A 日程及び B 日程）と一般入試後期、PC 方式（前期・後期）、C 方式（前期・中期・後期）がある。各学部の受験教科・科目及び利用可能な入試判定方式については、入試ガイド（5-8）や入試要項（5-4）等で詳しく紹介されているほか、ホームページにも公開している。

学生の受入れは、一般入試や推薦入試（一般公募）などとして行われる入学試験を、各学部が個別に行うのではなく、全学統一的に実施している。入学試験担当副学長を入学試験実施本部長とする「入学試験実施本部」を設置して、業務で発生する不測の事態などに対応している。また、入学試験実施本部は、年間で 12 日間の試験日に備え、学部長から 1 名を副本部長とし、教学本部長や入学センター事務部長、試験を実施する各学部の学部長や事務（部）長などから構成されている。

入学試験は、複数会場において実施され、全国 33 会場（一般入試・前期 A 日程）に及ぶ。各会場には学部から推薦された教員を会場責任者として配置し、また、地方試験会場事務責任者には原則として課長補佐以上の事務職員、及び事務副責任者を配置し、地方試験会場内で行う業務に対応すると共にその責任（連絡）体制を明確にしている。重要な判断を要する事態については、連絡担当者を配置して入学試験実施本部と地方試験会場との連絡体制を組織化している。また、試験実施に必要な事項を定めた「実施要領」や試験監督者の業務等について定めた「監督要領」を整備し、不測の事態への対応なども明確にしている。

特別な配慮を必要とする場合は、出願前に入学センターに申し出があれば診断書などの提出を受けて、事前に該当学部と対応内容を協議している（5-4）、（5-11）。特別措置の内容は試験時間の延長や試験問題の活字拡大、別室での受験など多岐にわたるため、試験会場は原則として大阪（東大阪キャンパス）に限定をして受入れている。

試験当日における不測の事態への対応については、全国各地で入学試験を実施するため、入学試験実施本部と地方試験会場の試験本部と密に連携し、問題が起こらないよう実施している。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当している。入試問題の作成は、副学長を出題委員長とし、2 名の副委員長が、文系科目及び理系科目を担当する出題委員をそれぞれ統括する。試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行う。具体的には第三者機関に委託し、合格発表までに入試問題が適正であったかを検証して、出題委員で最終判断を行っている。これにより出題ミスによる追加合格などの事故を防止するための取り組みを実行している。

入学者の選抜は、実施された選考結果を学科長会議等で精査、議論を行い、その後教授会にて厳正かつ公平に審議のうえ、大学協議会で承認している。

各学部で協議された学生募集や入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な方法であることを保証するために、適宜入学センターがその透明性を実務的に検証している。また、全試験終了後に各学部の代表者が集まる入試反省会において、当該年度に発生した事故に対する再発防止策や次年度に向けた募集戦略、学部ごとに提案される入試変更点などの議題について協議し、次年度入試の選抜方法を決定している。決定された内容は「近畿大学入学試験要項」に記載される（5-4）。入学試験要項は、全学部の情報を一括して全学統一形式で作成されており、受験生に分かりやす

く提示され、周知できている。併せて、入試概要や前年度の入試結果を分かりやすく解説した「入試ガイド」も作成し、例年、速報版から夏版、決定版と随時最新の内容に更新することで、受験生にいち早く情報を提供している(5-8)。これらの情報は紙媒体並びに大学のホームページに公表することで全学的な入学者選抜の透明性を保証している。

2) 大学院における学生募集及び入学者選抜の適切性

大学院の入学者選抜においては、アドミッションポリシーに基づき、公正かつ適正な選抜が行われるように大学院全体で統一した日程に従い、入学試験を実施している。この日程は大学院委員会において決定される。年 2 回の一般入学選考・社会人入学選考に加え、留学生入学選考も年 2 回行っている。更に学内入学選考、学内推薦入学選考をそれぞれ 1 回ずつ行っている。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っているが、募集要項は大学院委員会において大学院全体で統一したものが作成される。選考結果は、最終的に 3 月の大学協議会で報告される。

各研究科の学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、学生の受入れ方針に基づいた公正さ、並びに適正さが確保されるよう「大学院学生募集要項」が作成され、公表されている(5-5)。併せて各研究科の教育内容を紹介するパンフレット「近畿大学大学院」を毎年作成し公表している(5-10)。また、文系研究科(法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合文化研究科)の合同入試説明会も開催している。この説明会では、研究科の概要、教育内容、進路等を説明し、その後に参加者に対する個別相談会を実施している(5-12)。

研究科の入学者選抜は「入学選考日程表」に記載されている、学内学生・一般学生・社会人を対象とした「9 月入試」と、一般学生・社会人を対象とした「2 月入試」を実施している。また、学内学部生で優秀な成績を修めた者の進学促進を図るため、7 月には学内推薦入学選考を実施している(5-13)。また、外国人留学生入試を 11 月及び 2 月に実施し、優秀な人材を広く募集している。

入学者の選抜においては、実施された選考結果を、研究科委員会にて審議、承認している。当該委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性についても確認を行い、透明性を確保している。また、過去の入学試験問題を進学希望者に配布し、必要な入学試験の水準について受験者へ情報公開を行っている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受入れると共に、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

平成 28 年 5 月 1 日を基準とする全学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.15 となっており、大学院研究科全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程 0.88、博士後期課程 0.54 となっており、概ね適切である(5-14)。また、入学定員に対する入学者数比率は 1.16 となっており、概ね適切である(5-15)。

収容定員の管理については、各学部教授会や研究科委員会において、入学者数、在籍学数、収

容定員が大きく乖離することがないように、過年度の入試結果及び入学者数をふまえ慎重に合否判断を行っている。全学的には、事務部長会議、学部長会議、大学協議会において、適正な定員管理を行って、教育環境を確保するよう周知されている。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学では、入学者選抜後に行われる合格発表までに、大学協議会が開催される。学長が議長となるこの協議会では、学部長から各学部の志願状況や合否判定結果などが報告され審議される。入学センターからは、地域別志願者数の推移や他大学の志願状況、附属高校からの進学状況などが報告され、全学的に情報が共有され、以降の入試に向けた課題を明確にし、戦略的な学生募集を展開している。

入試実施内容や入試制度、学生募集活動などについて、それぞれの学部で様々な観点から検証された結果として、新たな入試方式の導入や次年度に向けた改善方策、取り組むべき課題に関する事項などを検討し、入学センターに提出される。入学センターでは、これらを議事として取りまとめ、入試反省会に報告し協議される。その結果、全学部の合議により次年度の入試概要が決定される。入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ、各学部にも所属する教職員に対して報告会を行っている。報告会では、受験産業が発表する偏差値の推移や他大学との志願状況の比較なども検証しており、学部にも所属する教職員に学部の入試の現状を報告し、学生募集に対する意識を高めることで、高校訪問やオープンキャンパスなどのイベントへの協力体制を構築している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<学生の受入れ方針の明示>

アドミッションポリシーを研究科・専攻、及び学部・学科レベルで定め、これを学則、入学試験要項及び大学ホームページでも公開している(5-2)(5-3)。更に、オープンキャンパス、学外での受験生・高校教員対象の進学相談会、高校や予備校訪問、高校への出張講義や学部ガイダンス等でもアドミッションポリシーを説明することで、受験生を含む社会一般に対する説明責任を果たしている。

<障がいのある学生の受入れ>

平成27年4月に学生部内に障がい学生支援課が設けられ、障がいのある学生を支援する体制が整備された。障がい学生支援課では「バリアフリーマップ」(5-9)を作成し、平成27年10月から配布することで、ハード面で障がいのある学生の受入れ態勢を整えていると共に、相談窓口及びカウンセリングルームの設置・充実によりソフト面でも十分な対応ができるようにしてい

る。要支援学生には定期的に障がい学生支援課職員または教員との面談の機会が設けられ、要望の聞き取り、支援策の再確認等を行っている。

<学生の公正な受入れ>

中等教育段階での知識・技能等の修得については、これを問う体制が整えられており、多様で弾力的な入試方式を採用することによって、アドミッションポリシーと適合するさまざまな能力をもつ入学生を確保している。毎年10万人を超す受験生を定常的に集め、適切に入学者数を確保している。

例えば医学部では、一般前期入試に二次試験を導入し、一次試験の合格者全員に面接を実施するよう改善を行った結果、コミュニケーション能力に問題を持ち、留年を繰り返す学生の数が増える傾向が見えている。

<適切な定員の確保と在籍者数>

各学部（医学部を除く）では、一定の受験者数を確保することができ、各入試における適切な定員の設定と適正な入学選抜の実施により、収容定員に対する在籍学生数の割合を適正に保持できている。これにより、必要とされる能力を持つ多様な学生を受入れることができている。入試終了時に、学科会議、執行部会、教授会等において入試に対する検証を行い、結果を次年度の入試における受入れ方針、学生募集、実施方法などに活用している。

<学生受入れの適切性>

毎年度初めに全体会議において入学センター職員による当年度入学試験の動向に関する研修会を開催している。

例えば法学部では、入学者の確保にあたる常設委員会として入試対策委員会を設置し、学校推薦入学試験対象校の選定から入学試験判定案の策定まで広く扱っている。入試対策委員会は、入学者選抜に際して、執行部と合同して入試判定小委員会を主宰し、合格基準・合格者数の全体会議（判定会議）上程案を策定している。また学生募集・入学者選抜の方法、指定校の選定等についても必要に応じて執行部と連携して、定期的に検証している。

(2) 改善すべき事項

<学生の受入れ方針の明示>

多様な入学生を確保するために方式の異なる入学試験を多数回にわたり実施することから、各学部の入学試験制度が相当に複雑化している。アドミッションポリシーは全ての種別の入学試験に妥当するものであるため、ある程度は抽象的・包括的表現になる。

<学生の公正な受入れ>

入学試験の種別によっては、基礎学力の判定に重きを置かない場合もあり、入学後の学修に支

障の生ずることが懸念される。多様な入試制度によって受入れた学生に対し、入学後の成績（席次、平均点）を追跡し、入試制度ごとの受入れ学生数が適切かどうか検証を行う必要がある。入学後、実施されている英語や数学の基礎学力テストが各学科で実施されている基礎ゼミ等の活動評価による受入れ方針との整合性の検証も必要である。

<適切な定員の確保と在籍者数>

学部単位では、医学部を除く各学部は概ね適切な入学者比率と在籍学生数を確保しているが、医学部（医学科）は、入学定員に対する入学者数比率（過去5年間平均）が1.02、収容定員に対する在籍学生数比率が1.07であり、改善する必要がある。学科単位では、一部の学科の入学定員に対する入学者数比率（過去5年間平均）や収容定員に対する在籍学生数比率が1.2を超え、改善する必要がある。

研究科の多くは、平成28年度の博士前期及び博士後期課程のいずれも収容定員に対する在籍学生数比率が1.0未満であり、かつ入学定員に対する入学者数比率は、博士前期及び博士後期課程のいずれも定員充足が不十分であり、改善する必要がある。

3. 将来に向けた方策

（1）効果が上がっている事項

<学生の受入れ方針の明示>

社会一般への説明責任を果たすために、従来どおり入学試験要項と大学ホームページ上で公開すると共に、保護者懇談会、高校説明会やオープンキャンパス等でも積極的にアドミッションポリシーの周知に努め、受験生に向けた各種説明会やイベントでもアドミッションポリシーの更なる理解の浸透を図っている。

<障がいのある学生の受入れ>

障がいのある学生の受入れについての体制は整ったので、受入れの方針について入学試験要項や大学ホームページ上で公開し周知を図っている。

<学生の公正な受入れ>

学部独自に行う入学選考でも、記述式試験を経るものにおいては、英語等の基礎知識を問う筆記試験を課している。記述式試験を経ないものにおいても、高校での学習成果、本学部への志望理由や入学後の学習計画を問う面接試験を課している。今後も面接試験・筆記試験共に、より適切に学力を測定できるものを探っていく。

医学部では、これまで入学試験の実施時期と入学時期の近接性から面接の実施が困難と考えられていた一般後期入試についても、学力試験の採点を迅速に行うなどして対応し、面接を実施した。

<適切な定員の確保と在籍者数>

合否判定に際しては、定員管理に係る公的規範に合致するよう細心の注意を払って入学者数予測を遂行したうえで、予測と実数に差が生じた場合は原因を追及し再発防止に努める。入学後の学生の成績を追跡調査し、入試制度を検証するというこれまでのシステムを今後も継続する。

<学生受入れの適切性>

学生の受入れの責任主体・組織、権限、手続きの検証、そこで生じた問題点に対する改善が適切になされているので、これを今後も維持していく。

(2) 改善すべき事項

<学生の受入れ方針の明示>

本学の建学の精神と教育理念に則して、高校生や受験生並びに保護者が理解しやすい学生の受け入れ方針を明示できるように、検証体制を整備する必要がある。AO 入試で入学した学生の成績だけでなく学生生活の様子も調査し、それをもとに受入れ方針や制度の存続を検討する。

<学生の公正な受入れ>

記述式試験を経ず入学する者の基礎学力を担保する仕組みを確立する。長期的には受験人口が減少する中で、入学者の学力水準を担保させつつ受験者数を確保するために、入試制度の拡充・発展をさせていく必要がある。

<適切な定員の確保と在籍者数>

入学者数予測に際しては、全学的な課題としてこれを捉え、入学センターや他学部との情報交換を密に行ない、適確に予測できる体制を整える。また、成績不振者への教育指導を徹底し、留年の防止に努めて、在籍者数の適正な管理に努める。

大学院生の就職率を高めると共に大学院での教育研究の成果を生かせる専門性のより高い職種・分野への就業が増えるよう就職支援にもいっそう力を入れる。また、現行の TA 制度や授業料減免制度以外にも、大学院生を経済的に支援する新たな制度方策の検討を始める。更に、学会・国際会議での大学院生による発表件数や国内外の研究機関への派遣を増やすなど研究の活性化を図る。そして、それらの成果を足掛かりにして学外への広報を強化して他大学や社会人の受験者増に努める。

後期課程については、大学の研究力を一層向上させる施策を進めて将来、研究職につけるように出口保証を検証する必要がある。

4. 根拠資料

- 5-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 5-2 近畿大学 HP 学部・学科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 5-3 近畿大学 HP 法科大学院・大学院研究科の教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>
- 5-4 平成 29 年度 入学試験要項
- 5-5 平成 29 年度 (2017) 大学院学生 募集要項
- 5-6 近畿大学入学前学習支援 リーフレット
- 5-7 近畿大学障がい学生支援委員会規程
- 5-8 入試ガイド 2016 近畿大学 [速報版・夏版・決定版]
- 5-9 バリアフリーマップ
- 5-10 2017 入学案内 近畿大学大学院
- 5-11 障がいのある受験生への対応について
- 5-12 文系 4 研究科合同 平成 29 年度大学院入学試験説明会開催案内 (平成 28 年 6 月 1 日)
- 5-13 平成 29 年度 近畿大学大学院入学選考日程
- 5-14 近畿大学ホームページ 学生数等
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/students.html>
- 5-15 平成 28 年度 入学定員超過率

基準VI 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

学生支援の方針は、「学修・学生生活支援検討委員会の基本方針」(6-1)として、「教員と職員が一体となって学習環境の改善に努める」、「学習成果を向上させるための学生生活の支援策を実現する」、「近畿大学の国際化を推進するために学生の送出しと留学生の受入れを積極的に支援する」と明文化されており適切である。これに基づき、実際の学修支援、生活支援、進路支援は、いずれの学部、研究科においても Universal Passport (6-2) などを活用しながら学生に周知しており、内容も充実し機能している。

その一方で、この方針の存在について認識し教職員間で共有しているかという点、やや不十分な学部・研究科がある。とりわけ大学院においては各研究科独自の学生支援指針が明確に定められていないケースも少なくないので、全学での本方針の周知及び各研究科での具体化明文化が必要と考えられる。

学生支援の基本方針を定める「学修・学生生活支援検討委員会」は、「21世紀教育改革委員会」の中に設置されており、学生支援に特化した検討主体として位置づけられる。それらの提言を踏まえ、各学部・研究科の自己点検・評価委員会、並びに自己点検・評価運営委員会が検討する役割を担っており、毎年年度末の報告書としてまとめられている(6-3)。この報告書は、「現状把握」、「改善事項」、「将来への発展方策」の項目で記載され、PDCA サイクルを踏まえたプロセスとして機能し、改善が行われている。

大学全体として、学生生活全般に一定の方向性を示す諸指針を策定して、「学生生活ガイドブック」(6-4)にまとめて、全学生に配付している。学生支援の内容は、①学修支援、②生活支援、③キャリア形成、進路・就職支援に分類され、これらの課題を所管する全学的な委員会ないし部署として、中心となる学修・学生生活支援検討委員会、学生部、学務部に加え、学生委員会、ハラスメント全学対策委員会、就職委員会、キャリアセンター、保健管理センター、カウンセリング室などが設置されている。加えて、各学部教授会、研究科委員会に設置されている教務委員会、図書委員会、学生委員会、就職対策委員会、安全管理委員会、ハラスメント対策委員会等が連携して支援に当たっている。また、留学生への支援は、国際交流室所管として、新入生への入学前ガイダンスを実施し、学修、奨学金や日常生活等にかかわる支援を行っている。

これらを基に、学生支援の責任主体である各学部・研究科においては、学生委員会、キャリア支援委員会等の委員会(学部によって名称は異なる場合がある)が、具体的な学生支援の方策を、執行部や教務委員会と連携しながら検討を重ねている。責任ある運営・検証ができていると言えるが、各委員会の業務内容が必ずしも明文化されておらず、学生・教員に周知が進んでいない部分もある。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

修学支援のための仕組みとして、以下の組織体制を整備し、適切に運用している（制度の名称は学部・研究科で異なる場合がある）。

<入学前の補習・補充教育>

附属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試合格者等を対象としたリメディアル教育を各学部の状況に応じて実施している（6-5）。例えば、附属特別推薦入試合格者に対して、プレエントランスガイダンスなどの専任教員による導入教育を実施している。また、文芸学部では、特別入試制度（AO、附属特別推薦、指定校・協定校推薦、文化活動推薦）による入学者を対象に、e-Learningと学科・専攻別の課題を課している。

<入学後の補習・補充教育体制>

入学後に学生が大学生活への不安を取り除き、教員との緊密な関係を築くために、全学部の1年生を対象にした「基礎ゼミナール」を設置し、個別指導を実施している。

学生の学修全般を支援する場として、オフィスアワーを設けて、全専任教員が週に一コマを設けて、学生からのあらゆる相談に応じている。

また、教養英語教育に関しては、全学部において入学時にプレイスメントテストを行って能力別クラス編成を実施し、学生各自の英語力に応じた教育を行っている。更に、東大阪キャンパスには、英語村（e-cube）を設けて、英会話スキルを磨くために毎月様々なアクティビティが行われている。

このように、学生の能力に応じた補習・補充教育を行う仕組みとして、基礎教育センター、オフィスアワー、アドバイザー制度、カウンセリングルーム、英語村などが整備されており、多くの学生が活用している

<留年者・休学者・退学者への対応>

「学修・学生生活支援検討委員会」では、退学者を減少させるための施策に取り組んでおり、各学部に退学者を減少させるためのアクションプラン（6-6）を立案させて、教職員の退学者防止の取り組みを計画させて、年次ごとの検証を行っている。

また、留年者及び休・退学者に関しては、各学部、研究科とも、アドバイザー、ゼミ等の単位で担当教員が状況把握と対処を行う仕組みを確立している。事務を通じて手続きが行われ、教授会等でそのような情報を共有把握している。

上記に関連して、退学者を減少させる取り組みの一つとして、大学と保護者との新たなコミュニケーションツールとして、平成27年9月に東大阪キャンパスで開設した保護者ポータルサイト（6-7）が平成28年4月から全キャンパスに導入された（医学部を除く）。サイトでは成績、授業の出欠状況、時間割、シラバスの照会と、QA機能として、保護者からの問い合わせ機能、大学からのメール受信機能があり、大学と保護者が共に学生をサポートする仕組みとなっている。

<障がいのある学生に対する修学支援>

障がいのある学生に対する修学支援については、「障がい学生支援委員会」が所轄している。障がいのある学生を受け入れる際には、学生・保護者と事前面談を実施し、配慮事項や緊急時の対応方法の周知を行っている。

障がい学生に対する修学支援として、施設のバリアフリー化、アドバイザー制度を設けているほか、東大阪キャンパスでは、ノートテイク講習会、手話講習会等の養成講座を実施している。また、サポート学生と障がい学生の理解促進を深めるために全体会議を実施した。

また、障がい学生に対する修学支援については、障がい学生支援委員会で方針を定め、所管として障がい学生支援課や各学部事務部に担当者を配置して対応している。学生が支援を必要とする場合は、障がい学生支援マニュアル（6-8）に則り、学生が希望する支援と大学が対応可能な支援等を本人及び関係部署と調整し、支援内容の決定をしている。状況によって学内カウンセラーへの連携も図っているが、今後、各種支援の周知等、情報公開に向けた整備の必要がある。

<修学支援ための施設整備>

平成 28 年度には、東大阪キャンパスで「超近大プロジェクト」（6-9）と称して大規模な改修が行われ、校舎、図書館、大学本部の整備が実施される。24 時間利用可能な自習室を有するナレッジフィールドなど学生の快適な修学環境を提供している。引き続き、平成 32 年度竣工に向けハード面でも修学支援体制の充実が進められている。今後、地方キャンパスにおいても同様な充実を図っていくことが望まれる。

<大学院における修学支援>

大学院においては、少人数教育が維持されており、各院生に応じた修学支援が実施されている。

大学院生の研究成果は学会発表を通じて、専門領域での厳しい評価を受けることによって学力の向上が期待できる。大学院生の学会発表に対する旅費補助を研究科配分予算から支出できる制度が整えられており、研究成果の発表を推奨している。

大学院における修学支援により、院生に多大な効果がある一方、高額な学費のため進学をためらう学生を前提とすれば、より一層の支援体制が必要との指摘もある。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか

<学生生活全般への支援>

学生の生活相談は、主に学生部が対応している。相談内容により担当所管職員及び教員が同席して、悩みや不安を早期に解決できるように各学部・研究科教職員と連携を密に行う連携体制を整えている。

各学部での支援体制として、基礎ゼミや専門演習といった科目のない 2 年生とりわけ後期 Semester については、My Campus Plan の面談や、チューター制度で学生の生活支援を行っている。

る。必ずしも全ての学部ではないので、この端境期の学生支援は今後の課題である。

また、保護者向けには、従来からの大学フェアでの面談のほか、保護者向けポータルサイトの開設による大学と保護者が共同で学生をサポートする仕組みを設けている。

平成 28 年 9 月より、学生、保証人、学費負担者の住所変更を手書き申請から **Universal Passport** による WEB 申請に変更したことで、手続きの簡素化、利便性が向上した。

<心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮>

学校保健安全法と本学学生規定により、毎年 4 月に全学生を対象とした定期健康診断を実施して、再検診が必要な学生には、再検診を受診する指導を行っている。

また、心に不安を抱える学生に対して、保健管理センターでは、臨床心理士によるカウンセリングを行い、合わせて本学医学部付属病院医師による健康相談も実施している。

各学部では、少人数教育である基礎ゼミや専門演習、また **My Campus Plan** の面談等を通じ、学生と教員の近接化が図られ、学生の心身の異状等に気づく機会が増えている。特に 1 年生に対して薬物濫用等の注意喚起文（学生生活ガイドブック、マナー&防犯ガイドブック）を配布し、基礎ゼミでは指導を行い、所轄警察署の担当者に講演を行ってもらうなど、自由な大学生活に潜む危険に注意を払う機会を設けている。

安全面に関しては、「マナー&防犯ハンドブック」(6-10) を全学生に配付して、マナー編と防犯編に分けて、学生生活上で発生する可能性のあるあらゆるトラブルに対する注意喚起を行っている。また、危険物を取り扱う理系学部の学生には、「安全要覧」を配付して、安全上必要な基礎的な知識と非常時の対応などを周知している。加えて、共同利用センターでは、機器使用や安全管理についての講習会を実施している。

<奨学金等の経済支援>

本学に在学する学生に対して、健康で人物・学業共に優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、学資の一部を給・貸与して、学業の継続を支援することを目的として、奨学金制度を設置している。学内の奨学金制度（6-11）として、「近畿大学給付奨学金」、「近畿大学奨学金」、「近畿大学災害特別奨学金」、「近畿大学応急奨学金」、「近畿大学医師会給付育英奨学金」などを設けている。

加えて、特待生制度、ティーチングアシスタント（大学院）等を準備して、学生への経済支援を行っている。

<ハラスメント防止のための措置>

「学校法人近畿大学倫理憲章（6-12）を制定し、人権意識の向上とハラスメントのない環境づくりに努めており、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」を公表している。

本学に学び、働くすべての人に平等で健全な環境が保持できるように努め、学生の相談に応じる体制として、全学的にも学生相談窓口、学生相談室等があり、専門のカウンセラーが常駐し

アを行っている。各学部・研究科などに防止委員会と相談窓口を設けて、相談員が相談に応じる体制を取り、ハラスメント防止のための指針を配付している。

また、人権意識の向上に努め、年に2回人権週間を設けて、講演会やビデオ学習会を開催して、ハラスメントのない環境づくりに努めている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

<キャリアセンター等による全学的な就職支援>

本学では、キャリアセンター、和歌山キャンパスに就職情報室、奈良・広島・福岡の各キャンパスに学生支援課（就職担当）を設置し、学生の進路支援を行っている。5つのキャンパスに分かれているが、求人情報や、学生の就職支援に関する配付用資料の共有化などを図り、総合大学としてのスケールメリットを活かした支援を行っている。また、近年、全学的に **Universal Passport** を導入したことにより、学生は膨大な求人情報を **Web** で入手することができ、就職活動の効率が著しく向上している。**Web** 上では、4年間のキャリアサポート・プログラムを提示し、キャリアガイダンス、就職ガイダンス、セミナー&研究会、適性検査などのプログラムにより、新入生の段階から将来の就職活動への意識を高める方策を講じている。更に、このシステムによってキャリアセンター、学部就職担当教員、研究指導教員などの担当者が **Web** でその状況を容易に把握できるようになり、より充実したサポート体制となった。

また、在学生・卒業生向けのサービスとして、平成28年4月1日より、全国のコンビニエンスストアで卒業証明書等の各種証明書が発行できるサービスを導入した（6-13）。

これらの体制の下で、就職ガイダンス、就職説明会、企業説明会、インターンシップ、課外講座などが実施されている。

職業選択、企業選択する上で、仕事に対する理解度を深め、自分の適性に合った職業や就職先が選択できるように、時期や目的に応じて、研究会やセミナーを開催している。学生のニーズに合わせた、府警、メディア業界、環境関連業界といった業種を特定した研究会もその一事例である。

課外講座では、資格取得に向けて、「公務員試験対策講座」、「教員採用試験対策講座」、「社会保険労務士試験対策講座」、「税理士試験対策講座」、「行政書士試験対策講座」などの38講座をキャンパス内で学習できる体制を整えており、これにより、学生の時間の有効利用が図れ、加えて安価な受講料設定により、資格試験合格の支援を実施している。

<各学部・研究科や委員会でのキャリア支援>

各学部においてキャリア支援委員会等が様々な支援行事、キャリアプランニング教育科目、インターンシップ等を、方針に沿って進路支援のための仕組みや組織体制を整備されており、適切な運用が行われている。例えば、キャリアセンターによる全学的なものとは別に、就職委員会により、4年次生の定期的な進路決定状況の数値把握をし、教員と情報共有している。

各学部の特色あるコース・プログラムとして、経営学部のインテンシブインターナショナルプ

プログラム、インテンシブアカンテイングプログラムがある。

大学院については、少人数教育が維持されている関係で、個別の進路支援が主となり、包括的な組織体制が十分ではない面もある。また、進路が（専門職、研究職など）限定的な面もあり、高度で専門的な技能及び知識を身につけられる教育内容の更なる向上に加え、就職に関する院生の意識に柔軟性を持たせることも必要との指摘がある。

<インターンシップ>

本学では、インターンシップに積極的に取り組んでおり、インターンシップを「キャリアインターンシップ」、「学部インターンシップ」、「パブリックインターンシップ」、「スクールインターンシップ」、「オープンインターンシップ」、「国際インターンシップ」に分類して、円滑なインターンシップの実現を図っている。そのうち、キャリアセンターが企画したキャリアインターンシップでは、事前研修として、「マナー」、「企業研究」、「コミュニケーション」といった社会人として必要なマナー等について実践を交えながら講義を行っている。インターンシップの研修後には、学生に事後研修に参加することを義務づけ、学んだことをプレゼンテーションすることで、インターンシップの成果を共有している。

また、学部インターンシップでは、インターンシップの研修状況と研修後の報告により、単位認定される場合がある。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

「学修・学生生活支援検討委員会」では、退学者を減少させるための施策に取り組んでおり、各学部で退学者を減少させるためのアクションプランを立案させて、教職員の退学者防止の取り組みを計画させて、年次ごとの検証を行っており、退学者の減少が期待される。

保護者向けには、従来からの大学フェアでの面談のほか、保護者向けポータルサイトの開設による大学と保護者が共同で学生をサポートする仕組みを設けている。

(2) 改善すべき事項

本学に在学する学生に対して、健康で人物・学業共に優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、学資の一部を給付又は貸与して、学業の継続を支援することを目的として、奨学金制度を設置しているが、経済的な理由による退学者の報告もあり、更なる奨学金制度の拡充が必要である。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

退学者を減少させるためのアクションプランの実施から、各学部での退学者の実態を把握して、

「学修・学生生活支援検討委員会」による全学的な施策の検証を進めて行く。

学生の支援において、大学と保護者が情報の共有を図る上で、保護者向けポータルサイトの活用を更に検証する。

(2) 改善すべき事項

経済的理由により修学が困難な者の増加に伴い、経済的な理由による退学者の報告もあり、奨学金制度を利用できる学生数を増やすために、更に奨学金制度の拡充が必要である。

4. 根拠資料

6-1 学修・学生生活支援検討委員会の基本方針

6-2 Universal Passport ガイドブック

6-3 自己点検・評価報告書

6-4 学生生活ガイドブック

6-5 リメディアル教育パンフレット

6-6 アクションプラン事例

6-7 保護者ポータルサイトパンフレット

6-8 障がい学生支援マニュアル

6-9 超近大プロジェクト紹介 HP

<http://www.kindai.ac.jp/topics/2014/07/post-617.html>

6-10 マナー&防犯ハンドブック

6-11 学内の奨学金制度

6-12 学校法人近畿大学倫理憲章

6-13 各種証明書コンビニ発行サービス

<http://www.kindai.ac.jp/campus-life/certificate/cvs-certificate.html>

基準Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学は、平成 18 年に 21 世紀教育改革委員会を発足させ、“学生を大切に作る大学づくり”及び“教員の教育力の向上と自己刷新”という目標を掲げて教育改革に着手し、平成 27 年度からは、各学部間の有機的連携や教育グローバル化の推進などを盛り込んだ第三次教育改革に取り組んでいる(7-1)。一連の過程において、教育研究等の環境の整備は重要な課題として位置づけられてきた。東大阪キャンパスにおける「超近大プロジェクト」(7-2)はその中核ともいえる整備計画であり、平成 26 年度に D 館(文芸学部棟)、平成 27 年度に C 館(法学部棟)がそれぞれ竣工した。また、平成 28 年 3 月には 18 号館(国際学部棟)が完成し、同年 4 月に発足した国際学部は、本学のグローバル化推進の一翼を担うことが求められている(7-3)。更に、平成 29 年 3 月にはアカデミックシアターが竣工し、本学の教育研究環境の刷新を象徴する施設としての活発な運用が期待されている(7-4)。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、全キャンパス・学部において、校地・校舎及び施設・設備の法定基準を満たしていることが確認されている(7-5)。バリアフリーに関しては、キャンパス内のほとんどの教室に車いすでアクセスできる体制が整えられ、多目的トイレもほぼ全施設の 1 階に設置されている。その他、施設の衛生管理や防災対策、省エネ活動が全学規模で推進されている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学の中央図書館は、教育・研究支援を目的として書籍や雑誌などを所蔵するほか、各種学術コンテンツサービスを提供するなど、高度化・多様化する教育・研究に対応した施設と機能を有している(7-6)。各キャンパスの図書館間の連携及び学術情報資源の共有化については、リンクリゾルバや論文管理ソフト、学術機関リポジトリの提供といった電子情報サービスが整備され、図書の取寄せサービスも拡充されるなど、順調に進行している(7-7)。全図書館の職員のうち司書資格を有する者が 50.3%を占めており、その専門性を活用して、複数の学部が 1 年生を対象とした必修授業において図書館職員による図書館や学術情報サービスの利用方法の講習会を実施するなど、図書館と各学部の連携も強化されている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教員研究費の面では、全教員に一律の教育研究経費 A・B が配分されているほか、40 歳以下の若手研究者を対象とした「奨励研究助成金」など各種の学内助成制度が設けられ、平成 28 年度からは、本学の教育改善サイクルの実効性を担保することを目的とした「教育改革・学生支援プロジェクト助成金」も創設された(7-8)。教育・研究のエフォート比率に関わる各教員の授業担

当コマ数については、基礎ゼミを始めとする少人数教育の積極的導入などにより増加傾向にあるものの、学部ごとに、授業負担を平準化したり、若手教員に偏らないよう配慮したりするなどの工夫が行われている。TA や RA の活用によって充実した授業サポートを実現できたケースも数多く見られ、今後の更なる活用が見込まれる（7-9）。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

平成 19 年 2 月、文部科学省において「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」（7-10）が定められて以来、本学では、公的研究費の不正使用の防止を目的とした「近畿大学における公的研究費の不正防止計画」（平成 20 年 12 月）の策定（7-11）や関連諸規程の拡充を行ってきた（7-12）。同時に、CITI Japan プロジェクトの e ラーニングの受講を個人研究費利用のための必須条件として位置づけるなど、コンプライアンス教育の徹底を全学的に進めている（7-13）。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

本学では、第三次教育改革のもと、基礎ゼミなど少人数ゼミの必修化、マスプロ授業の改善といった課題が次々とクリアされつつある。グローバル化の推進についても、留学を必修化した国際学部（学年定員 500 名）の開設や、国際交流協定校と留学生受入数の増加（7-14）といった具体的な形で成果があらわれている。各学部・キャンパスの環境整備方針についても、各種委員会を設置して継続的に課題を確認したり、学生からのフィードバックをふまえたりしながら、着実に改善されつつある。

次に、校地・校舎及び施設・設備の整備に関していえば、東大阪キャンパスでは、法学部・国際学部の新校舎が竣工し、ついで本学の新たなシンボルとなるアカデミックシアターが竣工した。特にアカデミックシアターは、新たな図書館スペース「ビブリオシアター」（5 号館）をはじめ、グローバル機能を集約した「インターナショナルフィールド」（1 号館）、24 時間対応の自習室を有する「ナレッジフィールド」（3 号館）、社会連携の機能に特化した「オープン・キャリアフィールド」（2 号館）、食堂・カフェ・ラウンジのある「アメニティフィールド」（4 号館）から成り、本学が推進してきた教育改革の理念を具現化したものといえる（7-4）。既存の中央図書館は、座席数がやや少ないことが課題であり、収容定員数に対する図書館の座席数の割合は 11.8%（平成 27 年度）から 11.6%（平成 28 年度）に低下したが、「ビブリオシアター」と「ナレッジフィールド」が新設されたことにより、東大阪キャンパスにおける学生向けの図書館機能は格段に強化される見込みである。

教育研究等を支援する環境については、専任教員には原則的に個別の研究室が用意されており、個人研究費 A・B の金額が維持されているほか、研究費のインセンティブ運用が外部研究資金の獲得に一定の効果を上げている。また、在外研究・研究休暇制度も、学部によって運用実績に差があるものの、実施されている。薬学部など複数の学部では TA、RA の定着が進み、きめ細かな

学部学生への指導という本来の目的だけでなく、担当者である大学院生の指導能力と研究意欲の向上や教員の研究時間確保という相乗効果を生んでいる。

(2) 改善すべき事項

法学部の移転により E キャンパス全体の学生数が増加したため、食堂等のサービス提供が不足しているとの指摘がある。また、バリアフリーないしユニバーサルデザインの面では、車いすでのアクセスが困難な教室が少数残っており、これらの部屋の改善を進めていく必要がある。更に、中央図書館とそれに隣接するアカデミックシアターの機能が充実する一方で、東大阪以外のキャンパスの図書館について、24 時間化を含めた開館時間延長の要望が学生から寄せられており、引き続き検討が必要な状況にある。

一部の学部では、教員研究室や院生室などの研究スペースが十分でないことや、ワークショップ等に使えるようなテーブルを自在に移動できる十分な空間を備えた教室がないことが指摘されている。また、研究時間確保の問題について、現状では、管理運営業務に費やす時間が多いため、それらを効率良く進める必要性や、若手教員に対して持ちコマ数の制限を緩和すべきとの意見、TA の人数と適応範囲を広げ、学術研究能力を備えた補助スタッフを導入すべきとの提言もされている。この問題に一定の解決を与えるはずの在外研究・研究休暇制度についても、一部の学部では申請が途絶えるなど、十分に活用されていない現状があり、制度の充実と実質化を求める意見がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

まず、21 世紀教育改革委員会をはじめ関連委員会や部署において、第三次教育改革のもとでの教育研究環境整備に関する課題を常にアップデートしながら議論を進めていくことが求められる。例えば、グローバル化の推進について、数値に現れることにとどまらず、より実質的な成果を追求するための議論が今後必要になってくるだろう。各学部・キャンパスの環境整備方針についても、学生や教職員のニーズを的確にふまえつつ、既存施設の余剰スペースの活用などを積極的に進めていくことが肝要である。

次に、アカデミックシアターの多彩な諸機能を積極的に活用するための方策を講じる必要がある。学生や教職員のニーズに沿ったきめ細やかな環境整備を進めるために、アンケートやヒアリングなどを継続的に行うことが望まれるし、学生向けの図書館機能を維持発展させるためには、ラーニング・コモンズが有効に機能していることを定期的に検証していくことや、学術情報サービスの利用者を一次資料へシームレスに導くディスカバリーサービスをいっそう充実させることが期待されている。更に広い視野に立つならば、地域社会に開放された生涯教育の場としての大学を想定し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、さまざまな人が施設を利用できるユニバーサルデザインの理念を採り入れる可能性についても模索する余地があるだろう。

教育研究等の支援環境についていえば、研究費の面では、科研費など外部資金の増加傾向を維

持しつつ (7-15)、一律給付研究費と競争的外部研究資金の比率を模索していく必要がある。他方、学内助成についても、カテゴリーを拡大してより多くの教員が応募できるようにすることや、専門領域の異なる教員が学部横断的に共同研究を行うプロジェクトを更に推進していくことも重要であり、2016年に立ちあがったクラスターコアシステムの更なる発展を期待する。

(2) 改善すべき事項

まず、教育研究等環境の充実に向けて、施設・設備などのハード面だけでなく、マンパワーの配置を含むソフト面を加えた総合的な将来構想について議論し、計画立案する必要性が増している。「超近大プロジェクト」の最終段階に入った東大阪キャンパスだけでなく、学生多目的ホールの建設と図書館の拡大整備を進めつつある農学部や、泉ヶ丘キャンパスへの移転を進めつつある医学部、「ものづくり工房(仮称)」の建築を検討中の東広島キャンパス工学部などについても、本学の状況を総体的に見据えながら方針を明確化していくことが求められている。

施設・設備の不足の問題については、既存施設のデッドスペースの再活用や、階段の使用促進によってエレベーター負荷を軽減させたりするなどの対策が考えられるが、状況によっては抜本的な改善が必要であろう。防災面については、学部単位で組織的に推進している学部もあり、今後は、消防計画や地震対応マニュアルを具体的に作成した工学部のように、個別のキャンパスや建物の状況に応じた対応策を完備することが求められる。このほか、バリアフリーマップ(ユニバーサルデザインマップ)の作成についても検討の余地があるだろう。

図書館機能については、中央図書館以外の各学部・キャンパスの図書館について、システムの統合を更に進め、ラーニング・コモンズの機能の導入や自習室・閲覧室の24時間利用も視野に入れつつ、均質化された利用者サービスを提供することが望まれる。

最後に、教育研究等の支援環境について述べる。教員が研究に専念できる環境づくりを進めていくためには、研究時間の確保が最重要課題である。まず、校務の効率を高める積極的な方策や、TA、RAなどを活用できる授業枠の拡大、学部上級学年生によるSA導入の検討などが考えられる。また、若手教員などに配慮しつつ授業担当コマ数の適正化を図るために、ガイドラインを設定するという方策も考えられる。在外研究・研究休暇制度の活用が停滞している部署では、有資格者への積極的な働きかけを行い、計画的に実施するなどの梃子入れも必要だろう。これらの対策を総合的に盛り込んだ「研究専念時間の実質的確保のための規程」の作成を視野に入れるべき時期に来ているのではないだろうか。

4. 根拠資料

7-1 21世紀教育改革委員会

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html>

7-2 近畿大学東大阪キャンパス整備計画「超近大プロジェクト」始動！(2014年7月18日)

<http://www.kindai.ac.jp/topics/2014/07/post-617.html>

- 7-3 国際学部 <http://int-studies.kindai.ac.jp/>
- 7-4 アカデミックシアター
<https://act.kindai.ac.jp/>、FACILITY GUIDE ACADEMIC THEATER
- 7-5 平成 26 年度認証評価結果
http://www.juaa.or.jp/updata/evaluation_results/117/20150327_142156.pdf
- 7-6 中央図書館 検索・調べる <http://www.clib.kindai.ac.jp/search/>
- 7-7 他キャンパス図書館からの図書の取寄せサービス拡大のお知らせ
http://www.clib.kindai.ac.jp/news/2017/0322-post_36.html
- 7-8 教育改革・学生支援プロジェクト助成金実施要項
- 7-9 近畿大学授業補修者（TA）に関する規程、近畿大学研究補佐（RA）に関する規程
- 7-10 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf
- 7-11 研究活動上の不正行為等への取扱規程
<http://kuring.hiro.kindai.ac.jp/download/pdf/keikaku01.pdf>
- 7-12 近畿大学利益相反マネジメント規程、学校法人近畿大学倫理憲章、学校法人近畿大学職員倫理規程、学校法人近畿大学公益通報等に関する規程
- 7-13 CITI Japan ホームページ (<https://edu.citiprogram.jp/>)
- 7-14 海外協定校及び交流状況
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/>
- 7-15 近畿大学 HP 学外からの研究費獲得、科学研究費の採択状況、教員研究費の内訳、平成 28 年度学内研究助成金の募集について（平成 28 年 10 月）

基準Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

<社会との連携・協力に関する基本方針>

本学は、建学の精神として、「実学教育」と「人格の陶冶」を謳っており、建学の精神そのものが社会との連携・協力の基本方針の第一となっている（8-1）。また、教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」としており、社会に受け入れられ、役立つ人材を育成することをめざしている（8-1）。更に、中長期的な教育改革の方針策定のため「21世紀教育改革委員会」を設置しているが、委員会がまとめた「近畿大学 21世紀第一次教育改革実施大綱」でも、到達目標として「4. 知財を活用した産官学の連携を強化する」として「本学がすぐれた成果を発信し、産業界のパートナーとしての期待に応えられるよう、大学の知的所有権獲得のための支援機能と産業への技術移転機能を強化する」と謳っている（8-2）。すなわち、社会との連携・協力に関する本学の方針は、①実学志向の教育・研究を柱とする、②社会貢献を行う人材を養成する、③大学の有する知財を活用した産官学の連携を強化する、の3点である。

<社会との連携・協力に関する体制>

1) 産・学・官の連携

本学では、産・学・官の連携については、学術研究支援部が統括し、連携拠点としてリエゾンセンターを設置している（8-3）。

産・学・官の連携拠点として、平成12年にリエゾンセンターを設立した。また（独）中小企業基盤整備機構・大阪府が中心となって東大阪市に設立した「クリエイション・コア東大阪」の構内にリエゾンセンターのサテライトオフィスを設置し、コーディネーターと常時コンタクトできる窓口機能を利用できる体制としている（8-4）。更に、平成25年に本学東京センターに「リエゾンセンター東京オフィス」を開設、首都圏の企業との接点として稼働している（8-5）。

本学では、知財管理、共同研究、シーズ発表などにおける手続き手順、手続き書類の標準化と見直しを持続的に行い、産・学・官連携にかかる各種の取り組みは、ほぼ全てが「該当手続き」によって手際よく進められる状況にある（8-6）（8-7）（8-8）。

東大阪キャンパスでは「理工学総合研究所」など4つの研究所があり、和歌山キャンパスに「先端技術総合研究所」、広島キャンパスに「次世代基盤技術研究所」、福岡キャンパスに「分子工学研究所」が、それぞれ関連研究所として設置され、各地域における産・学・官の連携の取り組みを進めている。また、クロマグロの完全養殖に成功した「水産研究所」は和歌山県白浜町等全国5カ所に、「附属農場」は和歌山県湯浅町・有田川町に、「バイオコークス研究所」は北海道恵庭市と東大阪キャンパスに拠点を置き、研究成果の実用化に向けた体

制を整備している。更に、文系の研究でも、「産業・法律情報研究所」では知的財産に関わる判例データベースを構築する体制を整え、「世界経済研究所」や「経営イノベーション研究所」では、経済学・経営学部門の政策提言を行う体制をとっている（8-9）。

薬学研究科では、薬学研究科薬学専攻医療生命薬学コースにおける医療薬学先進演習での一般企業等への20日以上インターンシップを義務化しており、教育連携を取っている。

2) 地域社会・国際社会への協力

本学では、地域社会への協力については総務部及び社会連携推進センターが、国際社会への協力については国際交流室が統括する体制となっている（8-10）。また、国際交流室の運営のために国際交流委員会を設置している。

「人権問題研究所」では、地域社会や国際社会における人権問題の解決に向けた取り組みを行っている（8-11）。アンチエイジングセンターは奈良病院、農学部、薬学部、薬学総合研究所などと共同して、地域の健康増進・啓蒙を進めるために、公開講座やスポーツ教室などを定期的で開催している（8-12）。「原子力研究所」では社会における原子力の有効利用や諸課題解決に向けての研究を進めている。特に福島第一原発事故への対応では、発災直後から当研究所の所員が被災地支援に尽力している（8-13）。更に、「日本文化研究所」で一般市民向けの講座を開講し、研究成果の社会還元のための体制を整備している（8-14）。

医学部では、3つの附属総合病院と関西国際空港クリニックを直接運営して地域社会に貢献している（8-15）。

生物理工学研究科では、地域交流センターが中心となり、和歌山県との包括的連携協定として、県内の研究推進、産業振興、人的交流を通じた人材育成などを行っている。医学研究科では、社会人入学を認めており、一般病院に勤務する医師の他、企業や官公署等に勤務する社会人を、積極的に大学院学生として受け容れている。また、指導教員が行う企業等との連携研究・受託研究に、医学研究科の学生も積極的に関与している。

3) 教員自己点検・評価システムにおける社会連携・社会貢献促進

本学では教員評価に関する教員業績評価自己申告表によって教員の自己点検・評価を行っているが、その中で「社会活動」の項目を設け、本学の社会的知名度、評価水準の向上に寄与する社会活動の成果、公職、学外の委員会委員等の活動実績について、全教員が毎年自己点検・評価するシステムを構築している（8-16）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、総合大学の利点を活かし、さまざまな社会貢献を行っているが、以下では代表事例について述べることにする。

<東日本大震災への対応>

平成23年3月に発災した東日本大震災では、本学は地震発生翌日から医療チームの現地派遣や、医療物資の提供などにより医学部を持つ大学として貢献した。また、福島第一原発事

故では、日本で唯一稼働中の原子炉を持つ私立大学として被曝者対応や被災地の復旧・復興に携わってきた。

被災地の中では特に福島県川俣町からの要請を受け、平成 24 年 5 月に“オール近大”復興支援プロジェクトを立ち上げ、本学の総力を挙げて復興支援を開始した。地震・津波と原発事故による被害を克服し、川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築をめざし全学で支援するものであり、「除染」「産業振興」「心身ケア」の 3 分野に特化して支援している。長期的な復興支援体制を整備するため、平成 24 年 11 月にプロジェクトの拠点となる「東日本大震災復興支援室」を設置し、毎年「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会」を開催し、支援活動を検証すると共に、支援の更なる充実を図っている（8-17）。なお当該部署は平成 28 年 4 月に社会連携推進センターとして発展的改組を行い、引き続き支援を継続している。

<クロマグロの完全養殖>

本学では、建学の精神である「未来志向の実学教育」を原動力にして、その活動を充実させてきた。実社会で役立つ知識や技術を重視する風土が、研究者の社会貢献に対する前向きな意識と機動的な活動を支えている。

そのような姿勢が明確に現れている最も代表的な例がクロマグロの養殖である。本学のクロマグロの養殖研究は昭和 45 年に開始され、現在まで 45 年以上にわたって継続的に研究に取り組んできている。その研究成果が実り、平成 14 年に卵から孵化させ養殖するという完全養殖を世界で初めて成功させたが、大学発ベンチャー企業として設立した（株）アーマリン近大によって稚魚並びに成魚の販売を行っている（8-18）。

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の「魚類完全養殖の高度化」等の研究プロジェクトは農学研究科で実施している。シンポジウム等を通じて、研究内容の公表がなされている。他にも複数の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業が採択されて、実施されている。

<バイオコークス>

理工学部井田民男教授が平成 17 年に開発に成功した固形燃料バイオコークスは、木くず、茶かす、稲ワラなどの植物由来の廃棄物を原料とする極めて独創的なものである。バイオコークスを石炭コークスの代わりに使用することで、CO₂を直接削減できることにより、CO₂実質排出量ゼロの“夢の固形燃料”と呼ばれている（8-19）。

<大学発ベンチャー>

大学発のベンチャー企業としては、（株）アーマリン近大をはじめ、（株）ア・ファーマ近大、（株）ア・アトムテクノ近大、（株）自然産業研究所などがある（8-20）、（8-21）

平成 16 年に設立された（株）ア・ファーマ近大は、薬学部・農学部・生物理工学部・附属農場・東洋医学研究所が連携して進めている「かんきつ類薬用研究開発プロジェクトチーム」を母体として誕生した。薬学部を中心とするグループが、早摘みの青みかんにポリフェノールの一種「ヘスペリジン」が多量に含まれることを発見し、サプリメント「ブルーヘスペロンキンダイ」として製品化している。

(株)ア・アトムテクノ近大は、私立大学で唯一原子炉を保有する原子力研究所と放射線計測機器・医療機器等の開発と販売を行う株式会社千代田テクノと共同で平成17年に設立された。原子力・放射線の平和利用の推進を旨とし、各種試料の放射能、化学成分、細菌等の測定・分析業務や医療、健康、環境、エネルギー関連分野の調査やコンサルティングを行っている。

<産学連携商品>

本学では実学の成果として、産学連携によって商品化に成功した例があり、近年は多くの商品が販売されている。生物理工学部の「梅わかもち丸」、薬学部の「クロモンモイスチャーローション」、「リーブトニック髪皇すぷらうと」、「セル・シュシュく保湿美容ミスト」、「クロモンモイスチャー石鹸」、「愛されツヤ髪 うるプラ美人 ヘアウォーター」、「美はお口から研究所シリーズ」、文芸学部の「wire COLOR (ワイヤーカラー)」、「Postman (ポストマン) のパッケージ」、「ダンボールテント” Twinkle tent”」、「ビーズクッション柄” Peace Flower”」、農学部の「日本酒 平群」、「ごはん革命 金賞健康米」、「虫こないDAY天然系虫よけ「スプレーピュアゾーンコパイバ・カセット」、「ウナギ味のナマズ」、近畿大学水産研究所の「近大マグロ使用 中骨だしの塩ラーメン」、工学部の「フラボノキューブ 15/フラボノジャーキー5 (犬用サプリメント/犬用おやつ)」、「化粧水”le moist (レ・モイスト) ”」、理工学部の「アロマトリエシリーズ」等が、平成26年度及び27年度中に発売となった。平成28年度には、近畿大学水産研究所の「スーパーカップ 1.5倍 ”近大マグロ使用魚だしカレーうどん」、近畿大学附属農場の「ぷっちょ 近大マンゴー」、生物理工学部の「スポーツウェア ”MAGURO GEAR”」、農学部の「芋ジェラート」、文芸学部の「minari (メモ付き手鏡)、omamori (名刺入)」、薬学部の「健康食品”純・酔 (じゅん・もと) ”」が発売された。

<地域の中小企業との連携>

本学の東大阪キャンパスは、我が国を代表するモノづくりの町、中小企業の町、東大阪市に位置するので、技術立国日本のモノづくりを支える優秀な技術を持った中小企業に貢献することに高い優先度を持たせている。これらの企業との教育・開発連携を目的とした大学院総合理工学研究科「東大阪モノづくり専攻」(8-22)や、東大阪の金型事業者との広範な技術分野での連携を目指す「大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究(金型プロジェクト)」はそのような背景で企画された取り組みである。この金型プロジェクトは平成27年4月に「理工学部地域連携先端研究教育センター(通称:近大ものづくり工房)」へと発展した。近大ものづくり工房は、学生の加工実習を行ってきた機械工作実習工場に加え、地域の産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献することを目的に、金型デザイン室や地域連携技術開発室を設置したもので、地域との連携をより強め、金型プロジェクトをより広く社会に発信し、ものづくり機能・基盤の統合化を図っていく(8-23)。

また、中小企業の取りまとめ組織である東大阪商工会議所とは定期的に会議を持ち、連携

の質、量の向上に努めており、東大阪商工会議所の協力のもと地元中小企業対象に「近畿大学シーズ発表会」を開催した（8-24）。

農学研究科が主体となって「奈良まほろば産官学連携懇話会」が開催され、地域企業との交流、講演会が毎年開催されている。

<人文・社会科学系の社会還元>

本学では、自然科学系の研究だけでなく、人文・社会科学系の研究における社会還元も積極的に行っている。例えば、法学部、経済学部、経営学部、総合社会学部の教員を中心に、国や地方公共団体の審議会等委員として貢献している（8-25）。また、文芸学部では、芸術を持つ「デザイン」や「企画力」を活かし、企業のパッケージやロゴマーク、サイン等のデザインを制作するなど社会還元を図っている（8-26）。更に、まちづくりや地域活性化を研究分野とする総合社会学部、経営学部、建築学部では、地域の住民や事業者等と協働活動を展開している（8-27）。

<公開講座の開催>

地域社会への教育研究成果の還元や地域社会における生涯学習機会創出への協力という点では、公開講座の開催が重要な役割を担っている。本学では、学部・研究所等で企画・実施される公開講座も多くあるが、昭和55年から全学的行事として総務部主催で取り組んでいる。東大阪キャンパスの他、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。平成28年度は総務部主催で1講座が開講され、受講者数は107人であった。この公開講座の様子はホームページ上で公開している（8-28）。また、これらの講座とは別に、WEB限定講座の動画を配信する取り組みも行われている。更に、日本文学研究所では「寺子屋塾」を開講し、一般市民向けの教養講座を提供している。経済学研究科では、大学本部が企画・運営する市民向けの公開講座や高校生向けの出張講義に、社会科学分野の幅広いテーマを設けて講師を積極的に派遣している。また近隣府県・市区町村等の各種行政委員会・審議会等には、専門的見地から審議を行うための委員（長）として多くの教員が参加している（8-29）。

<国際交流・国際貢献>

国際貢献の代表例として、農学部では、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が共同で実施している、地球規模課題解決のために日本と開発途上国の研究者が共同で実施するプログラムである「地球規模課題対応国際科学技術協力」（SATREPS）において、パナマ共和国の水産資源庁、全米熱帯マダロ類委員会・パナマとの連携協力がなされ、キハダの資源に関する技術開発協力を行った。また、ナミビア共和国のナミビア大学とは、大学間学術協定を結び、SATREPSプログラムを介した研究協力を進めている（8-30）。システム工学研究科では、タイ国チェンマイ大学との国際教育交流が行われている

(8-31)。

また、本学では、カリフォルニア大学デイビス校（アメリカ）、ウエストバージニア大学（アメリカ）、ワイカト大学（ニュージーランド）、北京大学（中国）、タマサート大学（タイ）と学術交流協定を締結したのを始め、世界中に 128 の協定校を持ち、教員・学生の留学交流や共同研究、学術的資料・情報の交換などを行っている（8-32）。更に、特長あるプログラムとして「世界を見つめ、日本を見つめ、そして自分自身の生き方を探究する旅」として「未来をひらく旅」を平成 22 年度からスタートさせた（8-33）。これは教員から公募でプログラムを募り、採択されたプログラム内容で学生募集を行い実施するものである。平成 26 年度は「環境先進国ドイツ・バウハウスへの旅」というプログラムが企画され、現地大学学生との交流・ベルリン市街施設訪問・フライブルク最新の環境政策を体験するなど幅広い知識を得ることにより、自己原点を発見する旅として実施された。

泰日工業大学とは平成 25 年に学術交流協定を結んでいたが、平成 27 年 10 月には J-T 技術革新セミナーを泰日工業大学で開催し、本学からは、ものづくり教育と金型磨きロボットの開発、及びバイオコークスの紹介をした。平成 28 年 10 月には泰日工業大学のバンディット・ローツアラヤノン学長が本学を訪問され、交流を深めた（8-34）

<大学施設の一般開放>

総合大学であるがゆえに所有するさまざまな施設や広大なキャンパス空間を住民に開放することを通じて、地域貢献を行っている。中央図書館では「近畿大学中央図書館一般公開規程」に従い、所蔵する学術資料及び施設を近隣住民などに提供・公開している（8-36）。また、英語力の向上のため「遊びながら英語を楽しく学ぶ」というコンセプトで設置された「英語村 E³（イーキューブ）」は、夏休み、春休み期間に限って一般公開を行っている（8-36）。更に、農学部キャンパス内には染井吉野・八重桜・枝垂れ桜を始めとする数百本の桜の木が植栽されているが、桜が満開になる時期に公開日を設け、一般開放を行っている（8-37）。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<研究成果の社会還元>

本学における「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評価できる。特に、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして社会でも注目を集める結果を出している。また、次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオコークスも実用化が進みつつある。産学連携商品は、平成 26 年度 9 件、平成 27 年度 11 件、平成 28 年度 7 件の商品化が進められた。

大学発ベンチャーとして設立された（株）ア・ファーマ近大では、早摘み青みかんから抽

出した成分をもとにして作った「ブルーヘスペロンキンダイ」がドラッグストアでヒット商品となっている（8-38）。経済学研究科では、定例講演会を年間7回開催し、各回100名を越える学生・教員が参加している。講演会の一部は、一般市民も参加できる公開講座とすることで生涯教育の機会を提供している（8-30）。「奈良まほろば産官学連携懇話会」は、講演会等を通じて地域社会、住民に貢献している。パナマ共和国との研究協力ではキハダの産卵生態、初期発育、種苗生産に関する技術開発がなされた。

<リエゾンセンターを核とした社会連携>

図1 近畿大学の知的財産権実施による収入（最近5ヵ年）



こうした産・学・官連携の研究及び実用化の取り組みは、拠点としてのリエゾンセンターの存在が大きい。リエゾンセンターの主な事業として技術相談、技術指導、共同研究、受託研究、知的財産管理等々があるが、企業からの技術相談、技術指導などの件数は平成22年度46件であったものが平成28年度は293件と、7年間で約6倍に増えている。大学の研究成果が産業で有効に機能するためには、知的所有権として明確に保護されていなければならない。特許出願・登録数（累積数）は関西圏の私立大学では第一位である（8-39）。更に知的財産権実施による収入は毎年増加しており、成果を上げていることがよくわかる。（図1）。民間企業からの受託研究実施件数は平成27年度では275件で全国2位であり、毎年全国の国公立大学の中でも常にトップクラスの実績がある。また民間企業からの受託研究費受入額も平成27年度は約3億4千6百万円と全国の国公立大学の中で第3位となっている。（出展：文部科学省「平成27年度大学等における産学連携等実施状況について」）

大学と企業との連携を推進するためには、その接点となる企業等からの大学の技術シーズに関する相談窓口の役割が極めて重要であり、相談件数が増えているということは本学の研究活動が企業等に認められ、リエゾンセンターが十分に機能を発揮しているといえる。また、今までは近

大マグロ、バイオコックスといった理系の研究成果が主であったが、折りたたみ式スチールラックやトイレットペーパーのデザインなど文系での研究成果も実用化されてきた。更にサプリメントや化粧品では経営学部・文芸学部・薬学部の複数学部が協力して商品化へと結びつけた「美はお口から研究所シリーズ」は、本学の総合大学としてのポテンシャルを感じさせる成果である。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の復興まちづくりは、今後も長期間続く社会的な重要課題であるが、本学は「東日本大震災復興支援室」を設置し、総合大学の利点を活かした支援活動を行ってきた。私立の総合大学で医学部を持つ大学は限られているが、本学はその利点を活かし震災発生直後から医療も含め総合的な支援を行ってきた。また、今回は原発事故も発生しており、原子炉を持つ原子力研究所を中心に、被曝対応や放射能の除染についても貢献している。特に福島県川俣町からは震災復興アドバイザーを委嘱されており、総合的な復興支援を全学挙げて取り組んできたところである。川俣町は内陸部に立地し、原発からの距離もあることで、被害状況をメディアが取り上げることが相対的に少なかった。そのため、町長みずから本学に支援を求めてきたものである。

平成 28 年度には当該支援室を発展的に改組した社会連携推進センターが開設され、支援室は当センター内に置くこととした。平成 28 年 4 月には川俣町にて「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会」を実施し、今までの活動の振り返りとともに、今後の町の未来に向けた提案を行った。今後とも地域の復興に向け、川俣町を支援していくことを確認している。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

大学本部が位置する東大阪市は、全国有数の中小企業の町であり、その特長を活かした社会連携・社会貢献を行ってきた。大学院総合理工学研究科に設置された「東大阪モノづくり専攻」を核とした地域連携は成果を上げている。

また、平成 27 年 4 月 1 日には理工学部地域連携先端研究教育センター（通称：近大ものづくり工房）を設立した。これは、平成 24～26 年度に取り組んだ近大金型プロジェクトで構築した「大阪東部地域に向けたものづくり研究拠点」と、長年にわたり「学内のものづくり教育拠点」であった機械工作実習工場を統合した研究教育機関で、金型の設計から製造、評価まで可能な最新設備を持ち、学内外からの研究・調査、工作・試験の受託が可能である。ここは、企業・教員・学生の新たな「交流の場」としての一面を持ち合わせている。地域との産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献するという、教育・研究の成果を産業に結びつける「実学教育」を柱とした本学ならではの機関といえる。

<全学公開講座の実施>

全学挙げて取り組んできた「近畿大学公開講座」は、総務部が事務担当となり公開講座委員会が企画・運営を行うなど、教職員が一体となって極めて機能的に行われており、公開講座の継続的・発展的な展開に向けた実施体制を備えている。実施にあたっては、学部・研究所等が担当し、

東大阪キャンパス、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。また、大学が主催とする近畿大学公開講座と併行して各学部、研究所等が独自の専門性や地域の特性を生かした公開講座なども活発に行っている。

(2) 改善すべき事項

<社会との連携・協力に関する方針の更なる明確化>

現在は、「建学の精神」「教育の目的」「近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱」で方針を謳っているが、これらをより明確化するために「近畿大学社会連携・社会貢献方針」策定の必要がある。この点についてはすでに文案を用意した段階にあるが、いまだ策定には至っていない。早急に策定すると共に、方針策定後はその周知を図るため、学内報、ホームページ等のメディアによる広報に努める。

<地域社会・国際社会への協力の強化>

地域社会・国際社会への協力についても大学にもとめられた水準を満たす一定の成果を上げていると評価できるが、産・学・官の連携の成果にくらべると相対的に弱いと判断する。産・管・学の連携については、リエゾンセンターを核とした全学的な推進体制を構築しているのに対し、地域社会・国際社会への協力は教員単位、研究室単位のケースが少なくなく、全学的な取り組み・支援体制の強化が必要である。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

<研究成果の社会還元>

本学では産・学・官の連携による教育研究成果の社会還元について、十分に効果が上がっている。更なる充実を図るためには、(1) 成果の社会還元を視野に入れた研究の量的・質的向上、(2) 研究成果の実用化に向けての産官学マッチングの強化、が重要であると考え。そのため具体的には、以下の事項について検討・強化を行う。

①インセンティブの明確化による研究の活性化

企業においては、実用化の見通しが不透明な「基礎研究」を幅広く維持することは企業戦略として可能性が小さい。そのため、優れた基礎研究を大学が担うことにより、産学連携を図るニーズは今後とも大きいと考えられる。こうした有機的で効果的な産・学・官の連携を推進するため「優れた研究成果」を本学から継続的に発信できる研究環境づくりをしていく。具体的には現在本学が推進している個人研究費のインセンティブ制度の更なる有効活用によって、個々の教員に明確なインセンティブを与え、研究の社会貢献の活性化を図る。

②研究成果をわかりやすく発信する

社会連携を更に発展させていくためには、研究内容・研究成果のわかりやすい発信に努める。

本学ではすでに「シーズ集」を作成しホームページで公開しているが、いっそうの充実を図る。また、シーズ発表会などへ積極的に参加し、より多くの方々に知ってもらうことで、実用化をめざす。更に、広報部により研究内容についてもわかりやすく広報をおこなっていく。

<リエゾンセンターを核とした社会連携>

①コーディネーター機能の充実

本学では、リエゾンセンターを核に多様な社会連携を行ってきたが、今後も更にリエゾンセンターのコーディネーター機能を充実させていく。

優れた基礎研究成果を技術や製品にまでつなげるには、コーディネーターの役割は大きい。本学の産官学連携活動を日本のトップクラスまで引き上げるために努力してきたベテランコーディネーターが平成27年3月をもって退職し、平成28年度には入れ替わりが1名あった。今後は新人コーディネーターを含む5人のコーディネーターがお互いに情報を共有し、組織としてのコーディネート能力を強化していく。また、センター所員にも「研究成果から技術を見抜く能力」を一層高めてもらおうと共に、「技術の活用市場を見出す能力」を有する人材の養成・補強を図る。

②リエゾンセンターを発展させた社会連携推進体制の充実

平成19年度の自己点検評価報告書で記述した改善方策で「研究高度化推進機構の整備」を挙げたが、現在未だ実現されていない。この機構は、大学の産学連携と研究体制の整備を学術研究の支援を含めて行うセンターであり、リエゾンセンターと当時の研究助成課を統合発展させたものを構想していた。リエゾンセンターの得意とする産学連携に、地域連携や国際協力の更なる充実を含めて「知的財産部門」「産学連携部門」「地域連携部門」「研究支援部門」から構成される新しい組織の早期実現のための具体的な検討を行う。

<東日本大震災への対応>

言うまでもなく震災復興には長時間を要する。そこで社会連携推進センター内の「東日本大震災復興支援室」を拠点として継続的な支援を行っていく。今までは、「除染」「産業振興」「心身ケア」の3分野に特化して支援していたが、今後は分野を広げ、より総合的な支援をめざすと共に、時間の経過と共に変化する地域課題に対応するため、地元の方々との協議によって支援内容の見直しも図っていく。また、目標として掲げている川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築を実現させるべく活動を行う。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

大学院総合理工学研究科に設置した東大阪モノづくり専攻において進めてきた産・学・官連携を更に充実し、東大阪商工会議所との連携によって9000社ある中小企業と実務レベルの連携を増やしていく。また、モノづくりの知識・ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材を育

成すると共に、モノづくり分野の革新につなげる高度な知識、及び確かな技術を併せ持ち、モノづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできる人材の育成を継続的に行っていく。

<全学公開講座の実施>

公開講座は、団塊の世代の退職により、生涯教育の重要性が注目される中、生涯教育の一環としての役割が大きい。新聞等で広告活動を行っているが、開催する地域の卒業生のネットワークを通じて広報をすること等、広報の工夫によって受講者を増やしていく。また、講師に学外の著名人を招聘した講座も開催するなど、より魅力のある公開講座にしていく。

<東大阪キャンパス整備計画「超近大プロジェクト」による社会連携・社会貢献の活性化>

東大阪キャンパスを大規模に整備する計画「超近大プロジェクト」（平成 26 年 7 月より平成 32 年完成予定）がある（8-40）。本プロジェクトでは、社会の窓口となる機能（産学連携・就職支援・卒業生・地域）に特化した『オープン・キャリアフィールド』を創り、また「近大マグロ」「バイオコクス」に続く、本学にしかできない課題解決策をオール近大として導き出す小部屋“実学セル”を 25 ヶ所ほど創る予定であり、今後の社会貢献・社会貢献のさらなる活性化を期待できる。

(2) 改善すべき事項

<社会との連携・協力に関する方針の更なる明確化>

「近畿大学社会連携・社会貢献方針」の周知を図るため、学内報、ホームページ等のメディアによる広報に努めると共に、社会連携・社会貢献に関するフォーラム、シンポジウムを開催する。また、今後は、方針に基づいた社会連携・社会貢献が図られているかについて、自己点検・評価システムの中で継続的なモニタリングを行っていく。

<地域社会・国際社会への協力の強化>

地域社会・国際社会への協力について、全学的な取り組みに発展させ、支援体制の強化を図る仕組みについて検討を開始した。その結果、地域社会への協力としては、社会連携推進センターが新設され、自治体等との包括連携協定の締結と、様々な行政課題に対する取り組みを始めている。他大学の事例も研究しながら実効性・持続性ある体制の早期実現化を図る。

システム工学研究科では、リエゾンセンター運営委員会、国際交流委員会、学術研究支援部、総務部、国際交流室の協議によって「産・学・官との連携の方針」「地域社会・国際社会への協力方針」について基本方針（案）を作成する取り組みに着手しており、平成 29 年度末を目途に提示する。

4. 根拠資料

- 8-1 近畿大学 HP 建学の精神 / 教育の目的
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/founding-principle/index.html>
- 8-2 近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱 (平成 19 年 3 月)
- 8-3 近畿大学 HP リエゾンセンター
<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/klc.html>
- 8-4 ものづくりビジネスセンター大阪 HP 近畿大学リエゾンセンター (KLC)
<http://www.m-osaka.com/jp/university/2209/>
- 8-5 リエゾンセンター東京オフィス HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/campus-guide/tokyo-office/liaison.html>
- 8-6 技術相談・共同研究関連 (様式等) : 近畿大学リエゾンセンター受付票、技術相談等報告書、秘密保持契約締結申請書、秘密保持契約書 (案)、研究成果有体物移転申請書、研究成果有体物提供に関する契約書、展示会出展の申請、講演発表の申請、委託研究依頼申込書、委託研究契約書 (案)、〇〇商品における学校名記載の件、当社商品における学校名掲載・引用申込書
- 8-7 地財関係 (様式等) : 近畿大学職務発明取扱規程、特許出願許可申請書、共同出願契約書、審査請求許可申請書、意見書提出申請書、特許の権利維持申請書、特許実施許諾契約締結申請書、特許実施許諾契約書
- 8-8 近畿大学 HP 学内規程 (不正防止計画を含む)
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/campus-regulations.html>
- 8-9 近畿大学 HP 研究所・センター等
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/index.html>
- 8-10 近畿大学 HP 国際交流室のご案内
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/guidance/index.html>
- 8-11 近畿大学人権問題研究所 HP
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/human/>
- 8-12 近畿大学アンチエイジングセンター HP
<http://www.kindai.ac.jp/antiaging/>
- 8-13 近畿大学原子力研究所 HP
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/aeri/index.html>
- 8-14 日本文化研究所 HP
<http://kindai-nihonbunka.seesaa.net/category/6839830-1.html>
- 8-15 学部1 近畿大学医学部附属病院 関連機関
<http://www.med.kindai.ac.jp/huzoku/organization>
- 8-16 教員業績評価自己申告表 (大学・短大・高専等教員用)
- 8-17 近畿大学 HP 東日本大震災復興支援室

- <http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/earthquake-east-japan/index.html>
- 8-18 アーマリン近大 HP
<http://www.a-marine.co.jp/>
- 8-19 近畿大学バイオコークス・プロジェクト HP
<http://www.kindai.ac.jp/bio-coke/>
- 8-20 近畿大学リエゾンセンター HP 近畿大学発ベンチャー企業
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/business/venture.html>
- 8-21 近畿大学 HP 大学発ベンチャー
<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/venture.html>
- 8-22 大学院総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻 HP
<http://www.kindai.ac.jp/sci/mono/>
- 8-23 大学院総合理工学研究科大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究プロジェクト HP
<http://www.mec.kindai.ac.jp/kanagata/>
- 8-24 リエゾンセンター・トピックス「近畿大学研究シーズ発表会」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/topics/150909.html>
- 8-25 学外兼職（文系学部）一覧（平成 27 年度）
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/topics/160830.html> 8-26
- 8-26 リエゾンセンターHP「事例紹介-産官学連携商品：ビーズクッション柄 Peace Flower」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/example/>
- 8-27 近畿大学 HP 教員・学生のまちづくり活動支援事例
<http://www.kindai.ac.jp/sociology/news/post-21.html>
<http://www.kindai.ac.jp/architecture/new/2016119.html>
- 8-28 近畿大学公開講座 Web 講座
<http://kouza.kindai.ac.jp/>
- 8-29 近畿大学経済学部ホームページ
<http://www.kindai.ac.jp/keizai/>
- 8-30 近畿大学 SATREPS HP
<http://satreps-kinkiuniv.jp/japanese/index.html>
- 8-31 近畿大学次世代基盤技術研究所報告 Vol16（2015），p1-54；近畿大学工学部産学官連携推進協力会パンフレット；同 ニュースレター（vol.13, 2015）及び（vol.12, 2014）；近畿大学次世代基盤技術研究所パンフレット（2015年4月）
- 8-32 近畿大学 HP 海外協定校及び交流状況
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/index.html>
- 8-33 近畿大学 HP 海外研修ツアー「未来をひらく旅」
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/international-understanding/tour/index.html>

- 8-34 泰日工業大学学長の訪問
<http://www.kindai.ac.jp/sci/news/014597.html>
- 8-35 近畿大学 HP 中央図書館一般公開
<http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/library.html>
- 8-36 近畿大学 HP 英語村 E [3 e-cube]
<http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/e-cube.html>
- 8-37 近畿大学農学部 HP 桜ゾーン一般公開
http://nara-kindai.univ.jp/01gakubu/topics/topics_20120302.html
- 8-38 近畿大学リエゾンセンターHP 事例紹介 HP
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/example/index.html>8-40
- 8-39 Web サイト「J-PlatPat」
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
- 8-40 近畿大学東大阪キャンパス整備計画「超近大プロジェクト」始動！（2014年7月18日）
<http://www.kindai.ac.jp/topics/2014/07/post-617.html>

IX 管理運営・財務

IX- 1. 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念、目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

近畿大学の管理運営は、以下の三本の柱からなっている。第一は、経営責任を担う意思決定機関である理事会並びに評議員会、第二は、大学全般の重要事項についての審議機関である大学協議会並びに教育研究に関する専門的な審議を行う機関である各学部と研究科の教授会、第三は、これらの二つの組織が行った決定を実現するうえで実務的責任を負う事務部門である。これらの機関は、「学校法人近畿大学寄附行為（9-1-1）」、「近畿大学学則（9-1-2）」、「近畿大学大学院学則（9-1-3）」、「学校法人近畿大学職制（9-1-4）」、「平成 28 年度 学校法人近畿大学 事務部門全学的方針（9-1-5）」の根拠に従い、それぞれ運営されている。そのうち、「近畿大学学則」、「近畿大学大学院学則」は、いずれも近畿大学ホームページ上に公開されている。

なお、これらの方針を踏まえて、事務部門では、事務部長、事務長が各部署の 1 年間の目標を立てて、各所属部署の事務職員に示し、人事制度としての目標管理制度と連動させている。

< 意思決定プロセスの明確化 >

「学校法人近畿大学寄附行為」及び「近畿大学学則」の規定に基づいて、理事会・評議員会・大学協議会・教授会等が開催され、その際の議題、議事進行、採決等に関しては民主的に行われている。また、事務部門においては、事務部長・事務長会議が定期的に行われており、この会議においては、理事長を筆頭に、法人内の全事務部門の所属長（事務部長・事務長）が、情報と意識の共有・部門間の連携を進めていくことと、大学の取組むべきテーマについて意見を述べる機会として機能している。

< 教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と明確化 >

「学校法人近畿大学寄附行為」及び関係規程によって、教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限は明確に規定されている。（「学校法人近畿大学寄附行為」第 5 条から第 40 条、「学校法人近畿大学職制」4 条、4 条の 2、6 条、9 条、10 条、第 11 条）。

< 教授会の権限と責任の明確化 >

教授会は学部や大学院の各種審議を行う機関であり、教授会における議題、議事進行、採決等は、「近畿大学学則」第 9 章第 52 条から第 58 条に定められ、民主的に行われている。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から、学校教育法の改正に伴い、各関係規程も改正し、教授会の権限と責任の明確化がより一層図られた。大学院については、大学院学則第 29 条で、研究科委員会（研究科教授会）が教授会に相当する機関として位置づけられている。教授会及び研究科委員会においては、学長が意思決定をするにあたり、意見を述べるものとされている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

< 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 >

教育基本法の本旨に則って近畿大学学則が定められ、最近の改定が平成 28 年 4 月 1 日に行われている。本大学に大学全般の重要事項について審議するため大学協議会を置くと定められている。大学協議会は学長、各学部長、各事務部長、図書館長及び教授若干名をもって構成され、学長が招集し、その議長となると定められている（学則第 59 条から 63 条）。なお、大学協議会に関する詳細は、「近畿大学大学協議会規程」に定められている。

近畿大学大学院学則も、教育基本法の本旨に則って制定され、最近の改正は平成 28 年 4 月 1 日に行われている。本大学院に大学院委員会を置くと定められており、大学院部長、各研究科長及び各研究科委員会の委員若干名をもって組織され、学長がこれを招集してその議長となるとしているが、大学院部長は学長の命を受け、その都度議長を代行することができる。また、本大学院の各研究科には、研究科委員会（研究科教授会）が置かれており、各研究科の授業を担当する教授をもってこれを組織すること、必要があるときは授業を担当するその他の教員を加えることができること定められている。また、研究科委員会は当該研究科長が招集し、その議長となる（「近畿大学大学院学則」第 26 条から第 30 条）。

法科大学院については、近畿大学法科大学院学則に定められており、最近の改正が平成 28 年 4 月 1 日に行われている。法科大学院の専任教授をもって教授会を構成し、法科大学院長が招集して、その議長となる。法科大学院教授会では、学長又は法科大学院長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。（「近畿大学法科大学院学則（9-1-6）」第 18 条から第 22 条）。

これらの教学の管理運営に関する組織は、関係法令に則り適切に設置されており、合理的かつ適切に運用されている。

< 学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 >

近畿大学学長は、近畿大学職制第 4 条に則り任命され、「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と共に、「近畿大学学園の教学を掌理する」とされている。また、副学長は、職制第 4 条の 2 により、学長を補佐する役目を担っている。

大学院の学務は大学院部長が総轄し、各研究科の学務は研究科長が処理する（「大学院学則」第 31 条）。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。学部長は当該学部の校務にあたり所属職員を監督すると規定されている（「学校法人近畿大学職制」第 6 条）。なお、各学部の学部長が各学部共通の教学に関する事項を協議するための場として、学部長会議が置かれている。また、学科においては学科長が、職制第 9 条に則り学部長を補佐し、当該学科の教務を掌理することとなっている。学科長（コース主任を含む）候補者は各当該学部長が推薦し、学長の承認を経て理事長が任命する。

理事会は、平成 28 年 5 月 1 日現在役員として理事長を含む理事 10 名及び監事 2 名から構成され、また評議員会は 36 名で構成される。理事、監事及び評議員は、学校法人近畿大学寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。理事長は、学校法人の運営全般について、リーダー

シップを発揮しており、教学面に関しても、大学協議会に出席する等、学長、学部長等との連携を密にしつつ、重要案件については理事会に諮り審議することとしている。

このように、学長・学部長・大学院部長・研究科長・学科長の権限と責任については、学則、職制及び関係規程に定められている。

< 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性 >

近畿大学学長は、「理事会の議を経て、理事長において任命される」と近畿大学職制に定められている。学部長候補者の選挙は、「学部長候補者選挙規程」に則り、学長が教授会を招集して行う。

教授会は選挙により選ばれた候補者を学長に報告し、学長は候補者の中から学部長を指名して、理事長が任命する。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。

近畿大学における学部長選任の過程は、多数派人事やそれに伴う学部運営方針の極端な揺れ等を避けられる利点がある。また、研究科長の選考が母体となる学部の学部長の推薦により行われる点も、学部と大学院研究科の運営方針に齟齬を生じない点で適切である。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

< 事務組織の構成と人員配置の適切性 >

本学は、「学校法人近畿大学事務組織規程」(9-1-7)により、事務組織及び事務分掌を定めている。東大阪キャンパスには、大学事務部局として、教学本部、学務部、各学部事務部、入学センター、学生部、スポーツ振興センター、キャリアセンター、人権事務室、保健管理センター等を設置している。また、国際交流室、社会連携推進センター、アカデミックミーツ室等は、大学事務部局と独立して設置している。

法人本部事務部局としては、秘書室、総務部、法務部、人事部、財務部、資金部、管理部、学術研究支援部、広報部を設置し、学校法人近畿大学の法人業務や学園全体の経営に関わる業務を担当している。総務部、法務部、人事部、財務部、資金部、管理部、学術研究支援部、広報部については、大学事務部局としての業務も所管して、効率的な運営を行っている。

監査室は、本学の業務全般の監査及び法人倫理推進を担当する部署として、大学事務部局及び法人本部事務部局から独立して設置している。

また、東大阪以外のキャンパス(医学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)には、事務部を設置し、事務(部)長のもとに、庶務、管理、会計、教務、学生、就職、図書館等の業務を行い、必要に応じて、課を置いている。

事務組織の各部署には、事務(部)長を置き、事務(部)長は理事長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。特に、法人部門、教学部門の長として、それぞれ法人本部長、教学本部長を置き、全体的に統括している。

人員配置については、業務の状況や超過勤務状況、各部署からの報告を踏まえ、4月及び10月

のみならず、適宜積極的に人事異動を行い、適正な人員配置に努めている。

また、常に組織の活性化・効率化を図る目的や社会からの要請に応えるため柔軟に変更や新しい部署の設置あるいは改組を行っている。

平成 28 年 4 月には、東日本大震災復興支援室を発展的に改組し、広く地域貢献を主たる目的とし、大学等の所在地に限らず広く世界（国内においては都道府県又は市町村等）、産業界、NPO 法人等と連携し、産官学連携、地域活性化のためのシンクタンク機能、震災等の復興支援、社会人の学び直し、生涯学習講座、公開講座などを総合的に取り扱う目的として社会連携推進センターを設置、10 月には、従来、総務部の一部門として設置されていた法務部門（法務課）を、組織法務の業務を迅速かつ円滑に対応し、法的トラブルや不祥事を未然に防ぐことに努めるよう独立した法務部として設置した。

< 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 >

事務職員が担う業務が多様化、複雑化する中で、以前は 4 月の定期異動のみで対応してきたが、変化する状況に柔軟に対応すべく、4 月及び 10 月の 2 回の定期異動と必要に応じてその都度柔軟に人事異動を行っている。

また、専門スキルを持った職員や即戦力となる職員等を確保するため、キャリア採用試験を行っている（9-1-8）。

有期雇用の職員がモチベーションを維持し、仕事に取組み、戦力となる職員になってもらう仕組みとして、任用替試験制度を平成 20 年から実施している（9-1-9）。任用替試験では、近畿大学の過去の歴史、現在の状況等の知識を問う筆記試験、業務の現状と改善に関するプレゼンテーション及び面接を課すことにより、近畿大学に対する理解や現在の業務の見つめ直しを促す効果を図っている。この任用替試験により、契約職員から嘱託職員、嘱託職員から専任職員へとステップアップしている。

また、超過勤務の削減は、事務機能の改善の大きな課題である。時間外労働の限度に関する基準に準じ、1 ヶ月 45 時間を超える超過勤務を行った職員本人及び直属の上司に報告書の提出を義務づけることにより、業務の見直しを促している（9-1-10）。

平成 27 年 10 月から週 40 時間のシフト制勤務を施行し、メリハリのある勤務を目指し推進している。この制度の活用により、部署毎に業務を調整し、週休 2 日となる週も増加している。

< 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 >

職員については、平成 19 年度から資格制度を設け、職員の職務遂行内容及び職務遂行能力を基準として、資格の格付けと運用基準を定めている。また、内規としてこの資格の昇格基準を定め、資格昇格を厳格に運用している（9-1-11）。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

< 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 >

人材育成と学園の活性化を図ることを目的とする教・職員評価制度のもと、職員評価においては、これまでも運用してきた人事考課制度に加え、平成 19 年度から人事考課に行動評価を取り入れると共に目標管理制度を新たに導入した。

事務職員については、平成 19 年度から教職員のモチベーションを高め、そこから生まれる各職員の成果・努力に見合った支給ができる新たな給与体系を導入した。各職員の成果・努力を評価する制度として人事考課及び目標管理制度に基づく評価制度を導入し、その評価結果を持って、給与に反映することにした（9-1-12）、（9-1-13）。

< スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性 >

本学では、事務職員に対しては、人事部が昭和 62 年度から毎年度夏期に職階ごとに研修を実施している。併せて、事務職員の自己啓発の制度として、平成 9 年度から通信教育講座を実施している（9-1-14）。

上記の目標管理制度を導入した平成 19 年度以降は、目標管理制度に関する内容を研修のテーマとして継続して研修を実施してきた。目標管理制度は、一人ひとりが組織と個人の両方にとって価値ある目標を追求することによって、組織の発展と個人の成長を共に実現することを目的とした制度であり、スタッフ・ディベロップメント（SD）の制度の一つとして位置づけている。

現在は、大学アドミニストレーターとなる人材を求めており、研修等だけではなく、普段の業務を通じて、人材育成を行っている（9-1-15）。

2. 点検・評価

● 基準IX- 1 の充足状況については、以下のとおりである。

① 管理運営方針の策定については、各種規程を定めるほか、運営の実情に則し内規を定め、適切に運用している。また、教学組織の権限と責任及び法人組織の任務と権限は、明確に規定され、適切・公正に行われている。大学の管理運営についても、関係規程の整備と適切な運用が行われ、本基準を十分に充たしている。

②管理運営については、明文化された規程に基づいて合理的・適切に運営されている。

③大学業務を支援する事務組織が設置されて、適正な人員配置に努めている。

④ 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策としては、職員の成果・努力を反映した給与となる仕組みになっている。

本基準の充足状況については上記のとおりとなっており、同基準を概ね充足している。

（1）効果が上がっている事項

法人の経営における理事長のリーダーシップ、教学面での学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。また、学長・学部長の選任や意思決定など、管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、各規程においてそれぞれ明示されている。

人事異動を柔軟に行う体制を整えたことにより、さまざまな変化に柔軟に対応することができるようになった。

また、任用替試験を行い、有期雇用職員のステップアップが可能となり、モチベーションの向上につながると共に、職員の戦力化につながっている。

1 ヶ月 45 時間を超える超過勤務を行った職員及び直属の上司に報告書を提出させることにより、業務の見直しにつながり、業務の質の向上に寄与している。

目標管理制度の実施により、各職員の業務の目標が明確になり、業務の質の向上や上司と部下のコミュニケーションの変化が見られる。

(2) 改善すべき事項

中長期財務予測における戦略的事業計画ができていない。前述の毎年度始めに示される事務部門の全学的方針の各項目が達成されるまで改善すべき事項があり、各事務部で毎年目標課題としてあがっている。

人員配置については、各部署の業務の状況や勤務実態等を踏まえ、各部署の適正人員を明確化する必要がある。

目標管理制度をはじめとする評価制度については、給与への反映につながる制度として、より適正な評価となるよう見直しを行う必要がある。

超過勤務削減については、ワークライフバランスの観点からも進めていく必要がある。

職員研修については、受講人数を適正化し、研修効果を高める必要がある。また、研修テーマを増やし、それぞれのテーマの研修を受講すべき職員や受講を希望する職員に適確に行っていく必要がある。

3. 将来に向けた方策

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育理念である「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的としており、その達成を管理運営方針としている。

(1) 効果が上がっている事項

法人及び大学の事務に関する事項を協議することを目的として、事務部長・事務長会議が定期的で開催されている。規程に則り、理事長及び常務理事をはじめ、法人の全事務部門の所属長が一堂に集まり、理事長から示された方針や課題について、各種の協議や報告が行われている。

人事異動を必要な時期に適切に行っていくことにより、時代の流れや学園の方針に柔軟に対応できるような人材育成の仕組み作りをすると共に、任用替試験制度を適切に運用し、戦力化できる職員を育成し、その職員を適確に任用替し、各職員のモチベーションの向上を維持している。

また、超過勤務については、時間と内容のバランスに目を向けた働き方改革を進めている。

(2) 改善すべき事項

人員配置については、各部署の業務内容を見直し、各部署の適正人員を策定する。

評価制度については、各職員の努力に報いるよう、常に公正な評価を心掛ける必要がある。

目標管理制度については、制度の見直しを継続的に行い、より良い制度となるように努力する。

SD フォーマットをデータ化し可視化することにより、職員が自分の時間に合わせていつでも知識を習得できるシステムを作り出す。

4. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人近畿大学寄附行為
- 9-1-2 近畿大学学則
- 9-1-3 近畿大学院学則
- 9-1-4 学校法人近畿大学職制
- 9-1-5 平成 28 年度 学校法人近畿大学 事務部門全学的方針
- 9-1-6 近畿大学法科大学院学則
- 9-1-7 学校法人近畿大学事務組織規程
- 9-1-8 平成 29 年度専任（嘱託）職員求人募集要項（キャリア採用）
- 9-1-9 事務職員任用替試験実施要項
- 9-1-10 時間外上限超過報告書
- 9-1-11 学校法人近畿大学職員資格規程
- 9-1-12 職員人事考課実施要項（人事部人事課・人事部労務課）（H24. 12）
- 9-1-13 職員目標管理制度実施要項（人事部人事課・人事部労務課）（H24. 4）
- 9-1-14 職員研修実施記録（管理者・夏期）
- 9-1-15 近畿大学が求める職員像

基準IX—2. 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要且つ十分な財政的基盤を確立しているか。

<中・長期的な財政計画の立案>

質の高い教育研究活動を継続し、社会からの多様なニーズへ対応するには、長期且つ安定的な財政基盤は不可欠であり、財政計画の策定は重要となる。平成 23 年度から法人総合の収支を予測しながら、各会計単位から中長期施設設備計画等の情報を収集し、10 ヶ年の財務中長期予測を作成している。毎年徹底して見直しを行い、単年度の予算編成と中長期財政計画を策定している。

<科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況>

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金は、年度によって採択件数は増減するが、次のとおり一定件数を獲得している。

【科学研究費補助金直接経費】 平成 23 年度 325 件 約 542,426 千円、24 年度 362 件 約 541,596 千円、25 年度 382 件 約 550,617 千円、26 年度 388 件 約 580,169 千円、27 年度 420 件 約 597,500 千円 (9-2-1)

【科学研究費補助金間接経費】 平成 23 年度 約 157,808 千円、24 年度 約 158,308 千円、25 年度 約 160,322 千円、26 年度 約 170,107 千円、27 年度 約 177,750 千円 (9-2-1)

【文部科学省の国公立大学を通じた大学教育改革支援 (GP) などの補助金事業】 平成 23 年度 9 件 13 課題、24 年度 5 件 9 課題、25 年度 4 件 7 課題、26 年度 3 件 8 課題、27 年度 3 件 8 課題 (9-2-2) (9-2-3)

【受託研究費・寄付研究費】 平成 23 年度 2,675,508 千円、24 年度 2,366,124 千円、25 年度 2,317,212 千円、26 年度 2,419,485 千円、27 年度 2,596,853 千円 (9-2-4)

<事業活動収支計算関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性>

平成 23 年度 52.4%であった人件費比率は、平成 27 年度 42.7%と改善されており、学生数 1 万人以上の大規模大学平均 (49.6%) よりも低水準で推移している。これは給与体系の見直し、業務委託の実施や様々な人事制度の導入による効果と考えている。

本法人収入の特徴として、平成 22 年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っている。

平成 23 年度 29.4%であった医療収支を除く教育研究経費比率は 31.2% (医療収支を含む場合 42.1%から 45.8%) と僅かながらも増加の傾向にある。(9-2-5)

平成 27 年度末の貸借対照表は、資産の部の合計 約 410,133 百万円、負債の部の合計 約 53,167 百万円、純資産の部の合計 約 356,965 百万円であり、総負債比率は約 13.0%である。(9-2-6)

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

<予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査>

平成 24 年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を經常予算に統合し、法人共通の業務を設定し、「業務別予算管理」の導入を行った。一時的な臨時増額や配賦では賄えない案件の予算申請は、財務部が査定している。

更に、平成 27 年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1 年間に 3 回、定期的に予算委員会を開催し、平成 28 年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会で意見を受け、理事会の議を経て、前年度の 3 月末までに当初予算として決定する。また、補正予算は当該年度の執行状況や計画変更等を受け、原則当初予算と同様の過程を経て、1 月末までに決定している。

予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等を各会計単位経理担当所管が、続いて法人関係所管及び財務部が確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している。

5 月に監事監査を行っており、監事には監査法人から監査における留意事項等の報告がなされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、決算期末監査などを行っている。

<予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの確立>

「業務別予算管理」の導入により、どのような案件にどれだけの予算が必要であり、どれだけ執行されたのかを把握できるようになった。継続的な申請案件では、予算の申請及び執行状況が把握でき、予算査定時にも大いに役立っている。また、各会計単位による比較を可能とするので、突出する経費を抑制するための情報として活用している。

2. 点検・評価

過去 5 ヶ年の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の推移は、消費税増税等の外的要因もあるが、平成 23 年度 約 64 億円、平成 24 年度 約 113 億円、平成 25 年度 約 105 億円、平成 26 年度 約 73 億円、平成 27 年度 約 83 億円の収入超過で推移しており、本学の方針のひとつである財政基盤の安定化が実現している。

(1) 効果が上がっている事項

東大阪キャンパス整備事業（本部棟、図書館棟、3 学部の新校舎等の建設）費を執行するために一部資産を切り崩しているが、平成 27 年度末の施設設備引当特定資産累計額 375 億円、退職給与引当特定預金累計額 100 億円、医学部・附属病院移転事業費等に充てる第 2 号基本金引

当特定資産累計額 150 億円、アクティブ・ラーニングの充実のための学生参加型プロジェクト事業資金に充てる第 3 号基本基金引当特定資産累計額 9 億円となり、継続的に資金を留保している。内部留保資産比率は、平成 23 年度末 約 15.6%から平成 27 年度末 約 21.2%となり、5 ヶ年で約 1.3 倍に引き上げることができた。(9-2-7)

また、受託研究費は堅調に推移しており、文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」民間企業からの受託研究実施件数は、平成 23 年度 全国大学 1 位、24 年度 3 位、25 年度 1 位、26 年度 2 位、27 年度 2 位と常に上位を維持しており、研究や共同開発が盛んに行われていることを立証している。(9-2-8)

(2) 改善すべき事項

平成 26 年度と比較して、平成 27 年度の医学部・三附属病院・看護専門学校は支出超過ながら、収支差額は改善している。更なる改善を実現するために、大学本部・医学部・附属三病院間で医学部・附属三病院管理者会議を開催し、収支や人事等の諸案件を継続的に検討している。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

法人全体と各会計単位の収支状況だけではなく、単年度・中長期事業計画における予算を審議・査定することで、投資の意思決定が実現し、経営層から示される方針に沿った予算編成が可能となっている。

各事業資金の積立により、学生の教育環境を整備し、教員の教育・研究の質の向上及び大学ブランド力の強化を図っている。

(2) 改善すべき事項

平成 32 年度までの東大阪キャンパス整備事業は総事業費 約 502 億円、平成 31 年度からの医学部・附属病院移転事業は総事業費が未定であるが、手持ち資金で賄う方針のため、毎年一定額の資金を留保して増加させる他、事業費を抑制しなければならない。

更なる財政的基盤の強化に向けて、学生生徒等納付金、医療収入、補助金の他、資産運用や寄付募集の強化による増収策は重要である。一方、より統制の効いた予算制度における支出管理、企業に倣った費用対効果も検討が必要である。

参考資料：計算書類、監査報告書、事業報告書 (9-2-9) (9-2-10) (9-2-11)

4. 根拠資料

- 9-2-1 科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金 採択一覧（平成 23 年度～27 年度）
- 9-2-2 COE・GP 年度推移表
- 9-2-3 私立大学学術研究高度化推進事業／戦略的研究基盤形成支援事業
- 9-2-4 寄付研究費・受託研究費集計表（平成 23 年度～27 年度）
- 9-2-5 財務比率比較表（法人全体分）（平成 23 年度～27 年度）
- 9-2-6 貸借対照表 平成 28 年 3 月 31 日（学校法人近畿大学）
- 9-2-7 内部留保資産比率算出表（平成 23 年度～27 年度）
- 9-2-8 大学等における産学連携等実施状況について（平成 23 年度～27 年度）
- 9-2-9 計算書類（平成 23 年度～27 年度）（写）
（資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、
事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金
明細表、基本金明細表）
- 9-2-10 監査報告書（平成 23 年度～27 年度）（写）
- 9-2-11 事業報告書（平成 23 年度～27 年度）（写）

基準X 内部質保証

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1. 現状の説明

本学では、これまで平成12年度、平成18年度、平成25年度に自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行すると共に、その全文をPDF化してホームページで公開している(10-1)(10-2)(10-3)。また、自己点検・評価に基づいて公益財団法人大学基準協会による大学評価及び認証評価を受審し、「適合」との評価を受け、その認証評価結果についてもホームページで公開している(10-1)(10-2)(10-3)。

平成25年度自己点検・評価の結果、同協会から指摘のあった「改善すべき事項」の改善状況を中心に点検・評価し、その結果をアクションプラン(3ヶ年改善計画)として平成26年度より毎年、学部・研究科等の状況を把握している(10-4)。平成28年においても改善状況を確認しており、平成30年度には「改善報告書」を提出する予定である。

また、平成26年度以降は、全学部・研究科において毎年度、自己点検・評価を行い、自己点検報告書としてまとめている(10-5)。

更には、点検評価の一環として株式会社格付投資情報センター(R&I)による法人の格付け評価を受審し、その結果をホームページで公表している。格付け評価の結果は2005年の格付け取得以来(AA-)を維持し、平成28年度には(AA)への格上げとなった(10-6)。

財務に関する情報、学校教育法施行規則172条の2第1項に定める教育情報の公表を、大学ホームページで公表している(10-7)、(10-8)。ホームページでの公表方法を採用することにより、教職員のみならず社会に対する説明責任を効果的に果たしている。情報開示請求があった場合は、「個人情報保護基本規程」、並びに「特定個人情報等取扱規程」に基づき対応することとしている(10-9)、(10-10)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①大学の諸活動における検証と見直しシステム

〈自己点検・評価活動の組織体制〉

本学では、自己点検・評価の方針・手続きを「近畿大学自己点検・評価委員会規程」(10-11)に記して、自己点検・評価活動を展開している。自己点検・評価を実施する組織は、学長、副学長、大学院部長、法科大学院長、各学部長、通信教育部長、短期大学部長、全学共通教育機構長、教職教育部長、中央図書館長、学生部長、キャリアセンター長、国際学生交流センター長、リエゾンセンター長、教育改革推進センター長、事務部関係部長等で構成される全学の「自己点検・評価委員会」を設置している。同委員会の下に、学部・研究科の自己点検・評価委員長を中心に構成される「自己点検・評価運営委員会」を置いて、学部・研究科の自己点検・評価活動を統括して、大学の自己点検・評価報告書の編纂等の実務を担当している。

全学と学部・研究科の自己点検・評価活動は、以下の手続きで連携する。

◇各学部・研究科単位

設置された自己点検・評価委員会において、全学の自己点検・評価委員会が策定した実施要領に基づき、個別に点検・評価を行い、学部・研究科ごとに自己点検・評価報告書を作成して、毎年、自己点検・評価運営委員会に報告する。

◇自己点検・評価運営委員会

学部・研究科ごとに作成した自己点検・評価報告書の提出を受け、それらを集約して全学の自己点検・評価報告書を作成する。この報告書の作成過程で、自己点検・評価運営委員会は学部・研究科ごとの自己点検・評価内容を点検・評価し、各学部・研究科にフィードバックする。

毎年行われる全学部・研究科での自己点検・評価報告書の作成とそれに基づいた全学の自己点検・評価報告書の作成により、大学の執行部が全学部・研究科の自己点検・評価活動を統括し、一方、各学部・研究科では、大学全体の自己点検・評価活動を把握して、相互に学内の自己点検・評価活動を連携する。全学の自己点検・評価委員会では、自己点検・評価結果を大学協議会に報告して、大学協議会では自己点検・評価結果を検証して、必要な改善事項がある場合には、当該組織の長に対して改善の実施を求め、当該組織の長はその実現を図るシステムが構築されている。

〈自己点検・評価を教育改革・改善につなげる組織体制①ー近畿大学未来戦略機構〉

学長を機構長とし、強いガバナンスで教育改革が滞ることがないように推進する組織である。自己点検・評価報告を踏まえ、更なる改善が必要な事項を挙げ、その計画策定を 21 世紀教育改革委員会に指示する。

〈自己点検・評価を教育改革・改善につなげる組織体制②ー21 世紀教育改革委員会〉

自己点検・評価報告書の検証による全学的な教育改革・改善事項について、「近畿大学 21 世紀教育改革委員会規程」(10-12) により組織された 21 世紀教育改革委員会が中心となって、近畿大学未来戦略機構の指示のもと、改善プランの策定を進めている。この委員会には、学士力強化検討、大学院教育改革検討、学修・学生生活支援検討、グローバル推進検討の 4 つの小委員会が組織されている。

上記の流れを継続して行うことにより PDCA がサイクルし、円滑な内部質保証システムの整備がなされている。

〈コンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底〉

全教職員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識を徹底するために、教職員の倫理に関する行動指針として、「学校法人近畿大学倫理憲章」(10-13) を制定している。また、「近畿大

学における競争的資金等の取扱いに関する規程」(10-14)に定めるコンプライアンス委員会を設けている。コンプライアンス委員会は、法人運営や設置学校全般のコンプライアンスの状況を掌握している。また、監査室では、学校法人近畿大学公益通報等に関する規定(10-15)に定める「法人倫理ヘルプライン相談窓口」を設置して、公益通報制度を運営している。

また、全教職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、研究倫理教育プログラムの「CITI JAPAN e-ラーニングプログラム」を平成26年度から本学教職員に受講を義務づけている。受講状況は、コンプライアンス委員会に報告されて、必要な措置が取られる体制が整えられている。

<IR推進室による質保証の支援>

教育改革に資することを目的として、副学長を責任者とするIR推進室が平成28年度に設置された。教育改善支援の主眼として、大学、学部等のリクエストに応じて情報提供を行うことができる体制を整えている。

②学外者の意見の聴取

<認証評価機関による認証評価受審体制>

本学では、平成26年度(2015年)に機関別認証評価を大学基準協会に申請し、「大学基準協会の大学基準に適合している」と平成27年3月に認定され、認定期間は平成34年(2022年)3月31日までとされた。

平成26年度から、全学部・研究科において毎年度、自己点検・評価を行い、自己点検・報告書にまとめている(10-5)。また、民間評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)による法人の格付け評価を受審して、その結果を本学ホームページで公表している(10-6)。

<各学部・研究科での外部評価受審体制>

本学の一部の学部・研究科では、大学基準協会の認証評価に加えて、一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)の受審や学外者の意見を聴取している。

③認証評価機関等からの指摘事項への対応

<アクションプランの実施>

平成26年度(2015年)の大学基準協会の機関別認証評価では、努力課題及び改善勧告が指摘された。それを受けて、平成27年8月にアクションプラン(3ヶ年改善計画)を提示して、全学的に改善に取り組んでいる。アクションプランは、自己点検・評価委員会より各学部・研究科長あてに作成が依頼され、各学部・研究科長は、指摘事項を確認して、評価当時の状況(現状と問題点)を確認して、最終目標(3ヶ年)を視野に、改善方策を提示する。次年度には、改善実績と次年度課題と改善目標、更に、(自己)達成度評価をして、PDCAサイクルによる改善事項に取り組んでいる。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

①自己点検・評価活動の充実

<全学レベルの自己点検・評価の実施>

自己点検・評価運営委員会が中心となって、全学的な現状を確認することで大学全体としての自己点検・評価報告書を作成した(10-5)。この報告書は、全学の自己点検・評価委員会に提出され、この内容の適切性について評価が行われた。

更に、21世紀教育改革委員会を中心に教育改革を進めてきた。この委員会では、学士力強化検討、大学院教育改革検討、学修・学生生活支援検討、グローバル推進検討の4つの目標を掲げて、教育改革推進センター及び各種学内委員会等と連携しながら、学園の教職員が一丸となって取り組んできた結果、平成28年度においても学生による授業評価(中間)アンケートの実施、学士力強化と単位の実質化を目的としたシラバスへの記載内容追加とその実施、退学者を減少させるための対策等がなされ、着実にその成果が上がってきている。

<学部・研究科レベルの自己点検・評価の実施>

各学部・研究科に設置された自己点検・評価委員会やFD委員会で、授業評価アンケート、リフレクションペーパー、授業のピア・レビュー、卒業生アンケート等を導入し、その結果を教育改善に活用している。これらの活動に対する点検・評価結果については、自己点検・評価運営委員会に提出される(10-16)。その後、全学的な自己点検・評価活動において立案される改善事項を次年度に推進していくことにより、内部質保証システムが機能していると言える。

<個人レベルの自己点検・評価の実施>

教育活動の点検・評価として、学生による授業評価アンケートの結果を各教員へフィードバックして、教員個々がそれを活用した授業改善を行っている。研究活動の業績の把握については、Researchmap(データベース)によって専任教員の研究業績を把握・公開している。中央図書館では「近畿大学学術情報リポジトリ」を構築し、学術雑誌掲載論文、学位論文、科学研究費報告書、講義資料・教材、学会発表資料など本学の教職員による研究教育活動によって作成された学術研究成果を収集・保存し、インターネットを通じて無償で公開している(10-17)。

また、研究倫理教育プログラム「CITI JAPAN e-ラーニングプログラム」を、2014年度から本学教職員に受講を義務づけている。

②学外者の意見の反映

<各学部・研究科で行われている学外者との交流の機会>

経済学部、総合社会学部、工学部等の自己点検・評価委員会では、学外者による外部評価委員会を設け、評価の適切性の検証と教育の質向上に資する仕組みを整えている。

<理工学部、工学部、産業理工学部におけるJABEE認定制度の受審>

一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)が、大学等の高等教育機関の工農理系学科の

技術者育成に関わる任意の第3者教育認定制度で、この認定を受けていることで教育プログラムの質を保証している。

<R & Iによる法人の格付け評価の受審>

株式会社格付投資情報センター（R&I）による法人の格付け評価を受審し、その結果をホームページで公表している。格付け評価の結果は平成17年度の格付け取得以来（AA-）を維持し、平成28年度においては（AA）へと格上げがなされた。

③認証評価機関等からの指摘事項への対応

<大学基準協会からの指摘事項への対応について>

平成26年度に大学基準協会を受審し、適合と認定されたものの努力課題、指摘・改善事項についてアクションプラン（10-4）として、3年間で改善を行う計画を立てた。学部・研究科は指摘事項に対する改善状況を毎年自己点検・評価運営委員会に報告し、委員会ではそれに対する達成度評価を付して返却している。このように、未達成事項については引き続き改善を促すシステムを構築している。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

本学は、平成28年10月に株式会社格付投資情報センター（R&I）から12回目の格付評価を受けた。その結果、昨年までの（AA-）[格付けの方向性：ポジティブ]から、（AA）[格付けの方向性：安定的]となり、21段階評価の中で3番目となる高い格付になった。格付変更の理由として、本学の持つ多様な学部構成や研究所、多くの附属学校を擁する総合性や学生募集力が更に強固になったことに加えて、大学を取り巻く環境変化への高い対応力と改革に取り組む経営力などが評価されたことが挙げられている。

また、副学長を責任者とするIR推進室を平成28年度に発足させた。IRの目的は教育改善支援を主眼としており、大学、学部等のリクエストに応じて、レポートを作成・提供を行うことになっている。今後、カリキュラム、授業改善等における支援が予定されている。

<自己点検・評価を教育改革・改善につなげる組織体制の強化>

21世紀教育改革委員会が中心となって教育改革を進めており、学士力強化検討、大学院教育改革検討、学修・学生生活支援、グローバル推進検討の4つの小委員会では、各学部・研究科及び事務部から委員を召集して、活発な議論と検証を進めている。

<アクションプランの各学部・研究科における効果的活用>

平成27年度から開始されたアクションプランが、各学部・研究科において着実にその成果を

上げている。その改善結果は、毎年、全学の自己点検・評価委員会へ報告がなされ、未達案件に関しては委員会より達成度評価を付してフィードバックを行い、改善サイクルの構築が図られている。

(2) 改善すべき事項

教職員の自己点検に対する認識が高まり、PDCA サイクルが実現されるようになったが、今後も継続して改善意識を全教職員で共有することによって効率的な取り組みへと発展させていく必要がある。

<各学部・研究科での外部評価受審体制の整備>

一部の学部・研究科では、外部評価を受審、または、外部者の意見を聴取しているが、全体として、内部質保証の取り組みの客観性、妥当性を高める工夫が不足している。

<学外者の意見を大学運営に反映させる工夫の不足>

自己点検・評価プロセスにおける学外有識者と大学役職者との意見交換は、今のところ経済学部、総合社会学部、工学部でしか、取り入れられていない。全学的にも学外有識者と大学役職者との意見交換も実施されていない。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

大学全体の自己点検・評価報告書はホームページで公開されているが、薬学部や薬学研究科、法科大学院では独自に自己点検・評価報告書を刊行し、ホームページで公表している。

<自己点検・評価を教育改革・改善につなげる組織体制の強化>

21 世紀教育改革委員会による教育改革においては、自己点検・評価委員会との連携を強化して、学士力強化検討、大学院教育改革検討、学修・学生生活支援検討、グローバル推進検討を全学的に推進していく。

<アクションプランの各学部・研究科における効果的活用>

アクションプランが、計画通りに推進できるよう、毎年、全学の自己点検・評価委員会においてその進捗確認を引き続き行う。このプランを可視化することで、大学・学部等が策定する年度計画をも支援できるようなツールとしても活用する。

(2) 改善すべき事項

各学部や各大学院研究科の多くは独自での自己点検・評価結果の公表ができていないため、自

己点検・評価結果の中から開示すべき項目を検討したうえで、ホームページを通じての情報公開を充実させていく。

<各学部・研究科での外部評価受審体制の整備>

各学部・研究科で外部評価を推進して、内部質保証の取り組みの客観性、妥当性を高める体制を整備する必要がある。

<学外者の意見を大学運営に反映させる工夫の不足>

自己点検・評価プロセスにおいて、学外有識者と大学役職者との意見交換を設定し、教育の質向上に活用するような仕組みを整備する。

4. 根拠資料

- 10-1 近畿大学 HP 平成 13 年 3 月 認証評価結果
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h13.html>
- 10-2 近畿大学 HP 平成 19 年度 認証評価結果
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h19.html>
- 10-3 近畿大学 HP 平成 26 年度 認証評価結果
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h26.html>
- 10-4 近畿大学 自己点検・評価報告書 平成 28 年度
- 10-5 近畿大学自己点検・評価報告書（平成 26 年度以降）
- 10-6 近畿大学 HP 大学評価（株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付け）
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/index.html>
- 10-7 近畿大学 HP 財務・事業報告
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/financial-report.html>
- 10-8 近畿大学 HP 教育情報の公表
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/educational-info/>
- 10-9 個人情報保護基本規程
- 10-10 特定個人情報等取扱規程
- 10-11 近畿大学自己点検・評価委員会規程
- 10-12 近畿大学 21 世紀教育改革委員会規程
- 10-13 学校法人近畿大学倫理憲章
- 10-14 近畿大学における競争的資金等の取扱に関する規程
- 10-15 学校法人近畿大学公益通報等に関する規程
- 10-16 近畿大学学術情報リポジトリ (<https://kindai.repo.nii.ac.jp/>)
- 10-17 平成 27 年度 近畿大学 アクションプラン 指摘事項（各学部）